

平成22年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年3月16日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月16日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	政 策 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘	企画情報 課 長	鈴木 智久
		税務課長	長尾 彰夫	収納課長	服部 康彦
	民 生 部	部 長	加賀 松利	次 長 兼 保険医療 課 長	齋藤 仁
		次 長 兼 住民課長	犬飼 博初	環境課長	上田 実
		高齡介護 課 長	佐藤 一夫	福 祉 ・ 児童課長	鈴木 利彦
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土木課長	水野 久夫
		次 長 兼 農政商工 課 長	西川 和彦	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		都市計画 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	水 道 部	次 長 兼 水道課長	佐野 宗夫		
	消 防 本 部	消 防 長	上田 正治	消防署長	山内 巧
		消防本部 総務課長	浅野 睦		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹
小中学校 給食セン ター所長		村上 勝芳	生涯学習 課 長	川合 保	

<p>本会議に職務のため出席した者の職氏名</p>	<p>議 事 会 局</p>	<p>局 長</p>	<p>松岡 英雄</p>	<p>書 記</p>	<p>金山 昭司</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)</p>				

- 日程第1 議案第24号 平成22年度蟹江町一般会計予算
- 日程第2 議案第25号 平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第3 議案第26号 平成22年度蟹江町老人保健特別会計予算
- 日程第4 議案第27号 平成22年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第5 議案第28号 平成22年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第6 議案第29号 平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第7 議案第30号 平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第8 議案第31号 平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第32号 平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第33号 平成22年度蟹江町水道事業会計予算

議長 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

平成22年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆さんのお手元に、総務民生常任委員会に配付されました議案第11号、議案第12号及び議案第13号の資料が防災建設常任委員に、防災建設常任委員会に配付されました議案第9号の資料が全員に配付してあります。

ここで、河瀬産業建設部長より、去る3日、議案第9号の議題の中で、黒川勝好君の質疑に対する答弁の一部訂正したい旨の申し出がありましたので、許可をいたします。

産業建設部長 河瀬広幸君

失礼をいたします。

先ほど議長が申し上げられましたように3月3日の議会の上程のときに、蟹江町のまちなか交流センターの設置及び管理に関する条例の質疑のところで、黒川勝好議員にご質問いただきましたまちの駅設置工事の入札の案件でございます。私、手持ちの資料ございませんでしたので、指名人調書の中の選定業者を12社とお答えをいたしております。ところが、戻りまして確認したところ、正式には10社でございましたので、改めて資料を配付するとともに訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 大原龍彦君

小原喜一郎君より5分程度おくれるとの申し出がありましたので、許可をいたしました。ただいまの出席議員は15名です。

ここで、去る3月11日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

それでは、去る11日の代表質問終了後に開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

まず最初に、意見書の取り扱いでございます。12月定例会におきまして継続審議となっておりました意見書3件及び12月定例会以降に提出をされました意見書6件の取り扱いを協議をいたしましたところ、アの後期高齢者医療制度の廃止及び国民健康保険制度への財政措置などを求める意見書、イ、細菌性髄膜炎の予防に関するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化と安定供給を求める意見書、ウ、安心して子育てできる制度の確立を求める意見書、エ、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書、以上4件は、全会派の賛同が得られましたので、本定例会で採択するこ

とになりました。

次に、アの外国人地方参政権付与法反対に関する意見書、イ、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書、ウ、所得税法第56条の廃止を求める意見書、以上3件につきましては、全会派の一致を見ることができませんでしたので、不採択となりました。

最後に、ア、民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書、イ、障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書、以上2件は継続審議することになりました。

次に、平成22年第2回6月定例会の日程でございます。日程は、別紙のとおり予定されておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、3であります。第8回滞納対策特別委員会の開催についてであります。予算審議終了後、協議会室にて開催されますので、委員の皆さんはご参集いただきますようお願いを申し上げます。

次に、4番、臨時会の開催についてであります。

まず、(1)の税条例の改正に伴う開催についてであります。国の動向により開催日を決定することになりました。議員各位へは決定次第、お知らせをする予定でございますので、よろしく願いをいたします。

次に、(2)議会役員改選に伴う開催についてであります。平成22年5月13日木曜日、午前9時から予定をされておりますので、よろしく願いを申し上げます。

最後に、その他であります。

(1)の地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書についてであります。我々の加入をしております地方議員の年金制度でございますが、議員の皆様も既にご承知のとおり平成の大合併や議会改革による現議員の激減、そしてまた年金受給者、これは我々のOB議員やそのご遺族でございますが、長期受給の延びによりまして、平成23年度、2011年には破綻することが確実視されている状況であります。そこで、総務省は「地方議会議員年金制度検討会」を設置し、年金制度存続の2案(A案、B案)と廃止案の合計3案を現在検討中でありまして、年内には結論が出され、国会で法改正がされることになろうと思われております。

そこで、存続の2案では、地方自治体の公費負担、つまり税金が多額に投入される案となっております。100年に一度の大不況と言われる中、失業、転職を余儀なくされ、雇用状態はますます厳しさを増し、この中で家計を切り盛りし、老後に対する不安も高まっているとき、またこれにより町の財政が厳しいときにこれ以上の大幅な税金投入は、到底住民の理解が得られるものではございません。

現職議員の掛金の負担もますます過重となっており、もはや限界がきていること。

市町村議会の廃止する意見書や市民団体から廃止する陳情等が出ており、また市民団体による廃止に向けてのシンポジウムなど、廃止を求める声が日本各地において確実に広がっていること。本県におきましても、新聞等でご承知のとおり安城市議会が廃止の意見書を3月

定例会で可決され、国へ提出されることになっております。また、徳島県小松島市議会では、見通しのわからない掛金はもう払えないと支払いを拒否している議会も出てきているという状況であります。

仮に、国の廃止案どおり廃止と決まった場合の退職時に支払われる給付金は、国会議員互助年金廃止時の場合が納付金総額の80%に対し、地方議員の場合は64%と低く予定をされております。

以上の理由により、町民から町議会が信頼を得るためには、国の方針が決定される前に、我々蟹江町議会議員みずからの意思を示す必要があるのではないか、その形として「地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書」を出してはどうか、出すなら早いほうがいいのではないかという趣旨の意見が出ました。

これにつきまして協議いたしましたところ、このことにつきましては、議員全員にかかってくる問題でございますので、議員総会を開いて協議をすることになりました。議員総会は、最終日閉会后、協議会室にて開催をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告いたします。よろしくお願い申し上げます。

(9 番議員降壇)

議長 大原龍彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから予算案の審議に入ります。

議題に入ります前に皆様をお願いをいたします。質問をされるときはページ数と科目を言ってからお願いいたします。発言の許可を求めるときは挙手をし、議長と呼びかけてください。また、質問あるいは答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

議長 大原龍彦君

日程第1 議案第24号「平成22年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入、歳出とも総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

歳入の28ページ、20款町債の中の臨時財政対策債についてお尋ねします。

この件は、昨年の予算審議とか一般質問で繰り返し私はお尋ねをしてきました。今年度が4億5,000万円、来年度予算で7億円になりました。これは今まで私の持っておりました資料の中では、いまだかつてない最高額の臨時財政対策債だと思います。昨年の予算の審議の

ときにも申しましたが、どんどんふえてしまう、今後どうなるかということを知りましたときに、政府の出しているあれでは22年度以降は、これは枠が示されていないのでなくなる予定だ。それで、年々の起債の額が大きくなって膨らんでしまう。209ページに町債の残高が載っております。今年度末は84億円、来年度は88億円になる。それで、今後の見通しというのを前に聞いたことがあります、大きな建設も一段落したので、大体年3億円以下の建設債のような発行で済んでいくと。だから公債費とかその他は落ち着いていく。別途下水関係で大きく伸びてくるわけですが、という頭の中の整理をしておりました。

しかし、この起債は大体3年据え置きで20年返済という年賦にずっとなっておりまして、結局は後年度の人たちが町の財政を返していく。一方、これは政府から返してもらえるんだということが以前からありまして、三位一体改革の小泉改革のときにここが不交付団体になったので、結局はもらえないようになってしまって、ペテンにかかったのではないかという厳しい言い方を私はしてきました。

しかしまた、どういう計算の仕方が変わったのか、交付税がいただけるようになった。新政権はその出し方が不明確でわかりにくい。町長みずから、やや我々に不安を与えるお話をされて、僕はそれいかんと、そんなことを言うていただいてはいかんと抗議をしたケースがありますが、長くなりますけれども、要するに7億円という臨時財政対策債の発行は、いまだかつてないんですね。どうしてこういう町債を発行してやらなければいけない予算編成になったのか。一番目に見えるのは町民税の2億減るのがはっきりわかっているわけですけど、それでも7億を借り入れるというのは少し大き過ぎるような気がするんですが、どういう要素があるかご説明をいただきたいと思います。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

町債のうちのおっしゃられます赤字債、臨時財政対策債のお話をもとにご質問いただきました。おっしゃるようことしは7億お借りする、昨年が4億5,000万円ですので、その差は2億5,000万円ということで大きくなってございます。ただ、これは先ほどおっしゃいましたとおり2億円ほどの減収の問題がございまして。国のほうも、交付税のお話を少し先にさせていただかなければいかんですが、交付税は私どもの基準財政とします収入と、そして支出を比べて収入が少ない場合に交付税で補てんをするという考え方でございます。ただ、今まではそういった計算の仕方が大きくて、交付税で大きくいただいていたものがこの改革によって交付税が半分になりまして、その裏打ちといえますが、補償的なものでこの臨時財政対策債が出てまいりました。

ですから、国の考え方は両方合わせて以前の交付税というような考え方を持っておりますので、ここで言います2億5,000万円が上がってくるというのは、実は歳入が減ればその分国のほうは手当てをするから、それで補いなさいというような形で臨時財政対策債は計算されております。

ですから、交付税との絡みでそういった形が出てくるということでございまして、実際には我々のほうは7億円お借りしないと事業がやっていけない。一般の歳入として受けて、それを投入しないと事業がやっていけない状況になっているというのが状況でございます。

ただ、これともう一つ基金がございます。これも一般的に財政調整基金でありましたらどういった形でということで補てんをできる基金でございますが、これも今回お示ししておりますとおり6億ほどの基金残高になっております。これが枯渇しますと単独的に行う事業も全くできなくなりますので、私どものほうとしましては、今回国のほうが実は昨年度の1.5倍を予定してこの臨時財政対策債に充てるべき起債財源を確保しております。これの指導にものりまして、財政運営をしていこうということで今回調整をさせていただいて、確かに大きい額ではございますが、計上させていただいたというのが実情であります。

交付税のお話は、今差し上げましたように実際その差額で出ておりますが、今後その臨時財政対策債の償還費につきましては、これは交付税の算入基礎にきちっと入っております。実は私ども代表質問のときに町長のほうにもいろいろご質問いただきまして、私自身がそれを確認いたしました。これは国のほうが試算しております交付税の対象としての償還額のほうが、実は私どもが支払っております償還額より少し大きいということで、これは上限で計算をいたしますので、私どもが実際に借りた額で計算いたします。その差額というものは確かに出ておりますので、基本的にはきちっと計算をされて、その分交付税に反映されておるといって結構でございます。ただ、交付税は先ほど申しましたように収入と支出の形でございますので、収入が大きくなれば支出のほうとの差が出てまいりませんので、これは不交付になりますし、反対にこの収入に対しまして大きく支出が出てまいりましたら、その分が交付税で出てまいりますので、これは氷山で言いますと全体がありまして、その中の浮き沈みというか、表に出た分だけが交付税というふうにして返ってまいりますので、ちょっと目にはつきにくいということでございますが、全体としての中の算入はきちっとされております。

それから、今後の見通しの話が出ました。確かに昨年度につきましては不透明で、22年度からは基本的にこれがあるかないかというのは予測できないところであります。ただ、今回国のほうの指針では、また3年間、このような経済状態でございますので、交付税の裏打ち措置としての財源対策債のほうは認められるというように私どもは今判断しております。そこは確かにおっしゃるようにより情勢によって変わっております。

あと、今後の交付税のお話がございました。新政権は現在の状況と交付税の算入状況を少し変えるというようなことで、今その試算といいますか、状況を策定すべき動いていらっしゃるというふうに私どもも把握はしております。ただはっきりしたことは出てまいりませんが、面積、人口、そういった大きな形で交付金というような形でどんと出てまいりますと、その中での算入基礎については少し不透明な部分があるということは、実は私のほうが町長のほうに申し上げておりますので、そこを踏まえて今後については少しまだ見渡せない、不

透明な部分があるというふうに先日町長はお答えしておられるというふうに理解しておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

3番 山田邦夫君

担当者は非常に細かいことを考え合わせてやっていらっしゃることはわかります。政権を見ていても自民政権でも総理大臣が変わるとどんどん政策が変わりまして、今度は大きく政権そのものが変わった。そうするとまた新しい国の財政、扱いが変わってくる。蟹江町でも町長も変わられる、所管される総務部長も変わられる。議員も変わっていく。間隔は2年、4年でぐるぐる変わっていくわけですね。そういう意味で、町の全体の財政というのをどういうふうに持っていくかということは、国の政策は分かれるわけです。健全財政でいかないと、今ほど八百何十兆円の借金ではもう後世代はやっていけないと。後世代どころじゃない、我々でもいつ国がパンクして、えらい目に遭うか心配をしているわけですから、その同じ縮図をここへ持ってきておりまして、行財政改革、行政改革もやって財政改革もして、何とか収支合うような運営をしないといけないと盛んに言う政治家、今、もう名乗り上げていますね、テレビで毎日出てくるところです。ところが、一方で景気をよくして金もうけで税金を納めさせて、そしてよくしなければいかんのだという対立軸があるわけです。

そういう意味でいくと、現在、行政をつかさどる人というのは、目先の3年か5年がよければ、極端に言うといいわけです。ですから、威勢のいいことをどんどんやるわけです。借金をしてやるわけです。これを威勢のいいことに使ったとは言いませんよ。7億円を。ですけども、当面切り抜ければよいということで7億円借りて使うわけですね。ところが、それを返していくのは3年据え置き20年返済、返済じゃない、もらえるんだと言っているけれども、それも政権が変わったり何かするとわからないわけです。ですから、しぶちなわけですが、私はいつも健全な財政見通し、運営をしなければいかん。使い過ぎてはいかん。使い過ぎないためには行政改革をしっかりとやらなければいかん。それが難しいものですから行政改革そっちのけなんですよ。使うことにばかり頭がいて。そこが現在の非常に大事な問題だと私は思っております。予算審議の短い時間で言える話ではありませんけれども、そういう心配を投げかける7億円ですね。

それでは、細かい点を二、三お尋ねします。

11ページ、総括……

(発言する声あり)

議長 大原龍彦君

総括です。すみません。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

総括的な質問になるわけでありませけれども、最初に、やっぱり新しい政権が生まれて、この政権とのおつき合い、どう対応していくかということについて、蟹江町政の根本を問われる問題だというふうに思いますので、行財政をめぐって、あるいは歳出をめぐって、これからどう新政権とのおつき合いをしていくかということは非常に重要だというふうに思いますので、最初に私はこの点について伺っておきたいというふうに思います。

町長は、先ほど来の代表質問にお答えをして、この新政権とのかかわりについて、あるいは財政収入とのかかわり、今後の見通し等について、るる述べられたというふうに思います。そこで、顕著に認められたのは、先の見通しがわからないという言葉が非常に多く使われたというふうに思うんですよ。しかし、私はこの22年度予算案に限っては非常に明瞭にわかっていると思うんですよ。1つはどうかといいますと、その前に最初にはっきり聞いておきたいわけではありますが、新政権との対応、私ども日本共産党は新しい政治局面が生まれたと。国民は自公政権を見放してもうおつき合いできないと退場願った。新しく誕生した民主党政権は、それで全面的にこたえてくれるかなという疑問がまだ国民の中に残っている。その国民の期待にこたえられるかどうか、今、民主党政権は試されているんだという、こういう政治情勢の見方であります。

そこで、日本共産党は建設的野党、従来は確かな野党ということを書いてまいりましたが、新しく第25回党大会で建設的野党、悪いことは率直に悪い、直す方向で国民と一緒に闘う。しかし、いい側面については積極的に、建設的に政治を前向きに進めるために協力をする、こういう立場を明確にしました。私ども蟹江町の日本共産党議員団もあなた町政の誕生以来、そういう立場をとってまいりました。いわば中央委員会よりも先んじて建設的野党の立場をとってまいりました。

町長は、新しく生まれた政権に対して、私どもはそういう立場ですけれども、町長の政治的背景やバックボーンは、従来、過去における自公の背景ではなかったかと思うわけあります。そこで、現時点では新しい新政権に対してどういう対応、また考え方を持っていられるのか、最初に承っておきたいというふうに思うわけあります。

次の質問になるわけですが、先ほど申し上げましたように今度の22年度予算案は非常にわかりやすくなっているということが1点です。それはなぜかといいますと、1つは第1次、第2次補正予算が組まれたんでしょう。第1次は今年の半ば、第2次は今年の暮れ、国は補正予算を組まれた。そして、この3月議会における一般会計補正予算の中で繰越明許費として計上されておる22年度に使われるお金として、これは国の配慮であります。税収減に対する1つの対策として、暮れになって急遽第2次補正をやって、大幅に戦後最大の補正をやりました。これが1つであります。

もう一つは、地方交付税、これが1.1兆円増額いたしましたね。これ衆議院を既に通過しました。ですから、蟹江町における地方交付税も昨年度に比べて約1億円増額していますね。

さらに弾力補正の計数を変えることによって、地方交付税の1兆1,000億円の増額を図っておるわけですが、さらにそれを改善しようとしておるといふことがあるといふ思います。

もう一つは、先ほど山田議員が言われた臨時財政対策債、これに対する繰り上げ償還利率についての一定の町に対する対策を講じていただいた。この予算が2,400億円ですよ。こういうふうに見えてきているわけでありまして。

したがいまして、蟹江町における2億円強の税収減、これの対策はできて、蟹江町でも昨年を上回る当初予算を組むことができた。こういうことが言えるのではないかと思うんですけれども、この点について当局の考えを承りたいと思うのであります。

さらに、国全体として国庫負担金がふえておるといふことを全体として言えると思うんです。これは町に対する税収減に対する配慮であります。これはやっぱり新しい政権の財政政策における一定の評価すべき点だと思っております。しかし、私ども日本共産党はあえて言っておきたいわけでありまして、これで批判するべきところは批判するという立場であります。それはこういう措置をとっていただいたけれども、根っこにある日本の2つの異常をたださない限り、財源問題は根本から解決できませんよというのが日本共産党の見解であります。だからどこかでこのあおりは来る。地方主権ということもこの中で出ていますけれども、この地方主権は今もって小泉構造改革を引きずっている姿勢であります。小泉構造改革はあらゆる分野で国民の不便を、あるいは窮乏をもたらしました。これを引きずっていて、将来的には消費税増税を視野に入れているということになるわけで、それが最終的な財源対策だと、こういうことになっているわけでありまして、これは何としても許すわけにはいかない、こういうふうには私どもは思っておるわけでありまして、そういう財源対策について、そのところにメスを入れないと、つまり2つの異常は大企業に対する異常な減税、今も引きずっています。ここにはメスを入れることが、選挙時には言いましたけれども、これ入れずにおります。それから、アメリカに対する思いやり予算、あるいは軍事基地に対する削減の方向が出ないと財源措置は投じられません。根本的な財源対策が用いられません。

そういう点からして、この辺のところには新政権がメスを入れることができるかどうか、このところに問題があるのではないかと私どもも思っているわけでありまして、この点について町長のご見解を承りたいと思うのであります。

町長 横江淳一君

新政権に対してどうだということについてお答えをさせていただきます。

今、日本共産党さんの建設的野党の話はしっかりと承らせていただきました。それはそれとして、我々も期するところはあるわけでありましてけれども、代表質問でお答えをさせていただきましたが、私は新政権に対して大変期待をいたしております。これは何度も申し上げました。ただ、先ほど来、山田議員からの総括の質問にありましたように、実際まだ不透明なところが現実にございます。

それで2億5,000万円近い減収をどのように予算を組むのかという最初の予算の説明の中で、我々としては7億の臨時財政対策債、これは組みたくて組んだわけじゃなくて、それだけの歳出を予定しているから組ませていただいたわけでありまして。実際、負担金等々について細かい数字は担当から今から申し上げますが、実際、子ども手当の分を引きますと負担金は減っているわけですね。ですから、我々としては非常に厳しい状況でありまして、1.1兆円増額していただいたという感覚が我々としては全くありません、はっきり言いまして。ただ、そののからくりは今回の2次財政対策債のものについては普通交付税の算入に入っているから、その分はいただけるというふうに私は確信をいたしておりますし、今後この臨時財政対策債をこれ以上ふやすのかどうかについては国の考え方もございます。ただ、合計で88億円近い起債になるわけでありまして、今後大きな箱物は多分つくことは無いと思っておりますし、実際後世にツケを残すことは適切であるとは、これも思っておりません。これは一貫して考えは一緒であります。ただ、今、住民サービスが大変求められるところで、町独自の財源として財政調整基金を使わせていただきたい、10億近い金額を温存していきたいというのは代表質問でも申し上げましたとおりであります。

ですから、できるだけ普通で言う普通預金である財政調整基金の取り崩しは最低限にしたいというのが基本的な考えで財政当局に申し上げた。これでその7億というのが金額的に生まれたわけでありまして、何とぞご理解いただきたいのと、新たに民主党政権がこれからいろいろな考え方を出されると思っております。それで、特に前政権が打ち出した地域活性化の経済交付金、これについてはまちの駅等々に使わせていただきましたし、それから最後に、これもご指摘をいただいた思いやり、きめ細かな臨時交付金、これについてもありがたく使わせていただくことになっております。

今後、地域にとって地域主権を、現政権がこれからどんどん打ち出していただけるということですので、我々といたしましてはいろんなところを通じて、特徴あるまちづくりをするがためのいろんな施策を訴えていきたいというふうに思っておりますので、逆に自公政権のときよりいろんなものがわかりやすくなってくるんじゃないかなということのメリットはあるんじゃないかな、こんなことを今思っております。大変期待するものであります。

財政については再度申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

町長が今ほとんどの項目についてお話をさせていただいたと思っておりますが、1つ臨時財政対策債の特別償還の件が、これは事務的なお話でございまして、前にもお話しさせていただいたんですが、今回も枠が広がったわけですが、基本的には財政の再建計画等を出すような団体について広くそれを理解して進めましょうということですので、蟹江町が即それに対応できる町村かということ、今のところはそこまではいっていない、対応はできない

というようなふうに私どもは解釈しております。

それから、1次補正、2次補正の話もございました。町長もお話しされたとおりであります。これにつきましては、21年度の予算での対応できるところで国はやっていただいたと理解しております。そして、繰越明許でやられた背景には、22年度からは子ども手当等で蟹江町におきましても、先ほど町長が申しあげました前年度対比5億円の負担金が入ってまいります。ただこれはかなり大きくて全体で7億5,000万円、うちは大体入ってきたのは2億5,000万円ぐらいでしたので、かなり大きな形で変わってまいります。これを差し引きしますと、やはり国から出てまいります国庫というものはかなり減っておるというのが状況でございますので、こちらのほうはそうにご理解をいただけるとありがたいと思います。

先ほどの、補足といったら、町長の補足はございませんので、事務的なお話でございますが、私のほうからはそのように答弁させていただきたいと思います。

7番 小原喜一郎君

それで、町長の民主党政権について一定の期待をしておるという立場だということでお答えをいただきました。

それで、私は先ほど山田議員のほうから質問がありました。やっぱり将来に対する財政的な不安ですね。これやっぱり議員のみならず町民全体にあるのではないかなということはあるのでありまして、その見通しについて一定の形で承っておきたいわけでありまして、

これは中日新聞に載せられた地方交付税の大きな記事であります。これも中日新聞に載せられた地方債の現状についてという大きな記事であります。ごらんになったかというふうに思うんですけども、地方債のこの現状を見ても、一般的に今まで言われてきたのは実質公債費比率と公債費比率との関係で、従来は公債費比率の何%、例えば15%公債費がなれば黄信号だと、こんなことが言われてきておったんですが、最近は実質公債費比率で言われるようになったですよ。その実質公債費比率で政令指定都市ないしは大都市あるいは中小都市、これ見ていただくと、この公債費比率が19.9だとか、ひどいものになると24%とか、21.9だとか、ずっと軒並み並んでいるんですよ。こういう状況にあるわけです。

そこで、蟹江町は現状どうかというところ、大体7%ちょっとというところですね。15%、黄信号まで思い切って、仮に町債を借りることになるとすれば、あとどのくらい借金することができるのかという枠ですね。聞いておきたいというふうに思うんです。あらかじめ財政当局にはじいてもらったんですけども、まだ160億円くらいは借りられるというこういう算出基礎をいただいておりますが、それでいいのかどうか聞いておきたいわけでありまして。

多くの議会議員の皆さんからは下水道、農業がどうなっていくか心配だと。今の現状の住民税減収が心配だとおっしゃいますけれども、他の全国、今1,500自治体くらいに減りましたですか。この中で蟹江町は本当に悪いような状況になっているかどうかといえば、いいほ

うが数えたほうが早い状況になっているというふうに思うんですけども、そういう今の指標だけでもそういうふうになっているというふうに思うんですけども、蟹江町のこれからの財政状況の現状について当局の見方を聞いておきたいわけでありませう。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

起債の制限に関するお話をいただきました。おっしゃいますとおり実質公債費比率、20年度で6.1%、ここに言います健全化基準は25ですので、かなり低いというのは確かでございます。ただ、今お話がありました実質の数字としては、88億ほどに今年度最終的にはなるといふ状況にはなっております。ただ、先ほどおっしゃいました19.9とか24%のところ、もちろんこれはほとんど単独事業は行えない状況になっているというふうに解釈しております。ですから、私どもがきちっと住民の信託意思をもって進むべき主権的な事業は全くできない状態になっているというふうに私は思っておりますし、今後私どもがそういった状況になつてはいかんというふうに、必ずやそんな状況にならないようにというふうに考えております。

この高いところは、調べますと基本的に既に下水道とかいろいろな事業を行つておるところだと思います。前も横浜、神奈川、そういったところが例示で出ておりましたが、こういったところも建設事業等たくさんやってみえて、そこでその償還が進んでいるということでこの比率が高くなつておるといふような状況です。この24、25がそうだとはいふ、もっと低い数字ですけども、横浜とかそういったところは、そういった形で事業の進捗状況で変わってくるということでございます。

そこで、今おっしゃられましたように下水道の関係でございますが、これはこれから30年というふうな状況で進んでまいります。確かに今はまだ償還が始まったばかりの部分でございますが、これは累積してまいりますとやはり大きな形にはなつてまいります。今、私どものほうでそういったことを踏まえて起債のほうを進めさせていただいておるわけですけども、議員のおっしゃいます制限比率、実はおっしゃられるように160億まで借りられる。そのうちの88億をもう使つておりますので、あと70億ぐらいまでは借りれば借りることができるという状況ではあります。ただ、これは制限比率の関係でございますが、こういったところについてしまったらもう既に手おくれたということで、ここにいかないように考えながらやっておるわけですし、それが下水道等踏まえての状況でございますので、下水道がこれから本当にどんどん出てまいります。これを加えていきますと、やはり私どもとしてはかなりの圧迫がされてくるというふうに考えております。

現在でもここ数年のうちに、これはちょっと率が違うので申しわけありません。現金といひますか、金額そのものでいきますと、今80億の予算を立てさせていただきますと、その1割は、8億は起債の償還にかかってくるというような状況に近いうちにはなるのではないかとはいふに想定はしております。これを引いてしまいますと、10%を起債に充ててまいりますと、かなり私どもの町では財政的に苦しい状況になってくるというふうに考えております。

す。こういったものを実は考えながら、現在、反対に言えば財政調整基金等をいかに投入していくか。そしてそれをうまく運用しながら進めていくかというところで現在のところは歳入の見通しといたしますか、考え方を持ってやっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

これが財政不安について先ほどお話がありまして、これからどういうふうに、確かにこの状況が長く続けば不安は大きくなると思っております。町税もこの2年の間で、税関係ですけれども、3億何がしの減退といたしますか、縮小になっております。これが長く続けばそのまま町政の財源に反映いたしますので、ここについては我々もしっかりした形で足を踏ん張って財政見通し、財政運営をしていかなければいけないというふうには考えております。決して借りてやれば済むというようなふうには思っておるわけでもありません。ただ、起債をしなければ事業がまた進まない、住民サービスの内容に不備を生じると、そういうようなことになってはいけないということで、先ほどからいろいろお話が出ております臨時財政対策債のほうもそういった状況で対応させていただきながら、歳入のほうの確保をとというようなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、それで私がこの160億円を聞いたのは現時点の問題でございまして、ですから現時点で言えば160億円だから余裕がある。これを固定的に考えてしまうとどんどん借りていくわけだから、だんだん行き詰まるじゃないかというけれども、財政収入そのものもこれから変化していくわけでありまして。場合によっては、これは最良の場合ですけれども、景気の上昇が一挙に急激によくなったということになれば、これは財政見通しはまた開かれてくるわけでありまして。つまり両方ともingでございます。動いておりますので。

それで、世界の経済の動向、ちょっと大きな声で言って申しわけないですけれども、先進国、G7と言いますけれども、今もうちょっとたくさんの国になっているようですけれども、この中でつまり発展途上国の一定の活性化の影響もあって、景気の一定の浮揚があるようなんですけれども、ところが日本だけが例外なんです。二番底があるんじゃないかと言われるほど状態が悪い。こういう状況だと思うんですね。これが地方自治体のこれからの財政見通しにとってどうかかわりがあるのかということは、これはやっぱり見てみる必要があるんじゃないかというふうに思うわけで、警戒心を怠ってはならないということは言えるというふうに思うんですね。

けれども、地方自治体は、じゃ、お金を節約するばかりでは芸がないわけで、むしろそれよりもこういう状況の中で住民の暮らしや健康、環境を守っていく大きな責任を負わされているわけでありまして、少ない財政を有効に使う、そういう義務が負わされているという

ふうに思うわけでありませう。そういう点で、的確な財政見通しを持っていただくことが非常に重要だと思ひます。経済状況も正確な目で見えていただくことが大事だといふふうに思うわけでありませう。そういう点でぜひこれからもそういう見方で、単に節約だけが能じゃありませんので、行政改革だけが能じゃありませんので、その辺のところ的確に見ていただいて行政運営をしていただきたいなといふことを申し上げて終わります。

8番 中村英子君

8番 中村です。

予算編成に当たりましての1つの視点といふ点でご質問をしたいわけですがけれども、今いろいろ言われておりますように、質問がありましたように新政権になりましてから初めての予算編成といふことで、国も地方も編成をしたわけですがけれども、この新政権の理念はコンクリートから人へといふ理念でありまして、これはすべての方々のご存じだと思ひます。つまり人を大切にす政治、命を大切にす政治を、そこにもっと光を当てていかなければならないのではないかといふのが理念でありませう。

このような理念のもとに国のほうでは少しずつ政策を出してきていますところでありませうけれども、果たして地方の自治体がこのような理念をどのようにとらえて、それぞれの自治体の予算の編成に反映したのか、またしなかったのかといふような点でありませうけれども、蟹江町におきましてはこのような視点といふものを持って予算編成に、全体的といふことではなくて一部かもしれませうけれども、視点といふのは果たして持っていたらうか。全くそれは国の言うことで、自治体は関係ないといふような予算の編成の仕方であったのか。その点についてお伺いしたいと思ひます。

町長 横江淳一君

中村議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

代表質問にもお答えをさせていただきました。大変抽象的な発言に終始するかもわかりませう。私といたしましては、自公政権から本当に新たに8月30日に国の大きな流れが変わりました。それで、我々も含めて地方の首長さんの戸惑いは隠し切れませう。これは事実でありませう。しかしながら、平成維新といふ大きな流れを今現在我々は肌で感じているわけでありまして、コンクリートから人へといふ1つのキャッチフレーズのもと、予算をすべて組んだかといふと、そうでもない地域もあったといふふうに私は思ひます。それは継続してきた1つの事業の中で、基本的な考え方が若干違っているといふところもあったといふふうに思ひます。あと、町村合併でもって新たに3月22日から1つの大きな新しい市ができるといふ近くの地方自治体もございませう。そういうところにはなかなかそういう理念が伝わらなかったんじゃないかな、これは首長さんからのいろいろな意見でありませう。

我が蟹江町といたしましては、そのコンクリートから人へといふ理念は、私自身も理解ができるところでありませう。しかしながら、この急激な歳入の落ち込みをどのようにカバーさ

せていただいたらいいのか、それと中長期的な考え方の中で、先ほど来、小原議員からもご指摘をいただいたように、これから進むであろう流域下水道の進捗状況に大きく影響するのではないかという考え方、それから土地改良等々の農業団体に対する補助金の考え方、明らかに今までとは180度違った考え方が今現在示されておるという中で、これからそれに頼った防災事業、例えば湛水防除事業がどう変わっていくんだろうという、そういう細かい視点から考えますと、まだまだ予算の中には反映されていない部分があるかと思います。ただ、これ22年度にしっかりこれを精査していただき、23年度はしっかり国の考え方を理解させていただく上の勉強会等々も職員で開いていきたい。私自身も国の考え方をしっかり取り入れて、自分なりの考えで進んでいきたいな、こんなことを思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

8番 中村英子君

財政が非常に厳しいということは理解しております。歳入面でも地方税も減収になり、国の負担という金額も大幅に減少しております。その中でハード的な面では、下水道の事業、またその他、湛水のこともありますでしょうし、継続してやらなければならないハード的な支出というものも大きいということも私は理解しております。

しかしながら、いわゆる社会的弱者に対する視点というものを外して予算を組んでは、私はいけないのではないかなというふうに考えるわけです。残念ながら今回の予算編成に当たりましては、むしろ弱者に対するカットはすれども、この部分に光を当てていこうという視点はどの施策にも見受けられなかったのは本当に残念なことでありますので、これに関しましては今町長がおっしゃいましたけれども、22年度に向けてできることがあれば、もう少し社会的弱者に光を当てるといような施策を1つでも2つでも打ち出すような視点を持って予算編成に当たっていただきたいなと思います。

今も申し上げましたように大変財政が厳しいと。蟹江町の予算の中でも、歳出の中でも投資的経費というものは私が議員になってからは年々落ちてきまして、今や8.3%で、当初では7億3,000万円しか組んでおられないと。非常に財政的には硬直化しております。すべて義務的経費、その他の経費、いわゆる経費が大幅にありまして、投資的経費というのは非常に少ないわけですが、ですからコンクリートから人へといっても、このコンクリートの部分も非常に今はできにくい状況にあるということは十分承知しておりますけれども、そんな中にありましてこのような時代の中で新政権の理念に基づきまして、社会的弱者には光を当てるとい視点を予算編成にはぜひとも、22年度からでも持っていただきたいということをお願いいたしまして、質問にいたします。

10番 菊地 久君

10番 菊地であります。

22年度の予算書を見たり、町長の所信表明に対する代表質問などを総合的に分析をいたし

まして、この22年度の予算というのは一体どこを根拠につくられたのかなと思えてなりません。特に歳入面でございますけれども、歳入面の中で町税を大変心配をされておりました、町民税2億円ぐらいマイナス予想を立てておるようでありまして、固定資産税や何かはほとんど変わらないであろうと思っております。今回の予算、子ども手当等々を入れても90億を切るような予算にしてありますけれども、最終的にはこれは100億になるであろうというふうに私は予想を立てておるわけでありまして。非常に歳入が厳しいと言いつつ、じゃ、歳入を確保する方法は何かないだろうか、そういうような手だてというのを考えられているのかどうか。今の蟹江町の歳入で一番安定的なのは固定資産税なんです。固定資産税が安定財源であれば、それはやっぱり蟹江町は名古屋市のベッドタウンです。蟹江へ多くの人たちが引っ越してきてくださる、住んでくださる。特に若い人たちが住めるような、住んでよかった、私たちの未来のある町は蟹江だよ、こう言えるような都市づくりであるだろうかだろうか。そういうような点で一応蟹江はいろいろ住宅が建ったり、マンションが建ったり、近鉄の南側にも第2ライオンズマンションが建てられたり、ニッセンの前にもマンションが建っておりますが、やはり固定的な財源確保は都市づくりだと思うわけですね。しかし、それを見たときに、本当に蟹江町の将来として都市づくりの基盤づくりというところに力が入っているかどうか。代表質問のとき吉田議員がおっしゃったんですが、近鉄の駅の南側の問題だとか、JRの問題等々、今のもヨシツヤですが、ヨシツヤの辺のまだ調整区域なんですね。ああいうところがなぜいつまでも調整区域なんだろうか、東郊線はなぜ拡幅ができないだろうか。

こういうような面で蟹江町の将来にわたって基盤づくりが非常におくれておる。それが新しく今回の22年度の予算の中にもそういう面が見られないわけですね。なぜだろうか、疑問に感じるわけです。

特に、入湯税の問題でありますけれども、入湯税は年々減っていった、しかし減った中で今度は10万円ぐらいふえたように書いてありますけれども、650万が660万ぐらいであります。蟹江町は温泉の町蟹江町というようなことを言われて、お客さんをお呼び込もうという観光開発に力を入れておったわけでありまして、蟹江の温泉は松岡豊泉閣、これは1つの看板であり目玉だったと思うんですが、非常に残念ながら松岡豊泉閣はやめてしまうんですね。あそこから入っておる入湯税がどのぐらいであったかわかりませんが、看板なんですね。蟹江は松岡が来て、松岡豊泉閣は蟹江の温泉か、これは蟹江はといていた時代があったんです。若乃花、貴乃花の相撲も来ました。蟹江はやっぱり観光の町であり、温泉の町だな、いいなと思っていたところ、あのような形で閉鎖。そして、温泉街のところを回ってみましても商店街も大分シャッター閉められておるようであります。

そんなことを考えていったときに、温泉を中心とした活力のある蟹江町かどうか、本当にそんなふうかどうかという点について非常に疑問を持つわけでありまして、そのことについて

て金を生み出す方法は何かないのか。これから固定資産税初め町税が伸びるその施策というのはどうなのかという点について非常に疑問を感じておりますので、その歳入の面についてどうなのかということをもまず第1点。

第2点の歳入の問題でありますけれども、先ほど政権が交代をしたという話がありました。政権交代によってどう変化するんだろうな。昔のように、先ほど言いましたコンクリートの時代がありました。特に政治家というのは中央へ行って、ここの橋を建てるために予算をとってきてやったぞ、ここの排水機のために予算をとってきてやった、そして国から予算をとってきて建築をやって道路を拡幅をしたり、橋をつけたのが立派な政治家だと。だから、そこへ陳情に行けば、町長のところに陳情に行かずに偉い様のところに、そういう中央とのパイプのあるところは行けばいろいろと財源がとれたという、そういう時代があったわけでありまして、今はそうではなしにやはり地域で人を大切にするまちづくり、そのためにはどうしたらいいのかな、この視点が大事だというふうに思うわけです。

そのために今の財政として、大変蟹江町は昔から厳しい町長でした。途中でちょっとおかしな人もおったんですが、大体堅実財政をやってきたおかげで公債費比率も7%くらい、10%を超さないように努力をしてきて、今でも金が本当に必要だった、町民に必要であれば起債をしてでも、借りてでも何十億、例えば福祉センターの建てかえがいいのか、耐震がいいのかわかりませんが、20億でも30億でも投資の事業をやって福祉に金を使えるだけの財源はあるはずなんです。あるにもかかわらず拡大路線はいかんということで、金は絞ったほうがいいというような考えかどうかわかりませんが、そういう財政投資だとか、財政の見通しについて非常にかたいといえればかたいわけですが、積極的に欠けておるのではないかと。そして、それが歳入について非常に積極的ではない、消極的だ。その結果、今度は歳出の面で何をやってきたかということ、行政改革実施計画、町長になってから16年から行革のこういう計画書をつくられて一生懸命努力をしてこられたことは事実であります。無駄を省こうと。いろんな面で努力はしてきたわけでありまして、しかしそのことが全体にプラスであったかどうか。

特に今度の予算の中では、町民の生活に影響するようなものをばささと切っておるわけがあります。これはこの行政改革実施計画の中にも書いてあるわけでありまして、蟹江町の心身障害者の扶助料をばささと切って、約1,000万くらいは浮いたと。町のほうは喜んでいるかどうか知りませんが、浮かしたと。それから、下水道ができるからといって、し尿の補助金、それから合併浄化槽や浄化槽等の補助金もばささと切って1,000万くらい浮いたか。それから、その他言えば切りがないわけでありまして、随所に町民に影響するようなものを非常に、厳しいというのかどうか知りませんが、私たち議会の意見、反対を押し切って強引に予算を組んで実施をしようとしておると。このことが今回の22年度の予算の特徴的なことではないかと思えるわけです。

だから予算編成に当たって、本当に優しい町政を目指したのかどうなのか。一方では、国から来る子ども手当の問題、それについて何億という金が入ってきます。子供さんを大切にしよう。そして蟹江町も、特に保育行政は大切でありますので、南保育園の建てかえを3カ年計画でおやりになり、児童館もつくり、旧児童館の跡には学童保育をどうかというようなことで、若い人たちが保育に困る、どこかへ勤めたいけれども、預かってくれない、始発から終電まで預かってくれるようなそんな優しい形の蟹江町になってもらいたい。なることによって蟹江に住みたいとなるのではないかというような話の中で、保育行政については待機児童をゼロにしたいという方針で西保育所をつくられたり、今度は南保育所の改修をしたりという一方では、そういう積極的な保育行政、子育ての問題に力を入れておられる。これはいい政治姿勢だと思います。

それはそれとしながら、今回のこのばさばさと切ったことについて、これほど今のようなときに切らなければいけなかったのかどうか、非常に疑問に感じておるわけでありますので、今度の予算編成の基本的な考え方として、消極的な予算編成、そして一方では町民の今の生活実態を余り認識することなく、一番弱い立場のまず障害者からいじめにかかった。一番やってはいけないことをまずやったということ。2つ目には、下水道問題は本町が供用開始であって蟹江町全部ではないわけ。それについて全部をぶち切る。補助金をあつという間にカット。これは本当の政治がやるべきことなのかどうか疑問に感じますので、だれがそういう方向で持っていったのか、その辺はどうしても理解に苦しみますので、予算編成に当たっての基本的な考え方、いま一度まず聞かせていただきたい。答弁によって再度細かく質問をさせてもらいたい、こう思います。

町長 横江淳一君

多岐にわたっておりますので、総括ということで答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、蟹江町はどういう考えで今回の予算を組んだかということと、将来どういうふうな考えで蟹江町を持っていきたいんだという基本的な考え方を今ご質問いただきました。

予算編成のことにつきましては、先ほど小原議員、それから山田議員、中村議員のときにもお話をさせていただきました。ただ、私、今蟹江町、これからどのように進むべきかということ考えたときに、まさに菊地議員言われたように名古屋市のベッドタウンであります。JR、近鉄、1号線、名阪、すぐ南へ行けば湾岸、南北には尾張中央道ということで、確かにマイナスゼロメートル以下の地帯ではありますけれども、非常に風光明媚で住みやすい地域だと私は今思っておりますし、町民の皆さんもそういう方が多いというふうに感じております。

ただ、これからどうするんだという考え方の中で、歳入のこれだけ極端な減少を招いたのは確かに景気が悪い、町・県民税の落ち込みがあるんだ。ただ、しかしここへ来て固定資産税だとか、それから入湯税の問題、これは後で言いますけれども、等々については大体例年

どおりに来ているのではないか。じゃ、蟹江町としてはどうなんだということであります。私もまさに、今現在、都市計画マスタープランの見直し、そして第4次総合計画の23年度から10年間の計画の策定中であります。これも今、町民の皆さんに入っていていただいて策定の審査にも当たっていただいておりますが、まずは良好な市街化区域をできやすいところからつくっていく。これがマスタープランの1つの変更の考え方でもありますし、町民の皆さんにも、地権者の皆さんにもご理解していただきやすいんじゃないかな、こういうことでパブリックコメントとは言いませんが、まちづくりミーティング等々で住民の皆さんにご説明をさせていただきました。これについてはやはり市街化の、これからここは市街化にして良好なところをつくったらどうだということの計画はいち早く進めるべきだと思いますし、平成25年度までに何とか早くJR北の駅北の区画整理事業を完成させ、あそこに名古屋の方、そして地域の方が住んできていただいて、蟹江町に潤いのあるまちづくりをしていただけるとありがたい。それを期待をしておるわけであります。

また、入湯税につきましては、大変1,000万近い入湯税のあった時代があるということも理解をしておりますが、今年度につきましては、松岡豊泉閣さんがおやめになられる。大変残念なことであります。前もってご相談をいただいて、いろいろな方法で社長さんともお話をさせていただきましたが、やはり考え方がございまして、今後あの跡地をどうされるかはまだ聞いてございません。しかしながら、今、温泉等々のことにつきましては、東放企業さんといろんなお話し合いをしてみえる。それから、跡地の利用についてはいろんなところからオファーが来ているんじゃないかということは人の聞き伝えで聞いております。今後我々として、蟹江町としてこの入湯税確保のためにいろいろ関係機関に声かけをしていきたいな、こんなことを思って、歳入の増加につなげるような施策をしていきたいな、こんなことを今思っております。

あと、歳出のことに触れられました。町長は今回の予算について、生活弱者をばっさばっさと切り捨てておる、こんなことを言われました。公共下水道の供用開始に向けまして、し尿の補助金を切らしていただいたこともこれも事実であります。しかしながら、これはスタートするところとそうでないところの温度差をなくすという意味で、これはもうご理解を賜りたいなというふうに思いますし、障害者のことにつきましても本当に決して障害者の方をおろそかにしているわけではなく、担当のほうから多分、たまたもしもあれでしたら詳しいことをご質問いただければありがたいんですが、障害というのは重い障害の方、それから軽い障害の方、後天的になられた方、先天的に障害を持ってお生まれになった方、たくさんあると思います。そんな中で、主に3つの障害、身体的な障害、そして知的な障害、もう一つ、精神的な障害をお持ちになった方、3つの障害の方が今1つの認定制度でやっていること自身が、ほかの答弁でも申し上げましたとおり、私は不適切だというふうに思っております。広域行政の認定の中で、いつも各議員さんから問題をいただくのはその点であります。

蟹江町といたしましても、精神障害の部分に光を何とか当てたいということで、ほかの議員さんからいろいろご要望いただいたことにつきまして、今年度、大変厳しい予算の中ではありますが、底辺を広げるという意味で、精神障害の方にも大変今苦しんでおみえになる方が今後もたくさんあるであろう。こういうメンタルヘルスの徹底ができない時代の中で、我々公務員もそうでありますけれども、そういう中で精神障害の方にも光を当てたいということで、底辺を広げさせていただきました。ただ、その中で若干手当の部分でカットさせていただいた部分がありますが、これは広域でもってフォローさせていただける1つの今働きを我々としてはかけております。あくまでも蟹江町だけではなくて、広域行政の中でいろんな光を当てていこうという1つのテストケースも今年度からスタートしたいな、そんな予算組みがしてあるというふうに私自身は思っておりますが、担当のほうからこのことにつきましてもある説明をさせていただけるというふうに思っております。

また、保育所につきましても保育料の問題等々もいろんな議員の皆様からご指摘をいただいております。蟹江町として1人でも待機児童をなくしたい、こんなことの思いで西保育所の増築、そして南保育所、児童館の増設を今考えているわけであります。大変厳しい財政の中、できるだけ皆様方のご理解をいただいた上で今後進めていきたい。

最後に下水道のことです。このことにつきまして、国庫負担金がこの先どうなるかというのは大変心配でありますが、何十年先、蟹江町が本当に良好な生活環境になるような公共流域下水道を目指していきたい。ただし、合併浄化槽の併設もこれは視野に入れて考えなければいけない国の1つの流れがございます。これも先ほど来の説明の中で、国とのパイプをしっかりとらせていただき、我々といたしましても考え方を周知徹底させていただき、広域で、旧8町村であります。これは海部郡の広域で供用開始をしたそれぞれの自治体とともに歩んでいきたいな、こんなことを思っておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

10番 菊地 久君

後ほど細かいことは、そのときの予算のときにまた担当者からお話をさせていただければいいわけですが、今、基本的なこと、町長の立場と1議員の立場は違うことはよくわかっています。町長になれば財政をあくまで、後でいろいろと批判食うのは町長でありますので、それはよくわかるわけです。わかるけれども、そのときの町長として何を町政の中に柱としてきちんと進めていってあるのか。去年のこの予算のときにも私は申し上げましたけれども、4年間、横江町長がおやりになって、行政の4年間の評価点は何ぼやという話をしたら、大体あなたには60点ぐらいの評価がついておったようではありますが、60か65かと、4年間でね。あとまた4年間で80点だとか100点満点ぐらい頑張っほしいなというエールを述べたと議事録にあった、きょう読んでみましたが。

そして、5年を終わり6年目になったときに、町長がそろそろどういうカラーを出して、どういう行財政運営をするかな。非常に重要なときなんです。町民の皆さん方は、言うまでもなく大変生活不安であります。景気状況等々は、きょうちょっと上向いたと書いてありますけれども、現実にはまだまだ大変、中小零細企業にはそんな上向いたなんていう意思はまずないと思います。それどころか、3月から5月になって廃業するだとか、倒産をするような方がふえるのではないかと。本当に持ち直ってくるのはことしの暮れかな。

しかし、参議院選挙前ぐらいから徐々に、民主党政権ができたときに余り期待をし過ぎたんです。大体玉を見ればおわかりのように期待のできる玉ではないんですが、ムードというのは不思議なものです。いいかなと思う。思ったって、すぐできてやれるはずがないんですよ。一緒なんですよ。我々が議会で町長に幾ら立派なことを言って、じゃ、あなた町長になったらやれるかと、やれない場合がいっぱいある。だから鳩山さんだとか小沢さん、過去の歴史を我々も知っていますので、あんな程度だというふうに思っておけばいいんですが、期待をし過ぎてはいかんですよ。そんな1年や2年でできるわけではないの。

横江町長は町長に当選して5年たったんですよ。4年の間、前任者が非常によすぎたものですから救われたという点もあったと思うんですが、堅実に確実におやりになって、やっと4年たって、ああ、横江町長のカラーが出てきたかな、こういうふうに思うときでありますので、大事な今年度は予算編成だったな。苦しみもあったなと思いますけれども、国の流れは間違いなくコンクリートから人で、人を大切にしようという流れに、もう民主党を初め、連立政権ですので民主党が言えば全部通るわけではありません。いろいろあと2つの党もありましょうし、そのほかいろんな意見を聞きつつやっていくものですから、子ども手当の問題でもいろんな問題、意見やあるんですが、基本政策は子供は国の宝なんですよ。だれの子であろうとも、やっぱりそれを大事にしようという心があれば、自然に人を大切にすることになりますし、我々みたいに年老いていく、老後どうなるかわからん、切り捨てられるかわかりませんが、優しくやってくださる世の中にしてもらいたいという基本政策、だからそういう意味で私が強く言ったのは、障害者の扶助費の問題について、過去の経過、54年からの経過、あのときは他の町村にはそこまではなかったような気がするんですが、藤田町長を私は思いたすんですが、そういう見識があって、そういう歴史の中で非常に障害者問題に力を入れられていた。まだまだ国にしろ、地方にしては余り障害者についての認識だとかなかった時代ですよ。しかし、今はいろいろの政権であれ、障害者に対して大事にし、障害者支援法をつくったり、働く場をつくらうというような形などで大きく変化したことは事実なんです。

だから、前回の委員会の資料もいただいたんですけども、できたころの障害者に対する手厚い保護だとか、考え方よりも今は大きく変わっておることは事実です。そういうときに、こんなにもいまだ町単独でいいのと言われると、もうちょっと高いかなと思うのは当たり前

なんです。しかし、その人に言っても通じない人です。言われた過程は、まだありがたいと思っていますので、低くなっても怒ることもないでしょう、反旗を翻すこともないわけ。そういう立場のところへ、相談をしたかどうかわかりませんよ。我々議員だって知らんうちに一気に来たんだから。そういう物も言えない。何も反旗も翻せないような弱い人たちを一気にやるということ、それは心として通じないの。絶対これは政治としてはやってはいけないことだと思う。

だからそういう心を、心というふうに我々が全部受け取ってしまうと、これが蟹江町政の根本か、町長の姿勢かということにつながるということに拡大していくわけ、そのことが全部が。何も一生懸命頑張ったって、その心の底が見えたというふうに思われちゃうよと。だから弱い人には弱い人なりに物を言えないんですよ。我々議員はいいんですよ。河村さんみたいに目茶苦茶言ってもらってもいいんですよ。議員や何か半分にすればいいとか、蟹江町の議員の歳費を半分にしろだとか、あなたが言う分にはいいんですよ。我々は反旗を翻すから。反論もできるし、物も言いますけれども。物の言えない人たちに対して強権をもってやるというのは改革とは言えないと思う。

だから、私は非常にそういう意味で、これはまたこの予算の細かいところで担当の部署の部長に聞くつもりはしておりますけれども、非常にそういう意味で今回の予算編成に当たって、どういう気持ちで予算をつくられて、どう執行しようと思ったのかなということ疑問に感じましたので、それはそれで立場でしょうから、立場としておやりになることだと思いますが、私は議会の議員の立場として思いは今言った思いであるものですから、今回の予算の編成に当たっていかなものだったかということ、私なりの苦言を呈したいと思います。答弁は各課のところではいっぱいこれから、随所に出ておるから、今回。随所のときに言わせてもらうが、基本的なことだけは今申し上げておきたいと思いましたが、申し上げました。

以上であります。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、10ページから29ページまで一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫でございます。

先ほど総括のときに考え方を聞いたかったので、具体的なことで触れ始めました10ページの入湯税であります。これ微妙な、前年度650万が660万、誤差の範囲のような10万円がふえております。これは考え方か政策が入った数字なのか、データに基づいた担当部局の数字なのか。いつころ、予算原案は大抵12月末までに各課まとめられて1月印刷手配だと思うんですが、私が聞いたのは松岡豊泉閣の問題、1月末だったような気がするんですね。

そういう意味で2つの視点です。1つは誤差の範囲のような10万円をどういう考え方でふやされたか。

もう一つは、松岡豊泉閣がやめることによって650万か60万のどれだけ減になりそうか。これは豊泉閣を勘案していないんだと思うんですね。予算を組んでしまったからこう書いたんだと思うんですが、1月末時点で我々にも耳に入っていた、商工会の人に聞きますと、もうちょっと前に聞いたよと。そういうことは聞いたということは言っております。そういう意味で、町当局は知っておったけどまだわからないのでそのまま組んだのか。豊泉閣が抜けたものでこうなのか、そこらがわからないのでお尋ねします。

3つ問題があります。まず1つ、その点です。2つ目は、29ページ、総務の雑入の項目ですが、先日、全協で行革の実施方針で職員の駐車場を1,000円いただくことにした。来年度からいただくとお話がありました。これは数年前から私が言ってきたこと、ようやくやってもらえたなど。しかし、やりにくいことだからよくやられたなと思いますが、一体何十台くらいあって、1,000円ずつ月にいただくと、僕は何十万か、もしかすると年に100万円くらいになるような気がします。これは雑入という、その他の雑入150万ありますが、この中に入っているのか、入っていないのか。

それから、出先、保育所とか、図書館とか、保健センターとか、出先はどうしてみえるか気になっているので、その点をお尋ねします。

3つ目は、37ページ、総務になりますね。収入だからいいんですね。ここは歳出になるんですね。

まず、その2つお願いします。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

まず、10ページ、入湯税のお話、先ほど少し出ておりましたが、実はまず率直に申し上げまして、これは1月時点で既に上げておりましたものですので、松岡豊泉閣さんが廃業されるという情報は反映されておられません。10万円の数値の上げ方でございますが、こちらにつきましましては、データの的に例年を見てまいりました。実は平成20年が700万円を超えております。そして平成21年度の予測では、私どものほうでは若干落ちまして680万ほどを確実に見込めるということで考えておりました。歳入のほうも入湯税でございますので、私どものほうとしては上げたいということもありますし、状況から判断をして少しでも近づきたいということで660万円を、10万円でございますが上げさせていただくという方向でここは出させていただきました。ただ、その後こういう状態でございますので、これはしかるべきときにまた、12月ぐらいになると思うんですけれども、精査をさせていただかなければいかんというふうに現在思っております。

先ほどお話にありました、1件のお話を差し上げていいかどうか、ちょっとあれなんですけれども、昨年度では25万円ほどの収入がございましたので、こちらのほうの部分だけは影

響があるというふうには考えてはおりません。

それからあと、その他雑入のところの駐車料金でございますが、ここは実はその他雑入でということですが、基本的に全体のものを最終的には把握したいということでここに上げさせていただきました。目的は使用条例に基づきまして構成をいたしまして、使用料条例からいろんな計算的なものは出させていただいて、金額1,000円ということで決めさせていただきました。実際には総務雑入のところのほかには上がっておりません。ここで実は60万円を上げさせていただいております。50台を補足してということですが、実際、すぐそこにございます駐車場は69台の状況であります。ここで問題なのは、今、雨天時のみの駐車とかいろいろございまして、そういったものを勘案しながら50台は確実にであろうというところで出させていただいております。

私の試算では、勝手なお話でございますが、ほかのところも入れればもう80台ぐらいまで絶対なるというふうに思っております。予想では倍額の100万円ほどを最終収入したいなという状況で考えておりますが、反対にCO₂を削減するという蟹江町も実はそういう環境のための政策をとっております。その中で優遇政策といったらおかしいんですけども、雨天時のみの方については自転車通勤を一般的にさせていただきたいというようなことをお願いをしていくこともありますので、歳入のほうにそれが逆説的に反比例してくる場合もあるということで、大変申しわけございません。ここではそういった形で上げさせていただきました。

ただ、他のところにつきましても同じ考え方で皆さんのほうから駐車料金はいただくという方向で進めていく状況でございますので、ご理解をお願いいたします。

議長 大原龍彦君

暫時休憩といたします。10時45分から始めます。

(午前10時33分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

議長 大原龍彦君

ただいまは歳入からでございます。

3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫でございます。

先ほど発言しかけて半端になりました。実は入湯税の松岡豊泉閣分がどのくらい減ると見ているかということを知りたいんですが、微妙に言いにくいことを発言されたので、理解がすぐできませんでして、後で聞いたら個別の数字は出しにくいということで了承でございます。減るでしょうね、ちょっとこれよりは。

それから、その次の駐車料、これはもしかすると100万、少なければ六、七十万入ってく

る予定。前から町有地といえどもただだと思っておってはいかんということを盛んに私は言っておるんですが、例えば23ページに財産収入で土地の貸付収入、消防署のところにできた蟹江交番、あれ何坪あるか知りませんが、44万土地収入がありますね。こういうことから考えますと、今度の新しいまちの駅、89坪ありますね。町有地だからただじゃないんですね、本当は。町直営だからただだ。これはそうですが、しかし、本来庁舎でも何でもなし、もともと数年したら民営方向を考えたいとおっしゃってみえますから、こういうものも本当は土地を貸したら幾らと、売ったら何千万という考え方、そういうことをしないといけないように思うんです。建設費は4,000万というんですが、80坪、90坪ありますと、土地としては3,000万とかするわけです。それは無利子で運用じゃなくて貸したり、きちっと使えば収入になるし、売ればそれだけ収入になるということになりますので、そういうのを原価計算というわけですが、次の後ろの商工観光関係のまちの駅の項目で収入がどうかということはまた聞けるわけですが、そういうように駐車料をいただけるのはいいことだと私は思います。まちの駅についてもただじゃないよということを心にとめておいてもらいたいと思います。

以上です。

議長 大原龍彦君

他にありませんか。

13番 伊藤正昇君

新政会 13番 伊藤でございます。

担当が見えないのでちょっとわからんだろうと思うけど、15ページの下の方の学校給食関係だけど、小・中学校の保護者負担金と約1億4,700万円ほど計上してあるんですが、町長が所信で地産地消ということで、なるだけ地場の野菜を使うということで答弁していますけれども、どの程度、西部の市場から入れておるとか、農家から直接入れておるのか、その辺をちょっと、わからなかったらまた9款で聞きますから、給食センターの所長に。とりあえず。

教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

今のご質問です。地産地消の関係でどのぐらいの野菜等仕入れてということだと思います。恐縮ですが、今この場ではちょっと私も資料を持っておりませんし、歳出のときに答えるような格好で準備させていただきますので、お願いいたします。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

もう一度ちょっと、最初の総括の補足としてここでも発言しておきたいというふうに思うんですけれども、実は町長さん、私は先ほど……

議長 大原龍彦君

ページ数言ってください。

7番 小原喜一郎君

10ページ、固定資産税です。1,700万円の減額になっているわけでありましてけれども、このことと先ほどの山田議員の入湯税と、それからもう一つは29ページの防災道路関連事業公共補償金等、1億何がしという、これについて、この3点で伺いたいと思うんですけれども、最初に固定資産税の減収について伺うわけでありまして、そこで町長さん、もう少し補強して申し上げておきたいなというふうに思うんですけれども、振り返ってみますと、私も前佐藤町政と対決姿勢を明確にしたのは、例のコンピューター失敗の事業の始まりのときであります。ですから、佐藤町政の2期目でございます。1期目は私も、1期目の半分は空白にしましたので、ということになっているわけでございます。

ちょうど今の横江町長は、佐藤前町政と対決姿勢を私どもが明らかにした、ちょうど今の時期であります。そこで今迷っているんですよ、今年度の予算編成を。先ほど菊地議員の指摘があったわけでありましてけれども、今まで積極的に行政を前へ進めるという意味で協力的な意見も述べてまいりましたが、ここで実は私、迷っているんですよ。対決姿勢を明確にすべきかどうか。住民の皆さんが余りにもいじめられる。これは対決軸を明確にすべきかな、こんなことを実は思いつつあるわけでありまして。

それで、今回は菊地議員と同じように幾つかのいろんな問題点を伺いたいというふうに思っているわけでありましてけれども、まずその最初であります。この固定資産税の減収は、一般的な例で言えば、3年ごとに評価替えを行いまして、特に土地の問題でありますけれども、一定の評価替えをやった後、3年間で微調整をやるということで微調整分が少しずつ増収になっているのが今までの例ですね。ことしは1,700万円の減収になっておりますが、なぜでしょうかと。

そこで、私なりにちょっと思うんですけれども、これは2問目でやります。

もう一つは入湯税なんですけれども、この入湯税につきましても私は積極的な提案を、福祉と観光の町蟹江にすべきだという、町長とは少し違って、町長は観光開発は積極的におやりになる方向で出しておりますね。私はそこへ福祉を加えてあります。福祉と観光の町蟹江、なぜ福祉かという、財源づくりであります。固定資産税とのかかわりで後で質問するわけでありまして、例のイオン出店の土地、この土地が固定資産税収入どころか、これ、建設部長、あなたに伺うわけですよ。19年12月議会ではまさにバラ色に描いていただきました、あなたは、町長の、今度は副町長になるわけですかね。副町長になってからいじめては申しわけないなと思って、今の建設部長のうちで言おうと思うんですけれども、私はこの税収というものを非常に重視しているわけです。新たな税収をつくり出すという点では、それで福祉をあえて言っているわけですよ。福祉をよくして他町村に負けない町にして、どんどん蟹江町に住んでいただくと。

私実はきのう、法務局と県の統計センターと、それからデジサポへ行ってまいりました。いろいろ調査をしてまいったんですけれども、県の就労センターでいろいろ蟹江町のデータを調べてまいりましたんですけれども、蟹江町は出入りの人が、私は千数百名だと思っていたらそうじゃないですね。データを見てみますと、2,000、約3,000に近い。平成19年度で見ると二千七百八十何人が出て、それで1名だけ入る人のほうが少なくて1名減になっているんですよ、人口が。

これはやっぱり前から言っているように、福祉を充実させて、本当に未長く住みたいなという町にしてこそ、住んでいただく、そうすると、今度は固定資産税とのかかわりで、イオンみたいなマイナスの減少をつくり出すのではなしに、あそこへ魅力的な住宅建設をやらせれば、そこへ固定資産税は同じように入るわけですから、そこへ移り住んでいただく皆さんが個人住民税を納めていただく。不動産税も納めていただく。よっぽどいいわけですよ。しかも、本当に蟹江町はマンション、アパート多いわけですから。しかも空き家、空き部屋が多いという状況があります。ですから、私は実際に経験しているんですけれども、不動産屋さん、言いなりの値段で、例えば5万円を4万円にするだとか、4万円を3万6,000円的生活保護の値段で入れてあげますよと。入れるんですよ、今。いっぱいあいているので。

そういう状況があるので、これは蟹江町にとっては、この借家やマンション、いっぱいにしていただければ財政的に豊かになるのは当たり前ですよ。こういう行政を根底に据えてやる。これはやっぱり財政づくりの点では最も魅力的と思うから、あえてこの問題を重視して聞くわけでありましてけれども、そういう意味でこの入湯税、重視しなければならないというふうに思うんですね。

それで何うわけでありまして、もっと積極的な予算を組めないかということ、入湯税で。つまりどんどんとお金を落としていただく。こういう予算が組めないかということです。その点では、後でもまた触れることになるかと思うんですけれども、まちの駅は少し唐突だなということをおもうんですよ。川の駅構想が町民の前に描かれて、着々と進む、そういう条件、環境が進むと豊泉閣だって事業を投げ出すことをやらなかったんでしょう。そういうこととの感覚で、私とかなりずれが出てきているんですよ。私ども日本共産党、私とというと語弊がありますね。日本共産党とずれが出てきているということがあつたわけで、ここはひとつ、私どもがこれから町民の皆さんと一緒に運動を進めていく上で、大きな分岐点になるのではないかなということをおもいつつ何うわけでありまして。

そこで、固定資産税に戻ります。なぜかということ。まず一遍聞いておきたいと思うんです。

税務課長 長尾彰夫君

固定資産税の関係につきましては、私のほうからご答弁させていただきます。

通常、固定資産税につきましては、3年ごとに評価替え、実は昨年、21年度が評価替えの

年度でございました。実際、昨年、21年度に評価替えをしたところ、通常私どもは土地のほうはかなり下落傾向にありましたので、土地につきましては、若干の下落があるとは予測しておりましたところ、実際に評価替えしたところ、土地につきましては、思ったほどに下落なくて、逆に家屋について、これは県からの指示があった検査方法でやるんですけれども、思いのほか家屋についてかなり落ち込みがあったということで、実は今回、3月補正でも減額補正、4,500万ほど減額補正させていただきました。

それから見込みまして、その後、22年度の予算を組むに当たりましては、当然新築家屋につきましては、通常、木造につきましては3年間、あと非木につきましては5年間、固定資産税が2分の1に減額になります。当然軽減切れになる方につきましては、本来の税額に戻りますので、通常であればその額が増収という考えに出てきます。

あと、それ以外に土地につきましては、毎年7月に時点修正ということで評価替えの翌年度以降、毎年7月に再度土地については評価を見直しをさせていただきまして、その時点で下落していれば、半年分についてはその分修正しますよと。当然下落していれば土地の評価も下がりますので、その両方を精査しまして、今回、約1,700万円の金額の減収ということとなっております。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

入湯税につきましては、先ほどお話をさせていただきましたが、昨年度来の状況を勘案しながらやっていたわけですが、1月中過ぎに松岡さんのお話をお聞きして、それはちょっと修正できなかったということで上がっております。ただ、私どもといたしましては、現状よりも少しでも補足をしてということで上げさせていただいておりますので、ちょっと政策論で観光を力を入れるというのは、当然我々のほうもそういった状況は持っているわけですが、それがすぐに税収のほうにはね返ってきて、それを予測してというところまでの歳入補足の状況ではございませんでしたので、ご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

産業建設部長 河瀬広幸君

ニッセン跡地の問題、固定資産に絡めてお話をいただきました。

(「改めて聞く」の声あり)

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎であります。

そこで、1つは入湯税についてはやっぱり財政をつくり上げていく上で、全国からお客さんを集めるということを思うと、豊泉閣を含むこの観光温泉といいますが、それが一層発展していく行政のあり方が非常に大事じゃないかなということを思って私は主張しているわけですが、それがどうも後回しの方向へいって、つまり観光業者等の協力を得て総合的なそういう観光行政づくりをすべきだというのが私の見解でありまして、それは後でまた町

長、意見を伺いたいと思うわけであります。

さて、次にこの固定資産税のことについて建設部長に聞いておきたいわけであります。建設部長は、19年12月、私の一般質問に対して、バラ色に描いていただきましたですね。それで、実は私、12月議会の議事録を読んでみました。何と云ってござるかなと。ちょっとあなたのおっしゃったことを読み上げてみます。「地域経済の観点から、これは店舗の進出に伴いまして、生活の利便施設でございますので、地域経済の活性化、それから雇用問題、雇用促進などが期待されると思います。聞くところによりますと、雇用促進では約1,000人から1,200人、それから固定資産税としては五、六千万円の資産税収入が得られることではないかというような町の予想も考えております」と、こういう答弁でございましたですね。現況どうでしょうか。

きのう法務局へ行ってきたのは、実はここへ持ってきましたけれども、町当局は去年の暮れに差し押さえをいたしました。固定資産税、あなたがおっしゃるには五、六千万だとおっしゃっていますけれども、つまり隣で問題になりましたですね。不納欠損処分やりました。4,000万以上も。それ以上になるんですか、あなたのおっしゃるように。その見通し大であります。まだ倒産というところまでこれを見るといっていないようでありますけれども、しかし、税の徴収ではこんなのでしょうか。あなたのバラ色はどこに行きましたか。行政の責任ですよ、これは。そういう立場で指導したんですから。開発業者を。そういう答弁しているじゃないですか。これ汚点ですよ、横江町長、あなたの町政の。今、蟹江町にとってこれだけの損失が出ようとしているわけでありますから、そういう点でどのようにお考えか伺いたいと思うんです。

まず最初のチクリです。予防注射ではないけれども。

それで、もう一つ伺いたいのは、2問目ですので3つ目まで聞いておいたほうがいいですね。先ほどの29ページ、これはどういうものか。ちょっと内容を聞かせていただきたいんです。防災道路関連事業公共補償金、これは日光川の防災道路とのかかわりでの何か、もしそうでしたら内訳を聞かせてほしいなということが3つ目であります。

産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、ニッセン跡地の開発の関係でご質問いただきました。

確かに私、19年12月にこの議会におきまして、いろいろ開発された暁には、それぞれ経済効果を含めた雇用促進も図れるだろうということを考えておりました。実際は、今現在、事業はストップしておりますが、非常に厳しかったのは19年12月以降、事業を展開していく中で経済状況が悪化したことも含めまして、なかなか新たな事業展開が見えてこないというのが状況であります。

それで、今後の方針といたしましては、町といたしましても、当時その施設を設置するに当たりまして、議会の皆様と協力しながら基盤整備を行いました。本町5丁目の交差点を含

めていろんな形で受け入れ態勢をとりまして、町としては万全の受け入れ態勢をとったにもかかわらず、事業者の理由によりまして今事業が停滞しておるという状況でございます。ただ、これは私ども行政側ではなくて、あくまで事業者側の理由でございますので、それにはいろいろな事情があると思いますが、これは我々もいかんともすることができないと思っております。

ただ、今後の考えといたしましては、現在あの土地もありますし、あの建物もありますので、それをいかに事業展開図って、蟹江町に一番有益な施設として展開をしていくのか。この辺をきちんと見守りながら指導してまいりたいと存じております。

現在の段階では、今のところこの施設を今後どうするかは方向は定まっておりますが、その辺も含めてきちんと情報を取りながら、町のために有益な施設になるように努力してまいりたいと考えております。

7番 小原喜一郎君

私は、税収とのかかわりでどう考えているかという質問をしているわけだ。それに焦点を合わせて答弁してください。

産業建設部長 河瀬広幸君

これは施設ができた暁には、先ほど言いましたように臨時雇用もおおよそでいきますと、大体1,000から1,200人の雇用促進があるだろうということを事業者と協議をしておりましたので、それが現在の段階では施設ができない限りは、これは見込めないことであります。ただ、これは今の段階の中で施設がある程度ほかの施設に利用されれば、それなりの税収も見込まれますし、それは今のところまだ未確定であるということでございます。

以上でございます。

産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

それでは、29ページの防災道路の関連、公共補償金についてのお尋ねでございます。

これはご存じのように今、日光大橋のかけかえに伴いまして、日光川右岸堤の防災道路の建設も進めております。右岸堤の防災道路を進めるに当たって、その計画する道路に町道が何本も接続しております。当然道路の形態が変わりますので、町道部分についても場所が変わったり、幅が変わったりしますので、それに関連する建物補償あるいは用地の取得が発生してまいります。こういったもの、契約につきましては、町とそこご本人さんとの間で行うんですけれども、それにかかわる移転費、用地費というのは県のほうからいただいて事業を行っていくわけですし、その県のほうからいただく部分が公共補償として対応しますので、こちらのほうの、今回でいきますと1億95万3,000円という県からいただく金の記載をさせていただきます。

7番 小原喜一郎君

町長に入湯税の問題で聞いてあります。

議長 大原龍彦君

答弁漏れですか。

7番 小原喜一郎君

答弁漏れ。入湯税について、どう観光開発とのかかわりで考えておるか聞いておる。2問目で聞きました、それに対する。

町長 横江淳一君

前もって町長と言ってください。私も心の準備がございますので。

お答えいたします。入湯税につきましては、本当に松岡豊泉閣さん、私も1月になってから、社長さん、直接町長室へお見えになりまして、やめますということを言われて大変残念であります。先ほど来、総括のところでもお話をしましたとおり、社長さんとは数日にわたりいろいろお話をさせていただきました。蟹江町にとって何が一番有意義なのかなということも、東放企業さん、いわゆるお湯を供給する側の東放企業の社長さんも町長室へお呼びをいたしまして、考え方、それからこれからの、これは地権者の方が、松岡豊泉閣さんが土地の所有者でありますので、今後どういう活用をするかということも含めて、我々としては個人情報に立ち入ることなく考え方を申し上げました。

それで、実は1週間、10日くらいの猶予をいただきまして、蟹江町としての考え方を非公式に社長さんにお伝えしたところ、松岡豊泉閣の代表者、社長さんはこれは閉店をすると。取り壊しをするというふうな決断を、そのちょうど10日ぐらい後にされたという、私自身の記憶であります。

我々としては、今後どうされるんですかという問い合わせに対しても、まだ実は決めていない。ただし、10力以上のオファーがあるということは実は聞いております。そうなってきますと、今度の湯の契約等々については、これは我々が関与することではなく東放企業さんとやっていただくことでありますけれども、我々といたしましてはできるだけ湯の利用を促進していただき、蟹江町として入湯税がこれ以上下がらないように、地域の温泉の有効活用を何とか東放企業さんとしても誘致をしていただけるように要望をしまっているわけであります。

そんな中で、今回入湯税の予算を先ほど来担当が説明させていただきましたとおり、何とかまちの駅をつくることによって、蟹江町の湯の雇用、そして湯の活用をこれからもどんどん他地域に広げていきまして、観光ホテルさんのほうへ、地域へ来ていただいて、温泉に親しんでいただき、できれば入湯税を払っていただければありがたいのかな、こんな施策を我々としても推し進めるべく頑張っってやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

7番 小原喜一郎君

それで、観光開発との関係で言いますと、私は前からの持論で、いわゆる温泉業者あるい

は旅館業者、観光業者、こういう方々や遺産、つまり郷土の文化遺産所有の皆さんだとか、あるいは佐屋川も観光開発の重要な資産であるということを申し上げたというふうに思うんですけども、この地権者だとか、こういう皆さんと共同をして、それなりに日常的な観光開発について、共同して論議を進めておれば、この豊泉閣さんの動向について、昨年暮れになってやっと知ったというようなことになっていないと思うんですよ。ここに観光開発だとかいっても、なかなか方向が見えてこない。川の駅といっても、これは川の駅だけがひょっとしたら走ると違うのかなと私は思ったりしているんですけども、こういうことではないのかなというふうに思うんです。

そういう点で言えば、本当に町民の皆さんとの協働したまちづくりを進めていくということはまだまだだなということを私は実は思っておるんです。そういう点で、ぜひ、これは要望ですけども、そういう方向で協働でのまちづくりが一層充実した形で進むように心がけていただきたいなと要望を申し添えたいというふうに思うのであります。

それから、固定資産問題です。これは建設部長、私は自分の提案も含めてあなたに質問しているんですよ。つまり商業施設としてあそこへ構えられたのでは、従来からの中小弱小の商店の皆さんへの大きな圧迫になって、地域経済が寂れるんだと。そういうことをあなたに对立した意見で出しているわけですよ。それに答えて、あなたはバラ色に描いたじゃないですか。それが今日の失敗としてあらわれているじゃないですか。失敗ということ結論づけられないともしおっしゃるなら税金取ってくださいよ。取れないからこそ差し押さえ申請をしたわけでしょうが。そうじゃないですか。しかも100万や200万の税金じゃないでしょう。あなた自身は5,000万、6,000万とおっしゃった。蟹江町の財政にとってどうなんですか。ここを言いたいのです、私は。私自身はこういう大型店舗は従来ヨシツヤの例もある。あるいはユーストアの例もある。旧本町のところは寂れてしまいますよということを指摘して、そのとおりになっていることを言いながら、私は申し上げたのであります。今度もそういう結果になるのと違うかということをお願いしながら、意見として申し上げた、それに対する反論としてあなたはおっしゃったんじゃないですか。私どもは、つまりバラ色に描いたじゃないですか。それが今日の結果になっておる。

第三者に仮にこの資産が渡ったとしたら、今の税、どうなるんですか。これはまた税務当局にも申し上げておきたいわけでありましたが、私も今勉強しておるところであります。租税徴収実務と民法とのかかわり、これ前の4,000万の不納欠損処分は、この民法とのかかわりで蟹江町はほんの少ししか取れませんでした。そういう状況があるから、その部分をよく研究してほしいと。私も研究を始めました。そういう事態になっているんですよ。これは汚点です。あなた方行政の。はっきり申し上げておきます。もし答弁あれば答弁していただきたいけれども、なければ、これから、具体的になっていきますので、この結果が。その時点で申し上げさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

8番 中村英子君

8番 中村です。

2点質問いたしますけれども、1点目は22年度の予算関係資料というのがありますので、その3ページから質問を1点目いたします。

この3ページを見てみますと、国から地方に来るお金、これが2番の地方譲与税から始まりまして3番、利子割交付金、また配当割、またずっといきまして自動車取得税交付金まで、それからまた地方特例交付金と、こういうふうに入っております。地方交付税はいろいろな事情がありますので、そこから下はちょっと省かせていただきますけれども、今言いました交付金関係、この交付金関係というのは、表にありますように非常に減額されて当初のっております。減額分だけ見ますと総額で5億も6億も違ってくるというような数字になってきているわけですが、そこでお尋ねしますが、新政権は地域主権ということで、いずれは地方に権限もお金もおろしていくという考えを示しております。これは22年度にそれが反映されるかというところではないというふうに思いますけれども、この減額についてその理由なんです、これは新政権によって配分率が変わってきたのか、あるいはそうではなくて従来どおりの自民党政権の流れの中でもこのような数字になってしまっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

また、これが最終にはどうなるのかという見通しですが、1年間通じまして従来も国のほうから確定してきたものが入ってくるという形なんですけれども、この数字について見通しは最終どのように思ってみえるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、2点目の質問ですが、これも予算書の中の17ページです。この17ページの商工使用料というか、観光使用料ということでもちの駅使用料ということで項目が設けられております。今回この使用料を取るといって、その使用料の中身につきましても常任委員会のほうで審議をさせていただいておりますけれども、ここに上がっておりますのは施設の使用料ということで上げられております。常任委員会でも少し不確定で、私は確認することができなかったんですけれども、昨年9月の議会のときの説明では、ここでいろいろなご商売をなさって、売り上げに対するパーセンテージというような形でいただくという考えが示されていたと思うんですけれども、売り上げに対していただくという考え方は、そのまま継続されているのか、これはもうこういう考え方ではなくて単なる施設の使用料としてのみの収入を得るという考え方に変わっているのかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

まず、1点目のほうの国からの剰余金等のお話がありました。私どものほうで把握しておりますのは計算式とか変わってございません。

(発言する声あり)

変わっていないというふうに私どものほうの、例えば利子割交付金等ですと預金利子の20%が税金でございます。そのうちの3%分が市町村に配分されるというような、こういうような公式が決まっております。今現在の経済状況から実は利息のほうも余り伸びておりません。それから、続きましての配当割もそうですし、すべての交付金等の対象になる母体となります数字が今年度、22年度につきましては昨年度よりも景気の状態もありまして下がっておりますというところからの算出でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

産業建設部長 河瀬広幸君

予算書の17ページ、まちの駅の使用料についてのご質問であります。

確かに中村議員おっしゃるように9月議会におきましては、使用料見込みとしては、例えば売り上げの何%とか、いろいろなシミュレーションをやっておりましたが、その後施設を建設する過程において、その事業の展開等々含めまして、基本はやっぱり施設の使用として使われるスペースを一定期間占有する場合については使用料を取りましようという考えでしておりますので、現段階ではこの頭出し予算として算定しました。

ただ、今後事業を展開していく中で、例えば民間の団体の方も含めて利用される場合については、今後売り上げのパーセンテージについても少し考慮に入れる時期が来るだろうということは思っておりますが、現段階ではそれぞれ占有スペースに対する施設の使用料ということで、使われた場合については使用料をいただくという考えを持っておりますので、その考えで進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

8番 中村英子君

1問目の質問についてはわかりました。全体的な国のほうの予算の減による影響だということで、従来の配分率は変わっていないということで理解をいたしました。そうしますとそのような状況の中で地方が大変困るわけですから、これでも非常に6億ぐらいここでもう違ってきておりますので、非常に地方としても予算が組めませんので、そこでこれに対して国のほうとしては補てんするようなお金を用意するというような報道もありましたけれども、それについての見通しというものがあ程度あるのか、ないのか。この減分を全部補てんされるということはないと思っておりますけれども、1兆幾らは新たに出したいというようなことを言っていましたので、少なくとも2億ぐらい、2億になるのかちょっとわかりませんが、それぐらいのことが蟹江町でも補てんされるのかなと思うんですけれども、その辺の見通しについてお伺いしたいと思います。

それから、2点目の質問ですけれども、売り上げに対していただくという考え方が将来的でもあるとしたら、もう当初からそういう考え方は、今回条例つくっておりますけれども、

そこに入れ込んで、最初からそのような体制をとっていくことのほうがよろしいのではないかなというふうに思うんですけれども、それも最初は使用料というよりもそっちのほうの収益でランニングコストはペイしたいという考え方もありましたので、最初からそれは、もし収益なら収益の中からいただくという考え方があるのなら、最初から条例化していただくというやり方のほうがわかりやすく、またきちんとした対応ではないかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

大きな金額が減収になってくるというのは確かでございます。それで、先ほど来ちょっとお話をさせていただいておりました財源対策債が1.5倍認められるということでございまして、交付税も1億3,000万うちのほうは上げさせていただいている。それと両方合わせて国は手当てをしたということで現在通知をいただいておりますので、そこを今回入れさせていただいて、3億何千万というところを今回上げさせていただいて予算を組ませていただいたという状況でございますので、お願いをいたします。

産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、売り上げに対するパーセンテージの話でございますが、先ほども申しましたように公共施設、交流センターでございますので、やっぱり町民の皆さんがより楽しく集まっていたくためには、自由に使っていただきたいと思っていますので、使用料に関しては今のところ面積計算の施設を一部占用する形で取りたいと思っています。

売り上げのパーセンテージはいろんな事業の展開があると思いますが、今のところそれだけのものは見込めませんので、今後例えばある団体が特定のスペースをそこを使って、例えば事業展開やっていく場合について、もし売り上げがあるようであればその辺も今後は検討して、その辺の反映もできたらやりたいと。

ただ、基本的には維持管理経費につきましては、極力コストを抑えながらそれを使用料である程度賄えば、それはそれで公共施設としての役目を一部果たせるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

8番 中村英子君

このまちの駅を提案されて審議した時点で、きちんとした情報を出していただいて審議しないと、当時それでランニングコストはペイできるというようなご説明があったわけですから、それはちょっと審議している状況のときからして、何か基本がきちんとしていないというふうに言わざるを得ないんですね、その時点で。私たちもこれについていろいろ研究して、これは現時点においてはこのような施設は必要ないのではないかと、このような施設を新たにつくらなくても借りたところでやれるのではないかとということをおし上げましたけれども、あえてここをつくられたわけなんですけれども、そういうことをおっしゃられると、これを必要

かどうか、ランニングコストはどうペイするかということの質疑応答をしたときに、この基本というものは、じゃ、どこにあったのかというふうに考えざるを得ないわけですよ。だからその辺のところは少しあいまいで、きちんとしていないのではないかとそういうことを言いたいわけですけども、どうでしょうか。

産業建設部長 河瀬広幸君

あくまでも公共施設ということですので、面積での使用料を徴収するということがございます。当初、9月の段階におきましては、物を売ることが基本ではありませんので、もちろんその中の、例えば町の特産も含めた紹介をしながら情報を発信していく場所でございますので、その考えを突き詰めたところ、やっぱり行政財産の施設の使用料として取るのが一番妥当であろうという判断をいたしました。

以上でございます。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで消防署長の退席を許可いたします。

大変勝手でございますが、体調が少々すぐれませんので、副議長と交代したいと思います。よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

(午前11時32分)

副議長 松本正美君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時33分)

副議長 松本正美君

議長が早退しましたので、地方自治法106条第1項の規定により、議長にかわって職務を行いますので、よろしく願いいたします。

歳出は款別に質疑を受けますが、款別ごとに1人3回までといたします。

1款議会費、30ページから33ページまでの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、34ページから73ページまでの質疑を受けます。

3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

37ページ、総務費のうち19番の負担金の部分で県派遣職員負担金700万円というのがあります。県からの派遣職員、総務に座ってみえることは知っておりますが、3分の2負担だそうですから1,000万円超す人が来ているわけですね。それで、ほかの款で色々聞くのは恐縮

ですので、今年度、今、何部と何部、課というか、何人県から派遣がされておるか。そして、どういう仕事をしてみえるか。我々、ここに座っているみえる方は随分議論しますけれども、一度もそういう主幹という人とお話をしたことがありません。ですから、現在どういう人がどこにいらっしゃって、どういう仕事をしてみえるか聞きたいのと、もう一つは、来年度、これは来年度予算ですが、それが変更になるのかどうか。部署はふえるのか、減るのか、どのような仕事をしていただくこうとしているか。各箇所でも聞くのも恐縮ですから、できれば今、ご解説をいただきたいと思います。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

県から派遣をしていただいております方が、実は県教委も含めまして4名、21年度には在籍しております。

まず、私ども総務部のほうで、全体的な仕事をしていただいております方が1名ございます。この方につきましては、県とのもちろんつながり部分、それから法的な部分で弁護士との調整、そういったものと、あと本当に全体的に、例えば私どもがやっております政策推進の内容でお願いをしたりということで、マルチにやっております。私は隣の席にありまして、大変勉強させていただいておりますわけですが、財政面、それから会計面の処理とか、そういったことまできちっと決裁を通して職員のほうに教育をしていただいております。この方がまず1名。

それから、現在進めております下水道で、下水道の技術主幹ということで、ことしにつきましては、条例等がございました。規則もございました。また、設計にかかわる部分ということで、マルチにこれも下水道のほうでご指導をいただいたという方が1名でございます。

あと、教育に教育主幹ということで、教育課、学校教育の関係でございますが、教務、学務のほうでかなりお世話になって、きちっとそれも進めていただいた方が1名。それと、生涯学習課のほうに、特にことしにつきましては、生き生きクラブのほうを重点的にお願いをしておりました社会教育の主幹が1名ございました。

この4名をいただきまして、ことしにつきましては、事業を進めさせていただいたということでございます。

それから、来年度、この22年度でございますが、生き生きクラブが1つきちっと完成をしまして、この14日には発足式も行われ軌道に乗せていただきました関係で、この1名の方は22年度には派遣要請はしておりません。総務部の主幹と、そして下水道課の主幹、それから教育の学事関係の教育主幹、この3名の方をお願いするということで予算的にも措置をさせていただきますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

3番 山田邦夫君

3番 山田です。

700万円というのは俗に言う給料の部分かどうか。私の感覚では、労務費とか人件費というのはその約1.2倍から1.25倍、要するに労務副費というものがいつもかかるわけですね。その部分、例えば退職金の積立金だとか、そういうのも付随してくるんですが、そういうものは含んでいるのか、含んでいないのか。お答えいただければそれで済むんですが。

それで、非常に町で言うと部長か部次長クラスですね、給料の高でいうと。その人たちが二、三年で帰っていってしまうわけですね、県へ。一時の助言者で、高いレベルと言えば高いレベルで助言いただくわけですが、町に人材としてうまく残らない。例えば最近、輝来都の会議に以前いらっしゃった総務の加藤主幹というのが県で少しえらくなられて、それでもずっと来てみえますね。こういうふうに携わってもらおうと蟹江町にプラスになるんですが、帰っていってしまうとそれでおしまいという、どうも物足りない。そこら辺は県からかりられる、いただけるときに町の幹部構成には気に食わんでしょうけれども、いい人材を蟹江町にもらい受けてしまう路線というのも、町長、考えておいてもらいたい。主幹で来てもらっては帰っていってしまうというのは、ちょっと惜しいなという感じがいたしますが、この2点についてお尋ねします。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

大変申しわけございません。私の説明の中の不足でございます。

ここで私ども700万円という金額大きいものです。これが3分の2ですので1,000万を超えらるということでございます。これはおっしゃられましたように人件費ということでございますので、給与だけではなく使用者側が負担する共済の負担金とか、先ほどおっしゃられました、その中には抜けるものもございしますが、基本的には福利厚生費といいますが、福利費全部含めた形での算式のうちの3分の2ということでございますし、教育の場合については2分の1というようなことになってございます。そういったことで、予算のほうに出させていたおいておるということでございます。

それから、前見えました加藤主幹がこの間、輝来都のほうでということ、いろいろなことでお世話になって、蟹江町のほうに目を向けていただき、お仕事の中でもこちらのほうで指導をしていただいていることがございます。

それから、実はそのほかにもこちらのほうに来ていただいた主幹につきましては、人材のネットワーク化というのは進んでおりまして、私どもも実は不明の部分があったりご相談をするときにはそこをお願いをするというようなことで、今でも実際には県庁のほうへ出かけてお聞きすることもありますし、電話等でいろいろな情報をいただいたり、ご指導を受けたりということもございします。ただ単に来ていただいて、そこで全部切れているというわけではございません。いろいろなネットワークとしての私ども町としてのつながりはまだいろいろと持たせていただいて、仕事の面でも大変陰ですけれども、お世話になっているという部分もございします。

先ほど最終に言われました町が職員として招聘できんかというようなお話につきましては、ちょっと私のほうではお話ができませんので、町長のほうにお願いしたいと思いますが、実態としてはそういった形でやらせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

町長 横江淳一君

県の派遣職員の件でございますが、私も町長就任以来、大変優秀な職員を送り込んでいただいているというふうに認識いたしております。例えば今4人お見えになりますけれども、1人は当初の目的を達成していただき、生き生き蟹江スポーツクラブの立ち上げに大変努力をしていただきました。これは本当に1つのいい結果だと思えますし、今後、教員として戻られても、いろいろなスキルが教育委員会を通じて、また町長部局を通じて得られるのではないのかな、こんなことを思います。

あと、ほかの職員の方に関しては、実は2年間という期間の中で、1年延長というのも実は申し上げております。今まさに山田邦夫議員おっしゃったようにもうちょっと残っていただけんかと、できればおっていただけんかというようなことも県庁へ行くたびに上席の方をお願いを申し上げておるんですが、県のほうも大変人材が不足しているということで、もうできればお返しを賜りたいと。そのかわりまた別の形で地方のことも知るという勉強にもなりますので、県職を送らせていただきたいと。

我々としては、今回も下水道が供用開始をいたします。一番重大な時期でありますので、1人の主幹につきましては、1年実は延長していただいたという経緯があります。来年度供用開始に向けて再度もう1年と言ったんですが、これはかなわぬことでありまして、かわりの方を派遣していただきますが、それとて非常に我々としては不安であります。ただ、できれば上席の方とその都度お願いをして、延長もしくはお願いは絶えずやっております。それで、仮にもとの職場に帰られても、先ほど来担当が申し上げましたとおりいろんなネットワークを持っておりまして、何かありましたらいつでも来ていただいてアドバイスしていただけるようなこともありますし、現実に過去総務にお見えになった方にご助言をいただき、蟹江町の土地取得に関して大変お力添えをいただいた件が1件ありまして、感謝をいたしております。今後ともこの努力は続けていくつもりでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

まず最初に、テレビ受信料との関係なんです。

副議長 松本正美君

ページ数をお願いします。

7番 小原喜一郎君

どっか行ってしまった。47ページです。上から十数行目のところにテレビ受信料とあるんですけども、これに関連をしてちょっと承りたいんです。

実は、地デジ対応についてであります。質問するとすればこのテレビ受信料に関連してやるしかないというふうに思いますのでさせていただくわけでありまして、実は私、きのう、高阪さんとタッグでいろいろやってみて、高阪さんに抜き出してもらって場所がどこにあるかと、どうも教えていただいた電話番号が総務省でして、総務省まで行くわけにはいきませんので、愛知にはないのかということでもいろいろやって、やっとわかりまして行ってきたのであります。そこで下村という愛知県テレビ受信者支援センター部長さんに親切に教えていただきました。

現状を少し、どういうふうになっているかということを紹介しておきたいと思うんですよ。実は、既に全町域にわたって調査が済んでいる自治体が半数くらいになっています。具体的に申し上げますと名古屋市はほとんど全区です。それから、市は主要な市、一宮、豊橋、豊田、安城、岡崎、それから小さな市に至るまで市はほとんど網羅されています。町で言えば扶桑町、長久手町、あともう二、三あったんですけども、海部郡はゼロです。

どういうふうなことをやるかということをお伺いしたところ、支援センターは基本的には個別だそうです。ただし、お願いごとがあったり、自分のところで自発的に全域を車であれを持って調査して、つまりビル陰になるところをそれで抽出すると。全戸の皆さんに電話でされたのではもたないの、抽出して問題となる皆さんから電話をいただくと。その人の住所をコンピューターに入るとぱっと出るようになっていよう。実は試しに私をやってみていただきました。ここにご披露申し上げるわけでありまして、これ私のです。この線が実は緑、青、赤と。これはテレビ塔と瀬戸のタワーと、それから中京テレビタワーとこの3つあるんだそうで、これとのかかわりでどうなるかなということがコンピューターに住所を打ち込むとぱっと出るようになっていよう。実は試しに私をやってみていただきました。ここにご披露申し上げるわけでありまして、これ私のです。この線が実は緑、青、赤と。これはテレビ塔と瀬戸のタワーと、それから中京テレビタワーとこの3つあるんだそうで、これとのかかわりでどうなるかなということがコンピューターに住所を打ち込むとぱっと出るようになっていよう。

だから、基本的には個別に対応するけれども、全戸に対応するわけにはいかないので、あらかじめビル陰になりそうところをばーっと出すんだそうです。それもこんな大きな青写真で見せていただきました。既におやりになっている市町の青写真を見せていただきました。ビル陰になると緑で入れてあるわけでありまして、そういうことを蟹江町なら蟹江町が要請してやっていただけないかなと。ビル陰になりそうところを抽出していただいて、それはおたくで資料として持っていて、1つはこういうふうにもう準備ができていますと。皆さんが個別に電話していただければいいわけで、蟹江町に来ていただければ相談に乗りますと。こういう形にして広報に打ち出せないかと、こういうことですね。こういうふうにしていただくとありがたいなと。

私と高阪さんとで本町のエリア、今、この黄色い部分はライオンズマンションの共同アンテナエリアとして、これは支援センターが持っている資料です。この中でどうなるだろうか

なということ进行分析していただきたいということをお願いもしたんですけれども、非常に親切に教えていただきまして、大体どういう取り組みをしたらいいかなということがわかりました。やっぱりポイントは、町がその気になって全町的なものを、蟹江のものではありませんので、ただ、この支援センターにその調査をやっていただきたい要請をしていただくだけで支援センターはやるわけなんです。ただ、今の現状ではどっちからも、あっちからもということではないものですから、来たところは順にその調査をやって、来年度もう一度4月の中旬以降に来ていただけないかとおっしゃっていたんですけれども、来年度はそれを専門でやるのかどうなのか、まだはっきりしないけれども、車を1台購入する予算をとっていただいたということだそうで、もしそのために車を購入したということであればかなり積極的にやれることになるのではないかと、こんなことをおっしゃっていました。

ただ、まだそういうことをやるために車を購入したのかどうなのかはわかっていないので、来年度4月以降にもう一度来ていただけないだろうか、こう言っていましたけれども、あとは蟹江町がやっていただくとうりありがたいと思うわけですけれども、その点についてどのようにお考えか、まず最初に承りたいと思います。

町長 横江淳一君

地デジ対応の件につきましては、昨年度でありますけれども、町村会の私理事をやっておったときに総務省からる説明がありました。現在、ケーブルテレビで配信をしているところ、それからビルの陰に隠れて共同アンテナをやっているところ、いろいろ対応しているところがあるわけですが、そのときに実は県の町村会で問題になりましたのは、町中で今現在ビルの陰に隠れてというところよりも、我々中山間地域、設楽だとかああいう山奥はどうしてくれるんだということで、そちらの対応を先にやりたいというような、ごめんなさい、それは昨年度の話でありました。今年度の理事会でまだそういう話が出ているかどうか、ちょっとすみません、町村会で確認はしておりませんが、我々としてお願いをしたのは、そういう話し合いの中で総務省が積極的に支援をしていただけるということでありました。手を挙げたらその順番にやるということではなく、順番に総務省のほうから個別に対応するという話を去年の時点では実は聞いておったんです、我々。

ですから、町村会として1つの束になってやるのかということ、すみません、今現在情報は持ってありませんが、担当課、これから、多分担当もまだそういう直接の話は総務省から聞いていないと思うんです。今、小原さん行かれてそういう説明をされたかもわかりませんが、我々海部郡の町村会として、昨年夏過ぎにちょっと話題になったことはあったんですが、県の理事会でまだそういう話は、あれ以来の進展はないということで、それぞれの地域でそれぞれの対応をまずしてください。例えばケーブルテレビにされるのか、1つそこで我々が注文をつけたのは、総務省さんが安いチューナーをあっせんをするということで今言われておったんですが、いつになったらその安いチューナーをあっせんするんだということ

で、確か幡豆の町長さんか吉良の町長さんがちょっと声高に言われたことがあります。もう既に市場ではケーブル対策だとかいろんな対策をしているじゃないかと。総務省は2011年に地デジを進めてどうのこうのと言っている割には全くその対応が遅いということで、非常に強い意見を述べられたという記憶があります。

ただ、町村会の対応として、すみません、今現在すべての情報は持っておりませんが、4月新たになりましたら我々としても、今後町でどういうふうにするかということも積極的にこれやっていきたいなと今思っております。ただ、総務省が順をもってやるという話は今でも生きておると思いますので、そのことも早速含めて小原さんのほうに、議員さんのほうにお知らせをしたいな、こんなことを思っております。

一番心配しているのは、今現在共同アンテナで受信しているところ、ビルの陰に隠れて今それを供給をしていただいているところ、今の電波の状況とデジタルの波長とは若干違いますので、直進性に問題があるところ、いろいろあるようでありますので、そのことについての対応は個別で来ていただけるということは聞いております。ただ、その把握自身がまだ町としてはきちんとやっていないのも事実でありますので、早急にこれは町としても対応させていただきたいと思っております。

答えになったかどうかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います

7番 小原喜一郎君

つまり中山間地、問題がありそうなところを優先してやっているという状況じゃないんです。これだけできているんですよ。これいただいてきたんですけれども、だから中山間じゃない。名古屋市は当然ですけれども、全域既にやられておるわけですね、調査。

この一般市あるいは中核市も全部やられているわけなんですけれども、これも全部中山間の土地じゃなくて、例えば豊橋だとか、あるいは岡崎市だとか安城市だとか、北名古屋市だとか春日井市だとか、小松市だとか、瀬戸市、瀬戸市は中山間があるでしょうかね。町村で言いますと東郷町、先ほどちょっと言い忘れまして、東郷町ですね。それから扶桑町、大口町だとかがおやりになって海部郡はないんです。

ですから、海部郡を除く多くの郡市はやられておるんじゃないかなというふうな感じですね、これ見ますと。ですから、海部郡もちょっと急いでやっていただいて、個別に今度は対応しなければいけませんので、ですからこれもう一度申し上げますけれども、この平行線になっているライオンズマンションがここにあります。ちょうどライオンズマンションの上を通っています、緑と青が。これは私のところですよ。問題はすぐここです。ライオンズマンションのすぐ下、ビル陰になると。どうなるだろうかなと聞いたら、多分無理じゃないかなと思うけれど、調査してみないとわかりませんと、こういうことですよ。それでその分布ですね。ビル陰になりそうな蟹江町一円の分布図を大きな青写真でつくってくれるんですよ。それを持っておれば、町に住民の皆さんがどうなんだろうかと相談に来たときに対応できる

ですよ。一遍電話番号を申し上げますと、052 - 954 - 5930、ここへ電話すればすぐ、電話待っているうちにやってくれるんですよ。ファクスがあるところはファクスを送ってくれるんですよ。

こういう状況になっているので、蟹江町が一銭もお金を使わなくてもいいわけですから、ぜひおやりになっていただきたいということを申し上げておきます。

副議長 松本正美君

昼の休憩にはちょっと早いようですが、暫時休憩をします。午後1時から再開します。

(午前11時58分)

副議長 松本正美君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

副議長 松本正美君

引き続き、2款総務費の質疑を受けます。

12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

35ページの職員手当等の中の8番目の時間外勤務手当、それから39ページの愛知電子自治体推進協議会事業、それからもう一つ43ページの蟹江電子自治体推進事業についてちょっとお伺いをしたいと思います。

まず、私は時間外勤務手当ということについて以前からいろいろと質問等させていただいたんですが、この時間外というのは万やむを得ず発生するということでもいいですけども、ややもすると健康問題といえますか、要員不足、あるいはそれが高じて個人に偏って健康を害すると、こんな要因がありはしないかと思う反面、古い言葉ですけども、5時から男とか、何とかかんとかという言葉もありましたけれども、終業時になると元気になって残業に精を出される、こんな嫌な面もあるのかな、こういうふうに思っています。総務、ほかの課も言えることですけども、総務が元締めといえますか、ですので、ここの時間外手当674万5,000円とこういうふうに計上してあるわけですけども、確かに選挙とかいろいろな点で残業を回避できない部分は確かにあるとは思いますが、これだけ世間が厳しくなると、無駄な冷房だとか暖房だとかユーティリティー関係、とにかく終わったらさっと帰って、またリフレッシュして次に頑張ってくださいよというのが基本だと私は思っているわけですけども、一方、残業なしデーというのが当町にも設定されていますけれども、月に1回でしたか、私の記憶しているのは、こういうのを月に2回ぐらいだとか、週に1回だとか、管理職の方がきちっと管理して、健康の面からも用がなかったら帰ってくれというようなことぐらいやっても、私は別に管理面からいっても不思議じゃないと思っております。

それと、もう一つ具体的に言いますと、総務で言えば総務部長さんがおられ、次長がおら

れ、総務部長おやめになられたんですけれども、従来ですと部長、次長、課長補佐2名、その他もろもろというところで、非常に小さな総務課の中にもそれだけの組織といたしますか、役職の方がおられるわけです。俗に言うワークシェアリングといたしますか、そういう点でももちろん部長職は部長職のお仕事も当然おありになることだし、次長、課長、課長補佐においても当然あるわけですが、一概に言えませんが、少し仕事の割り振り分担を行革の前にやられて、何とかこういう残業を減らしていけないかなと。

と申しますのは、どうしても残業というと課長補佐になってくるとウン千円つきますね、1時間に。ですから、どうしても当て込んでしまいますし、そういうことがどうしても健康に問題を生じたりということがあるわけで、一番いいのは、理想を言えば給料だけでこういった残業はないと、こういうのが理想だと思いますが、これから残業なしデーの設定、1回を2回というふうにも言われていませんし、そういうお考えがおありか、それともワークシェアリングをもっと今まで以上にきちっとされていくのか、この辺のご答弁。

それから、次に電子自治体です。愛知電子自治体推進協議会事業、これ企画情報課ということでは671万7,000円となっておりますが、手短にこれ、前回は質問したように覚えていますけれども、もうじき終わるよというような話を聞いていますが、671万と結構な金額ですが、一体これ中身はどういうことをしようとしているのか。こういうこともちょっとお聞かせ願いたいと思います。

また、一方で43ページには蟹江電子自治体推進事業、2,318万6,000円計上してあります。コンピューターと申しますと時代の流れ、便利なものだな、非常にスピーディーでいいものだな、一方、ちょっと辛辣な言い方すると大人のおもちゃで、よう使い切らない。もっとひどいことを言うと金食い虫だと。ですから、総務、一度後で資料請求いただきたいんですけども、これから税収も非常にままならん状態で、片方では買わざるを得ないから買うという面と、経費ですね、費用対効果の面も含めてですけども、非常に見過ごしてはならない金額が支出としてあると思うんですね。そういった面で、一体、この中を見ても委託料なんか3,160万3,000円ですか、これ部分的にとらえてもすごい金額、あっても1億超えるような金額があるわけですよ。

ですから、これから私がこういうところで質問しなくても、こういうポイントをとらえて見直しをせざるを得ないときが早晚来ますよ。必ず来る。ですから、私が前から言っていますようにアウトソーシングも含めて、シビアにやらないともうどうにもならん。

具体的に、ちょっと話は変わりますが、愛西市、2町2村が合併して愛西市、今度もあま市ができて、3町が合併するわけですが、それぞれがそれぞれの自治体でパソコンをお持ちで、互換性があるのかどうか分かりませんが、中身も私は調べていませんが、まとめられると。例えば総務事務で言えば、甚目寺にあって美和がやって、七宝がやって、それぞればらばらやったら何のために合併したのかわからない。当たり前のこと

ですけれども。そうなってくると、私は何が言いたいかといいますと、以前申し上げたように愛知県が総務事務一括化ということで、たしか大分前ですけれども、少なくとも2けたから3けたぐらいの歳出の削減をして黙っておられると。片方では、愛知電子自治体というような形でやっておる。町長の答弁の中にも、一度首長会議で提案すると、こういうふうにご答弁をいただきました。ですから、これから合併もさることながら、海部郡下の中で統一したシステム、総務事務、愛知県がやってたしか二百何億、3けたぐらいの歳出削減を図られたとっていますが、こういうのは愛知電子自治体の中の推進協議会の中に反映されてきているものかどうか。あるところで行革の講師、大学の教授を頼んで、たしか新海さんだと思いますけれども、私、ちょっと質問したときに、県からもお見えになった方が、山田さん、一遍県へ遊びにきてちょうだいと、こういうことをちらっと申し上げた。別にやましいことを言っているわけでもないし、厳しいことを言っていることでもないですけれども、何か私に言いたいだろうなという気がせんでもなかった、いまだにそこへ行くつもりもありませんし、行きたいとも思っていません。

ですから、もう早晚、愛知電子自治体あるいは今度、蟹江電子自治体推進事業、二千三百何がしということで数字は踊っておるわけですけれども、一体中身とは何ぞやと。何をやりたいのかということを手短に、あるいは前言いましたように総務事務の一括化、人をはっきり言ってゼロにして、愛知県がやっている形の方向、いきなりいかんけれども、模索なのか、どう考え、どう見ておられるか。あれからちょっと日にちがたっておりますけれども、デメリットは余り聞いたことはありませんけれども、そういった調査もされているかどうか。ですから、コンピューターについては警鐘を大いに鳴らしていきたいなど。非常に費用がかかっていくよと。時代の流れだからやむを得ん部分と、精査して絞っていく部分と、それからアウトソーシング、思い切ったアウトソーシング、現実に今、アウトソーシング。J I Pに依頼しておるわけですので、以前からは自庁方式だという大きな流れがありますけれども、やはりそうもいかなんということ、現実にJ I Pにやっている。J I Pだってただじゃありませんが、多額な委託費用がかかります。思いきってその辺のことを精査する、あるいはご検討を本当にしてきておられるか。結果的に最後にこんなはずではなかった、こんなに金かかるのかなというのは、これは大人のやる知恵のないやり方で、その辺を学校も含めてどんどんこういう費用が膨らんでいきますので、その辺のお考え、当面のとらえ方、先への見通し、ただ必要だからやるというのではなくて、どういうお考えを持ってみえるか、残業の問題、愛知電子自治体とそれから蟹江電子自治体のことを手短にお答え願いたいと思います。

以上です。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

山田議員につきましては、職員の健康管理等から、いつも残業の面でいろいろと我々のほうご指導いただきまして、大変ありがとうございます。また、お気遣いいただきまして申し

わけございません。

今おっしゃられますようにうちのほうも時間外につきましては、健康管理も含めて減らしたいというふうには確かに思って、その指導等もやっておるわけでございます。ただ、そこで先ほどおっしゃられましたノー残業デーを実は水曜日を毎週ノー残業デーということとしておまして、この日は本当に職員を帰したい、帰ってもらいたいということで帰らせるような方向はしております。ただ、本当にその日にしかできないものがあったりして、残る職員については大変残念ですがそういったことで命令を出すということも実はございます。今後これにつきましては、徹底するように指導し、またやっていきたいというふうに考えております。

また、残業をしないような職場の仕事割り振りというようなことで、当然仕事の割り振り、その内容で変わってくるのだと思っておりますし、またほかの職員がそういったものを共有し合っ、チームで仕事をしていくというのがやはり必要なことだというふうには考えております。

そこで、今後につきましては、我々につきましても仕事の内容をもう一度精査し、きちっとそういった時点でコラボレーションといいますか、町長がいつも言っておるようにチームできちっと仕事を進めるよう指導をしていきたいと思っております。

大変いろいろとご迷惑をおかけし、また残業の手当が高いということもよく認識はしておりますけれども、なかなか進められないところもございまして、ご迷惑をおかけしております。今後につきましては、そういったことでおっしゃられるようにそういった指導をし、この残業手当の、また職員の健康管理に努めたいと思っておりますので、どうぞお願いをいたします。

以上であります。

企画情報課長 鈴木智久君

それでは、まず愛知電子自治体推進協議会の内容でございますが、こちらのほうは、まず経緯から申しますと平成15年度から愛知県及び県内の市町村、名古屋市は除かれますが、連携共同して電子自治体を構築する共同組織として設立されたものが経緯でございます。現在、加入団体としましては県を含みまして59団体、これ全部の県と市町村が加入しております。その中で主な事業としましては、電子申請、これは全団体事業として全員の団体が加入をさせていただいておるところでございます。そのほかに施設予約、あと電子調達、これは土木関係の入札と、あとは物品等の入札関係の共同の事業を展開しておるところが、今現在の愛知電子自治体推進協議会の内容でございます。それぞれのかかります費用の応分に依じて、それぞれの市町村が分担金としてこちらのほうに納入をさせていただいております。

続きまして、蟹江電子自治体推進協議会の件ですが、こちらのほうは庁内の内部情報系の業務を行っております。財務会計であったり、人事給与であったり、いわゆる総務部門に該当するものでございますが、その中でポータルとしましてはメールであったり、各事務の

連絡事項であったり、そういうものがすべてそこのところで調整できるようになっております。それを他の自治体との合同で、県のほうが総務事務を一本化されたということで、他の市町村との合同はどうかというお話になりますが、県につきましては出先関係でもやはり県でございます、1つの組織の中でトータル的に一本にされたということで、蟹江町におきましては当然これは出先云々関係なく1つのシステムを使っております。これを他の自治体との合同というふうになりますと、やはりいろいろ財務につきましても処理の仕方が違いますでしょうし、それから帳票関係につきましてもやはり形が異なってしまうので、この辺のところはどういうふうに整理できるのかということ、同じものを使えるかどうかというような判断になってくるのではないかと考えております。

それから、アウトソーシングというお話なんですが、財務関係の処理ですので、これを外に出すというお話にはなっていないのかなというふうには思っております。JIPにつきましては、これは他の会計上で、住民情報管理事業というところで1つにくくっておりますので、ご質問になった愛知電子自治体と、それから蟹江電子自治体とはちょっと違うところで整理をさせていただいております。

以上が大体かいつまんだお話でございます。

12番 山田乙三君

ありがとうございます。こういう財務会計についてはセキュリティーというのは絶えずついて回るわけですが、外へ出しても、うちへ来ていただいても、セキュリティーのリスクはついて回るわけで、余り私は聞いても聞き流す程度で、確かにセキュリティーは大事ですが、それ以外にもいろいろと問題がありますので、ぜひとも思い切ったアウトソーシングという方向もこれからかじを向けなければならないときが来るのかなということは、税収も思ったより伸びない、非常に厳しい中でやられる。

それと、もう一つ、答弁なかったんですけども、あま市なんかでも甚目寺、美和、七宝ですか、当然財務関係やり方違っておっしゃったんですけども、それぞれがそれぞれのやり方でやっておられるわけで、合併されたら当然ながら1つにされなければ、スケールメリットといいますが、何の意味ないから当然弥富市でも、愛西市でも、あま市でもそれに倣えだと私は見えています。ですから、いい見本がありますので、そういう情報はすぐ入るかと思えます。

ですから、非常に、恐らくざっくり見て1億円以上のこういう費用が当然必要経費として必要な部分と、あるいは無駄な部分も若干あるかなと思うんですけども、精査していただかないと本当に、これくらいですよということを警鐘を上げたい。

それから、残業につきましては、なかなか私も本当に前から言っているわけですが、当町としては直接部門と間接部門と分かれていて、間接部門なんですね、物をつくるわけじゃないですから。例えばきょうの仕事をあしたやったところで納期がありますか。ないでし

よう。ですから、そういう面で1日に何個こなすとか、そういう面がないわけですから、それと仕事をシェアリングしながらやっても別に構わない部分は大いに私はあると見ておるんですよ。だから、私が言うんじゃないで、一般町民も、残念ながらそういう目で、あるときにいろいろ質問しますと、仕事はタイトだと、人が足りないよ、こういう答弁に尽きるかと思えますけれども、これは町民も見ていますよ。正直言ってタイトとは判断を下していませんね。

ですから、愛知電子自治体やら蟹江電子自治体を含めたことで、パソコン200台購入しました。皆さん持ってみえますね。大体パソコン買えばそれに見合う経済計算をして人を減らしますよ、民間であれば。減らせとは言いません。私は口が裂けても言いません。ですけれども、知恵を絞ってスピーディーに仕事をやっていただくことはできると思うんですね。それはそれ、これはこれで、買った買ったで成果はどうなのかな、こんな思いが現在しておるわけで、例えばコンピューターも非常に今機能はいいですから、定期的な講習をおやりになっておられるのか、通称、ちまたで言われるパソコン伝導師とやらという方がおられるのかどうか。これもはっきり言って姿が見えてこない。

ですから、前から私が言っているようにS Eを計画的に採用しなさいよ。そういう方に学校に出向いてみたり、この庁内もメンテを試してみたりと、そういうことを含めてやればこの中の何がしかの委託料と称する費用が、それは簡単なソフトなんて当然組めますよ。そういうのを全部が全部、業者にお任せじゃなくて、前も話が出ていましたホームページについても、いとも簡単にやっておられる村というところもあるんですから。町ですから費用をかければどんなことでもできますけれども、そういうことをお考えになってやられることが行政マンじゃないですか。それをやらなくて、どんどんやってくると、本当に行き着くところ、お金がありませんよ。

ですから、残業について言っても、最初にちょっとへこみました。けども、またぞろといいですか、もとのもくあみというのか、何がそんなに忙しいの。片やコンピューターな買ったものが200台追加して買われたわけですし、それを本当に駆使してやっておられる方というのはごく少数だと私は見ていますし、ましてや税務や、そのところはJ I Pへ行くわけでしょう。最終的には。だから、答弁の中で、そういうとセキュリティーだと、こうだああたとおっしゃるけれども、そんなもの、出したところが来てもらったらセキュリティーというのは本人のモラルの問題で、漏れるものは漏れますよ、はっきり言って。

それでは、私は当然納得しませんし、残業については健康と言いましたけれども、要員も足りはしないかなと、逆に。あるいは稀有な人に偏って仕事をやらせ過ぎではないか。管理監督どうなのかな、こんな思いもしておるわけですよ。部長さんおられ、次長さんおられ、課長さんおられ、課長補佐おられて、余りにも立派な人が多過ぎますよ。ですから、若干の甘えという緩やかな体質はありはしないか。

これは民間、民間というともう非常に皆、嫌な顔をされますけれども、今給料はダウンですよ。ボーナスゼロですよ。もうあちこちありますよ。ですから、それと一緒にやってくれとは言いません。もう一流企業に匹敵するお手当をもらっておられる皆さんですから、胸を張って堂々とやっていただいて結構なんですよ。私が言うから遠慮するんじゃなくて、堂々とまた反論していただいて結構ですよ。そのくらいのプライドを持ってやっていただかないと、もうやっていけないから合併だと。きらりという話がよくありますね。小さくても。そういうことがどこか色あせてしまうような気がせんでもないですよ。ですから、あえてこういう辛口の発言を申し上げる。何くそ、山田がと言われる反発を待っておるわけですけども、なかなかそれが出てこない。残念だけど。

ですから、週にやられたら管理職が回ったらどうですか。帰ってください、何がありますかと。そういうことをやられたことはありますか。チェックしておられますか。残業して何をやっておるかしかわからんじゃないですか、今見ていると。個人管理ですか。ですから、普通だと残業やったら、こういう問題について、課長、何時間ほどやりますと、こういう管理監督をされていますか。やっておられないでしょう。ですから、そういう点で、席を離れた場合でも、今は例えば総務課から農政商工行っているとか、札でもやっている、そういう管理の仕方はされていませんか。ですから、その辺がもっとやるべきことは大いにありきと私は常に思っているわけですけども、その辺を含めて、急場これで終わっちゃうんですけども、残業なんて本当に厳しくやらないような方向、健康管理、要員不足や、その他もろもろを含めてやっていただかないと、私も万たび言いたくないですよ、これ。全然変わってきてないんですから。金額は大きいですよ、本当に。

その辺をやっていただいたり、それと電子自治体についても、もうどぶへ捨てているとは言いませんけれども、本当に先をどうしていくんだ、アウトソーシングするのか、あるいはそれを県がやったようにだれかコンサルタント頼んで独自にやるのか。総務をゼロにして、そういうものへ置きかえるのか、これは決して、愛知県が見本ですから愛知県の総務課が。やっておるわけですよ。ですから、警察官を除いたほかは全部それでやっておるんじゃないですか。なぜできないですか。ですから、そういうことに私は知恵を発揮していただいて、今はどっちかという企画情報だけで課長1人で、あれもこれも部分がちょっとあり過ぎはしないのかな、こんなふうに思っています。その辺をもし、企画情報で今キャパいっぱいじゃない、まだまだ余裕がある、そういう問題も検討しておる、こういう思いがあるとしたならば答弁をもう一度お願いしたいと思います。

企画情報課長 鈴木智久君

まず、アウトソーシングか自庁処理かというところのお話なんですけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように財務会計というのは本当に内部的な事務になりますので、これを外に出してというようなお話にはなっていないかなというふうには思っており

ますし、考えます。唯一アウトソーシングできるとすれば、これは日本電算のJ I Pのほうの事務処理かなと思っております。ただ、やはりアウトソーシングしますとどうしても委託費がかさみます。それで、これは海部郡内のJ I P、大治を除きましてすべて日本電算になっておりますが、こちらのほうは新しいウイズライフというシステムに変わります。これは基本的には自分のところでやれる自庁のものは自庁で処理しましょうと。とにかく委託費を削りましょうというところの考えがありまして、ただやはりどうしてもすべてが自庁に入りますと、どうしてもやり切れない部分が出てきますので、例えば当初課税などのように大量に帳票が出たり、期間内にすべてそれを処理しなければならないような業務がありますので、それを庁内でやるというのは、今、役場の中を見ましたところ、やはり難しいものですから、そういうものについてはアウトソーシングになってくるところで、運用については他の自治体でも同じような考えでおります。そこで、うまく自庁でできるものは自庁で委託費を減らし、どうしても中でできないものについては委託をするという方向でのやり方が一番いいのではないかなとは思っております。

そこで、どちらがいいのか、悪いのかというのは、これは本当に費用を見て考えて、そういう中で組み立てていくべきものだとは思っておりますので、今、山田議員おっしゃるようにもう一度自庁なのか、委託なのか、その辺のところの切り分けをどういうふうにするのかということをもう一度考えていきたいと思っております。

以上です。

12番 山田乙三君

ありがとうございます。非常にそういうお考えを持っておられるようでちょっといいわけですけれども、民間の例を出すと、いい思いをされないのでは出したくないですけれども、民間はもう業務センター化ですね。もう3,000人、4,000人、1万人おっても、これが主流なんですよ、業務センター。ですから、具体的に言うと、海部郡の中でも県がやったような業務センター、例えば職員を派遣して、愛西市2人、弥富市2人、あま市2人とか、蟹江町何人とか、そういうのを当然もう、すぐ来ているような気がするんですよ。そういうことをやるのかと。それはもう費用がかかってしょうがないですよ、これから。

最後をお願いしたいですけれども、一度コンピューターにかかわる費用、全部ですよ、総務課もですよ、全部やってくださいよ。完全に軽く1億以上超えますけれども。それで必要経費も含めて一度資料を各議員さんにお渡しできるような、次の機会に結構ですので、資料請求をいたします。

以上です。

副議長 松本正美君

資料請求はよろしいでしょうか。電子自治体、よろしいですね。委託料.....

町長 横江淳一君

山田議員には、大変、蟹江電子自治体推進事業、このことにつきましていろいろご心配をおかけいたしまして申しわけございません。

確かにこの愛知電子自治体、これについては私自身も納得のいかない部分があります。はっきり言いまして。負担金は何なんだということを現実に町村会でお話をさせていただいたことがございますし、県としてもしっかりこれは考えてくれと。例えば施設の予約だけにこれだけの負担金を出すのはおかしいじゃないかという話を私はさせていただいたことがありますので、これについてもどんどんまた言っていきたいなと。

ただ、43ページの蟹江電子自治体推進事業というのは、名前を同じくしちゃったもので申しわけないんですが、今現在、蟹江町の行っているシステム、これに係る委託料と、それから保守委託料の総務に係る分の予算として出させていただきました。先般、委員会のときに今現在、蟹江町のシステムはどういう状態で動いているかということ若干フローチャート式でいいから出すということで、この議会の最終日までには出すように資料をつくらせてもらっております。

それで、今ちょっと話をしましたが、大治を除くほかの自治体ほとんどがJIPに委託をしているわけですが、そのJIPすらシステムエンジニアを抱えていく人件費が、もったいないとは言いませんが、非常に高額につくということで、それぞれパッケージになっておまして、すべて少しずつできるところから、自庁でできるような、そんなシステムをつくらうとしております。もう既にうちのほうとしてもウイズライフという形で1つずつ変わってきておまして、現実に帳票のつけ合わせだとか、いろいろなことが間に合いません。そういう状況でJIPさんからも損害賠償といっちは申しわけないんですが、若干の費用をいただいたということもございます。なかなかJIPさんとしても人件費確保だとか、人の確保等々ができないという状況で、それぞれの自治体にお任せをしたいという、そういうシステムに変わってきておりますので、簡単に、ちょっとわかりませんが、一応流れとしてきちっと出させていただいて、この分については今自庁処理をしていて、この分についてはSEを派遣させていただいて、例えばシステムの保守管理をやっておると。システムを持って行って向こうでやるというわけにまいりませんので、そういうものも含めまして資料を出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

8番 中村英子君

8番 中村です。

ページ数でいきますと55ページになるかと思いますが、第4次蟹江町総合計画策定というところですけども、総合計画につきまして横江町長は平成19年のときから町再生懇話会というようなものもつくり始めまして、それから数年間、この策定計画に最初から町民の声を反映したいというような意向のもとに何回か輝来都関係の会議も開かれまして、従来とは違いかなり多くの時間と、それから経費をかけてこの総合計画に当たってきたというふうに思

います。ようやくここで一区切りということになるのでしょうか、これはもう来年度に向けて、22年委託料ということで、これは総合計画審議会のほうに諮った後に業者に委託ということで、総合計画そのものの中身ができ上がってくるのではないかなというふうに私は思っているわけですが、そういう経過の中でこれだけの時間とお金をかけてやったわけですが、町民の意見を反映するというようなもので、従来と違ったものになってくるのではないかなというふうに思っているわけですが、果たしてそれはどのように反映されていくのか。また、期待しているような発言なり、期待しているようなものがそういう各会議にあったのかどうか、ちょっとよくわかりませんが、変わっていくとすればどのように町民の声とかというものが反映した形になっていくのか。全体を今口頭で言ってもらえるものもなかなか難しいものですから、大体どの部分でどんなようなこと、重点項目ですね、重点的にはこのようなことは反映されてくるんだよとかというようなことがもし今わかれば、そのことについて大ざっぱでもよろしいですが、その方向についてお伺いをしたいと思います。

政策推進室長 飯田晴雄君

それでは、お答えをいたしたいと思います。

町民の参加を得まして、その意見の反映がどのようにされてくるかというお話でございます。今度の24日で9回目を迎えます。これをもちまして、あと総合計画審議会のほうにバトンタッチをしていくことになろうかと思えます。議員のおっしゃるとおりでございます。そういう中で、基本構想、基本計画の中にワークショップを繰り返しながら住民の意見をかなり入れ込んでおります。住民の声という、今、案でございますが、総合計画の基本計画の中には住民の声という欄も設けまして、中から出てきた声をその中に組み込んでいこうかなというようなことも今提示しながら皆さんに協議をしていただいております。以前とはかなり違って来る総合計画になってくると私は感じております。

いずれにしても、住民の声を、全部が全部反映することは難しいですが、できる限り取り込めるものは取り込んで、一緒になって総合計画を推進していきたいというのが基本でございますので、そのような方向で今進んでおるということでございます。

今、4人のお方に参加願っておりますので、そのことは十分ご承知の上だと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

8番 中村英子君

ちょっとよくわからないわけですが、今の答弁ですと、総合計画の中に住民の声の欄というものが入るだけなんですか。そうではなくて、町の方向づけで各施策の中に反映されたものを入れるというのは、その進捗状況だとか、その範囲だとか、いろんなものが違って来ると思うんですが、そういう声の反映というふうに私は理解しておったんですが、その辺、今ここで質疑応答やっておってもなかなか難しいところがありますので、できれば

この輝来都関係の成果というのはちょっと大げさですけども、その中でどのようなことが反映されて、どのような形で作られてくるかということについて、できちゃったもの前に議会のほうにも下の案といいますか、準備しているような重点的なことにつきまして資料を提出していただきたいなと思うんです。

といいますのは、過去におきましてもでき上がったようなものが出てきて、これは議会の中で各委員が意見を言っても、そのことは全然反映されずに、もうできちゃったという感じで受け取るしかないものですから、これだけ住民の声を大切にしながら物事をつくってきたとするならば、でき上がりつつある中身について、事前にちょっと重点項目でもよろしいですからご報告をいただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

町長 横江淳一君

今現在、案として、実はまた民意の代表である議員さんも入っていただいております。実際、まだまだ地域によって、思ってみえる問題点が相当温度差のある部分もあるんです。ですから、どこまでがお示しできるかわかりませんが、3月24日、第9回あるんですが、私も第1回からずっと立ち会わせていただいて、3つのワークショップのお話し合い、一言も私は音声を発するわけじゃありませんが、それぞれの会話の中でコンサルタントと一緒にやってかけ合って1つの形をつくっていくという、今そういう作業をしておるわけでありましてけれども、ある程度まとまって草案という形になりましたら、重点施策だけについてはお示しできるところについてはお示しをさせていただきたい。ただ、どこまでお示しできるかわかりませんが、できるだけ表面に出して議会にお示ししたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

8番 中村英子君

そういう方向で、できたら事前にお願ひをしたいと思います。みんなの協働でそういうものをつくっていききたいということであるなら、議会もそれは何人かは出ておりますけれども、その中で話されていることが議会に報告されたり、これは議会の全体の総意ということで入っていつているわけではありませんので、やはり事前にできるだけ示していただいて、そこでまたもう一回練らせていただくと。そういう機会をやっぱり与えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

9番 黒川勝好君

9番 黒川でございます。

55ページの防犯対策整備事業についてお伺いをいたします。

防犯につきましては、3月の頭でしたか、2月の終わりでしたか、大きく報道されました蟹江町での学戸7丁目のところで女性の方が暴漢に遭ったということで、いまだまだ逮捕されておらん。昨年の5月には海門で殺傷事件があった、それもまだ解決をされておらん。いろいろと今、蟹江の中、物騒でありまして、大きな事件2つともまだ犯人が逮捕されておらん。

んということで、非常に心配するところであります。あの場所につきましては、町内のほうからも防犯灯の設置の要望が入っておったと思います。できておったから事件がなかったのかと言われるとそうでもないとは思いますが、ただ町内の中でもいっぱいいろいろと今そういう防犯に対して皆さん一生懸命やってみえますけれども、まだまだ十分に危険な場所もあるように思います。新年度に向かいます、この防犯対策につきまして町内の洗い直しといたしますか、いろんな危険な地域がありますけれども、新年度に当たりましてどういう政策をとっていくのか。今答えられる範囲で結構でございますが、お願いいたします。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

防犯対策につきましては、おっしゃられますようにここに掲示してございますように防犯灯の設置を、物理的な部分で解決していくというようなことで進めております。

それで、今回、2月28日の事件等がございまして、もちろん町内会のほうは大変ご尽力ただいて取りまとめをしていただき、ここに付けるということで、私どものほうも実は進めております。もう既に2基ほどつけさせていただいたというようなこともございますが、大変申しわけございません、予算上の問題が出てきてしまいましたので、現在では増設ということで、また町内会のほうと打ち合わせし、来年度予算のほうでその対策を立てさせていただきたいというふうには思っております。

ほかの場所にも当然、十分でないところがございますので、これはいつも町内会で防犯の組織をつくっていただいて、防犯委員会というのが大体立ち上がっております。防犯委員会がそういった町内会での危険箇所等を判断していただいて、私どものほうに申請をしていただき、私どもの担当がまた状況を確認させていただいて、時には夜に本当にきちとした状況でやるというようなことで、一緒に確認させていただいたりして進めております。これも4月の嘱託員の会議のときには、いつもそのことをお願いし、計画的に進めさせていただきたいということで、夏の時期、特にそういった状況になる前にということで進めさせていただいております。

ここではそういった事業を来年度もそういった形で町内会ときちっとタイアップし、また皆さん、実際にはほかの町民の方からも直接連絡がございます。こういったところも耳を傾けて、これを町内会のほうにフィードバックさせていただいて、状況を確認しながら進めさせていただく。これも町内会の役員さんのほうに、会長さんのほうにはお話をし、やらせていただくということで進めさせていただいております。

このほかに、実はここではないんですが、防犯関係につきましては、警察のOBの方でも地域課にいらっしゃったというような経験をお持ちの方がどうも私どものほうに少し来ていただけるようなこともございますので、それを含めて警ら活動あるいは今おっしゃられましたポイント的に危険箇所の洗い出し、そういったものを進めて、防犯については対応させていただきたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いたします。

9番 黒川勝好君

本当に防犯に対しましては非常に、どこで起きるか、全く予想もつかんことであります。ただ、本当に被害に遭われた方には申しわけないんですけども、やはりそういう場所も確実に町内から上がっておるということも事実でありますので、できる限り、予算という話になってきますけれども、できる限りの早急の対応をお願いをいたしたいと思えます。

もう一つ、51ページですけれども、町制120周年記念事業のところでは質問させていただきますけれども、ここの中には120周年につきましての表彰式も、記念品とかいろいろありますけれども、もう一つマリオン市との提携もこの120周年には入っておると思うんですが、これは調印式とかそういうのはあちら側、マリオン市のほうには町から行かれるんでしょうか。そこのところの予算はどちらを見ればわかるのか。もしわかれば、何名でどういう形でやられるのか、教えていただきたい。町だけじゃなくてほかの商工会とかそういうところも出られるようなことを聞いておりますけれども、随行人員はどれくらいであるかということを知りましたらお願いをいたします。

企画情報課長 鈴木智久君

マリオン市との調印につきましては、全員協議会のご報告させていただきましたように3月26日に、現地時間の4時にマリオン市のほうで調印を行います。調印式への出席者につきましては、町長、議長、商工会の会長と、あと商工会の引率ということで副会長さんが、引率というか同行されます。それ以外に中学生の海外派遣も同時に行いますので、中学生が12名、その引率としまして町の職員が調印団のそういう調整も含めまして4名出席いたしますので、合計20名の参加ということになります。

予算につきましては、これは平成21年度の予算のほうですべて賄いますので、22年度の予算のほうにはマリオン市との調印に関しましては予算は組んでおりません。ただ、120年の記念事業の中に、マリオン市との姉妹都市提携事業が含まれておりますので、それに係りますもろもろの経費、例えば展示をする場合にはどのようなケースに入れて展示しようかというような、そういうもろもろの費用はこちらのほうに含まれておりますが、調印式に向かうものの費用は含まれておりません。

以上です。

14番 奥田信宏君

14番 奥田でございます。

1点だけお聞きをしておきたいと思えますが、45ページの下から3行目、保険料、総合賠償保険料というのが280万ほどの予算がついておりますが、多分この中には電動自転車の保険料も入っておるのではないかと考えておるわけですが、もし入っておるならどういうふうな保険が、自分の分も入って、あるいは人の分も入っているのか、そこら辺をお聞かせいただきたいのと、それから電動自転車が配属をされてどの部署へどういうふう配属されて。

というのは、私は実を言うと、ふれあいプラザへ行く課長さんの姿を見ております。それからもう一回ぐらい途中でお会いしたら、余り動かれているのを見たことがないので、せっかくのエコと両方兼ね合せての電動を入れたところでありますので、配属先も知っていて、できたら、例えば役場へ決裁なんかを取りに来ていただくときに電動自転車を利用していただくのが本来の使用法でないかと思っておりますが、そういうときの指示とかそういうのはどうなっておるかもついでにお聞きをしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

ここにあります総合賠償保険につきましては、住民1人当たり幾らということで、私どもの施設の瑕疵担保責任を問われた場合における保険のものでございます。

自転車のほうは、実は購入するときに保険に入っております、TS保険、これは期間的にはもう少し長い期間で入っておりますので、ことしの予算の中には反映はさせていただきます。

あと、自転車の配付につきましては、実は各施設のほうにすべて配付しております。小学校の用務、それとか保育所、そして三世代ふれあいプラザ、そういったところの職員にお使いいただくということですので出しております。町にありますのは、そのうちのまだ3台くらいはあります。それは私どものほうで管理をさせていただいて、これにつきましては、職員が出かけるときに使うというようなことで、担当をさせていただいております。ですから、実際にはいろんなところで、町内で使っていただくということになっておりますが、やっておりますので、時間的なことがございますので、ちょっとお目にとまらなかったかもしれませんが、各施設が今、実は女性の方が多うございまして、そういった方々からは大変よく使えるということで、使い勝手がいいということでお話をいただいておりますので、どうぞご理解いただきたいと思ひます。

以上であります。

14番 奥田信宏君

まだ私も保険が切れておりませんので、多分そうだと思ひましたが、とりあえず小学校が5台と中学校2台と、ほかの施設はどこにされておりますか。全部、三世代ふれあいから、全部、そうすると総トータルは、私、資料を持ってこなかったけれども、何台でしたかね。それもお聞かせいただきたい。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

大変申しわけございません。私が言えばよかったです、30台を購入させていただきまして、役場には部ごとにあるのが、6台くらいは部ごとで管理し使っております。そのほかにつきましては、すべて各施設のほうへ、小学校、中学校、保育所、それから児童館、図書館、保健センター、そういったところすべてに配付をしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

10番 菊地 久君

予算の説明書ですが、関係資料で24ページですが、まず私は減額したものについて質問していくわけですが、町内会の運営費交付金というのが、今まで835万2,000円、今回は730万で105万2,000円カットしておるわけであります。防犯灯の維持費交付金も896万8,000円を795万6,000円、これも101万2,000円カットしてあるわけです。予算説明として、区、町内会の円滑な運営を図るため、町内会の運営費交付金、防犯灯は防犯灯の維持管理を図るためと、こういうのでありますけれども、したがって、いつもだともうちょっとプラスというのが一般的で来ておったんですが、今回からはカット、カットというのが随所々で出るかと思しますので、この町内会運営費交付金のカットについて、例えば町内会だと囑託員がお見えになりまして、囑託員の方の報償費、それからまた、例えば環境美化指導員のやっている方々には月額幾らだとか、町の行政でお手伝いをしてくださっている方に一定の報酬を払ったり、今言った町内会における運営費でお支払いをしておるわけですが、なぜかといいますと、平成21年度の行政改革実施項目進行管理調書だとか、行政改革実施計画書、これ等々に、飯田室長が室の皆さん方と、また課の皆さん方といろいろとお話し合っ、この問題ここにある、これにはここだというようなことがきめ細かに書いてあることは事実であります。そこでこういう形になって、行革という形で来ておると思うんですが、円滑な運営を図るという形で今までつけておったんですが、今回下げるということは、1区当たり幾らという、その根拠もう金がないから、これは悪いけども、金をちっとくらい下げてもいいという判断基準がどういうようなところであったのかなと。それについて一遍お答え願いたいと思います。

防犯灯の維持管理交付金も、これも行革の中で書いてありますように防犯灯を維持するのに電灯料、電灯料も今は電気代というもばかにならないということで、ここに書いてありますけれども、35キロワットを25にしたらどうかとか、電気のかからない器具というか、今出ておるわけですが、そういうような電気料のかからないものに今後やっていきたいだとか、ふえるのは考えられるんですが、先ほど黒川議員のほうからも出たように防犯灯のつけ方、町内会からここが暗いから上げてくれ、うちの町内、これを増設してもらいたいだとか、こういうような考え方で出ると、本当に町自身でここが必要だからと町独自で防犯灯、ちょうど町内と町内の間だとか、町内が入り組んじゃって、ここが本家だけど、あっちのほう、例えば新屋敷だと向こうのほうに新屋敷があるだとか、ここがこうだとか、そういうようなことがあって、町内としてはうちの人間が通らせんものですから、そんなところに防犯灯という声が上がってこないんですよね。そういうときの防犯灯はどうされておるんですかというような意見がたくさん出ておると思いますし、町内の中でも去年出したけども、一向に返事がない、ことし出しても返事がないというような形で、行くたびに、うちは町内、暗くてもたんけども、菊地さんのおる蟹江団地は明るくていいわなと、こういって皮肉を言われますが、ルックス、大体町内の中で何ルックスぐらいの明るさがあるといいかな、ないときに

は、これは強化したほうがいいのかという1つの基準というか、規定というか、そういうものが多分おありだと思いますが、そんなことを踏まえまして、先ほど話した防犯灯でも、あんな事件があって、すぐ私のそばで悲鳴が聞こえなかったかと言われましたが、寝ておったものですからわかりません。今、夜余り遅くまで歩かんものですから、11時過ぎたら寝るものですから、どこが明るい、暗いかわからなくて、パトロールができなくて申しわけないんですが、まさか自分の目の前があんなに暗いとか知らなかったんですよ、正直言って。佐屋川沿いであんなに暗いと本当に知らなくて申しわけなかったと思うんですが、話を聞くと、あそこへという声はあったけど、しかし、なかなか北側のほうは明るいものですから、明るいほうを歩けばいいとか、いろんな意見もあったかと思いますが、現実にあれだけの事件があって、まだ防犯灯ないの、いつつくんだという声のほうが強くなるわけ。そしてまた、例えば防犯灯つく前に事故があったとしたときにはどうするのということ。だから、緊急、即対応するというのは、予算がないでできんと今言ったでしょう。今年度予算がないで来年度だ、予算なくてできんという、そういう体制がいいのかということを知りたいの。

だから、緊急的にできること、できんこと、そういう対応の仕方がどうかなと思うものですから、まず町内会の運営費はことし100万円減りましたと。これについては囑託員の皆様方にも理解をいただいているかどうか。これ1つ。

それから、防犯灯の維持費についても今回から下げさせてもらった、これも了解ができておるのかどうか。ある程度話はしておるのかどうか。

それから、町独自で危ない、危険だと思われる箇所は独自に調査をしてやれるような体制だとか予算というのを持っておるのかどうか。

その3つについて、長く言ったけれども、3つについてちょっとお願いします。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

運営費交付金につきましては、確かに580円を500円ということで、これは町内会の会長さんのほうに全部お話をし、二遍お話をしまして、最終的に結論を得てご理解いただいてやっております。これにつきましては、反対に考え方としましては、目的的部分のものがまだ補助とかいろいろありまして、そのほうの利用を促進し、こちらのほうはどんと来ていますので、少し抑えさせていただくということでご理解をいただいております。

それから、大変申しわけありません。その下の運営費交付金ですが、これは全額町費でございまして、これは実は先ほどいみじくもおっしゃっていただきました防犯灯の経費ですね、こちらをルックス等を下げないようにしながらどうかということをやりました、20年度に。その結果、32ワットのものでそういった形で53%の経費で済むということがわかりまして、1年やりましたところ、経費が少し浮いたと。その分をまず削らせていただきました。ただし、この32ワットは設置するときはやれますけれども、暗いのが20ワットとかというのがまだあります。これを我々、調べました結果、まだ数が相当ありますので、これを

今後、修理をしていきたいということで、ことしはそちらのほうの483万3,000円なんですけど、これが前年度は300万円幾らなんですけれども、これを上げさせていただいた。そこへ入れさせていただいて、防犯の中の組み替えで効率的にやらせていただきたいということで組み替えをさせていただいたということでございますので、決して後退するような考え方でやっておるわけではございません。修繕で明るくしたいということで、申しわけありません、そちらのほうに組み替えをさせていただいたというものであります。

それから、先ほどおっしゃられましたあそこの件ですが、すぐ2本つけまして、町内会長さんとこのほかについてはちょっと順次ということでお願いをして、もう既に2本はきちっと、町内会長さんと打ち合わせさせていただいて、3月だったものですから、4月には必ずまたすぐに増設して、あそこはもっと明るくさせていただきたいということで、実は町内会のほうともお話をさせていただいております。

もう一つ、町のほうで調査をということでございましたが、これは回らせていただいて、町内会のほうに、先ほどお話ししましたが、こちらからここ、ちょっと暗いんですと。または通行された方が、町内を関係なしにご連絡をいただきます。そうしますと、その中で、導線の中で、実はこの区とこちらの町内会との瀬戸際のところで、なかなかつかないところも、私どものほうから直接行きまして、これは確認させていただいて、両方をお願いをしてつけさせていただくということも実はやっております。多いのは駅北のほうで前多くて、通路でございますので、2つの区が入り合っておりますので、そういったところの調整も実際現場へ行ってからやらせていただいておりますので、またこれからもそういったところに力を入れて、防犯には精進させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

3番 山田邦夫君

3番 山田です。

先ほど1回だったか、2回だったかわかりません。1回でしたら一たん、2つ問題がありますので座ってからやり直します。

1つは、総合計画策定の問題ですが、先ほど推進室長は、たくさんの準備会を経て町民の各層の意見を聞いて取りまとめつつあるということでありました。私も実は昨年4月か5月かに委嘱されまして、これで数回出ました。会議の名前が輝来都何とかでその計画の準備会ですね。実は何回か出て、非常にピントが合わないというか、焦点が悪いというか、ぴんと来ていないんです。そのことは意見にも書いて出しておりますけれども、それが取り上げられる気配はない。もうすべてできてどんどん作文段階に入っている。しっかりしないんですね。それを発言する機会がないんです。議会ではありませんし。実は、24日にあるからその場で言ってくださいと室長おっしゃいますが、分科会みたいになっていまして、それから言ってみてもどうも取り上げられない。その何かということなんですけれども、まず、昨年4人

議員が充てられたのは、以前からその人たちはやっていた人なのか、去年全部総入れかえになったのかもわからない。出ていくと、突然途中段階の話から入るんですね。議員の中でも来られない人がいます。地域の代表で、例えば本町地区の嘱託員の代表というのはほとんど出てきていません。そういうこととか、いろいろある。

それはもう人の話ですが、私が何がじっくりこないかという、最近アンケートがありまして、最後の、何という用語でしたかね、うたい文句、タイトルみたいな印象ですね。以前ですと水郷の里、2回くらい前は。現在は「かわ・ひと・まち」何とか小都市、それにかわる何かを探してみえる気配があるんです。そのアンケートがありまして、65項目ありまして、町の職員が考えたか、だれが考えたかわからんのですが、その中の25、輝来都なんです。小さくてもきらっと光るという用語は以前からあるんですけども、「輝く」を蟹江町のイメージにまず使おうとしているということ、それから「来」というのが未来の来だと言われております。「都」は都市の「都」だと。この当て字というか、この使い方がいまだになじめないんです。なじんでしまっている人はどっぷりつかっていますから、輝来都なんです。だけど、俗世間できらっとあの字を当てて通用するかどうか、そこが一番じっくりこないんです。それを今軌道修正できるかどうか、意見言ってみても。言う場がない。

実は、アンケートに僕はしょっぱなに意見書きましたけれども、何の返答も返ってこない。途中から参加した人は、議員にも加わってもらっているというアリバイづくりです。アリバイづくりされているだけで、本当は全然じっくりしていないと。どうするんだと、今ごろになって。もう全文文をつくらなければならない時期にどうするんだということになりますので、そういう意味で、先ほど中村議員が議会でも少し意見交換できる場をとおっしゃいましたが、本当にそう思います、僕は。このまま今度24日にほとんど下文が出てきて、ああだこうだ言われたって意見が言えないです。そういう感じがあります。

大変お困りだと思います。3年間もかかってやってきたことを、軌道修正できないという気持ちでしょうね。しかし今からの10年をやるのに、私が先回も言いましたが、過去平成13年につくった財政計画にしたって、人口計画にしたって、全然当たっていないじゃないか。今度のも3万8,000人という前提でまちづくりをしようとしているけれども、本当に3万8,000人ですか。住民課長は新しいあれができるから、3万8,000人を目標にと言われる。しかし、一方に10年たったら3万2,000人になるというグラフを書いてあります。そこら辺も議会では少し検討する必要があるのではないかな。それによっていろいろな金の使い方やその他がある。そういう意味で、総合計画のことについては1年出させてもらったけれども、全然じっくりしないということをおは意見を言っておきます。

それから、議会としてもやらないと、議員も出てもらったというアリバイづくりをやっておってもらってはいかんということです。そういうことは申し上げるだけで結構です。

もう一つは、一回座ってもよければあれですが。

副議長 松本正美君

山田邦夫君、3回目ですけれども。

3番 山田邦夫君

先ほどの残業手当と働かせ方と管理職の問題ですが、残業手当がつくのは課長補佐、課長、部次長とありますが、どこまで残業手当がつくんですか。まず1つ、私は初歩的な質問、これは座っていませんので聞きたいんですが、どこまでつくんですか。職員としては課長補佐までつくんですか。

それでは申し上げますが、課長補佐というのは、係員の仕事をしている監督、仕事をきちっと監督するというのと、課長や部長に向かって取り次ぐ、いわゆる中間管理職的な監督者なんですね、課長補佐は。楽なような苦しいような。課長は管理職。私の言いたいのは、課長以上は管理職で月給なんですね。時間で働いているんじゃないわけです。就業時間中に働いている給料じゃないんです。寝ておるときでも、休日でも、いろいろ勉強したり考えたりして給料をもらっている。そのかわり時間中にだれかと勉強しにお茶飲みに行ってもいいということになっていると思うんです。我々はそう思っております。管理職は必ず庁内におられるなんていうことではないわけです。

問題は、自分の課題をきちっと年間通じてこなせておられるか、課員をしっかり引っ張って成果を上げておるかということが管理職の仕事なわけです。そういう意味では、5時ですっきりして、うちのどこかにしてもらおうということでは、とてもじゃないがだめです。それでは管理職務まりません。それでは、健康どうするかといいますが、その程度の健康管理ができない人は管理職に向きません。こんなに週休2日で1日8時間も働かないようなところで、しかも密度高く働いているかということ、そんなには見えないんです。だから、僕はもっとしっかり、残業代のつかないところはもっとしっかり仕事をしてもらわなければいけません。そうでなければ蟹江町動きません。時間で働くような管理職じゃとてもだめです。そういう意味で、課長補佐の辺は非常に大事なところです。係員が時間でぱっと帰っていったら、課長補佐も一緒に帰っていったらもう仕事にならんですよ。そこはまた仕組みがわかりませんが、残業のつく、つかないはだれが決めるんですか、どこで。座ると僕は聞けなくなっちゃいますが、総務部長。今まで何で決めてあるんですか。

副議長 松本正美君

質問は、一応、山田邦夫君、終わりましたので。

3番 山田邦夫君

座ってもいいんですか。終わっていない。一番肝心なところなんです。課長補佐の辺の仕事のやり方が問題なんです。課長は定時で上がっていったらもうようでは仕事はできないと思いますよ。もっとしっかり、やってみえると思う。やってみえると思うけれども、そこを、町長、首をひねってみえますが、町の職員のしっかりした仕事をやらせるのに、定時内で済

むと試してみえるか。とてもじゃないが、それではあかと僕は思っています。だから仕事はしてみえると思いますが。だから、課長補佐のところは一度検討する必要があるんじゃないか。残業代をつけないようにするなら給料の本給部分を上げなきゃいかん。給料安くしておいて残業代つけて、それで残業代つけるなど定時で帰っていくようでは、組織がちょっと弱いんじゃないかなと思いますが、町長と総務部次長の見解をお伺いしたいです。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

途中でちょっと首を振りましたが、縦に振りましたが、課長補佐まではおっしゃるとおり時間外勤務手当ということで支払いをさせていただいております。

私どものほうとしましても、基本的には7時間45分、1日の中できちっと仕事ができるように思っております。ただ、ちょっと先ほどもお話ししましたが、どうしてもそういった部分でできない部分がございますので、そこは私どもが命令をして、そして残業という形で職員にお願いをするということで、次の日、きちっと仕事の内容を含めて報告を受けるといったような方法で今やっております。

おっしゃられるようにこのあたり、課長補佐が実はおっしゃられるように手当をつけて、管理職の仲間ですといった方向にするといいますと、やはりそれなりの処遇をきちっとするというふうにもなりますし、そういったところを踏まえた形での組織というものの再編成をしていかなければいけない。仕事内容等の確立をきちっと見直してやっていくということになると思っています。現在は課長補佐もかなり仕事量を持って進めておりますので、少し我々としては規模の町村の中で、また仕事の割り振りの中でできる限りの状況で今はさせていただいているというのが現状であります。

管理職等の姿勢とか、そして仕事に対する考え方、態度というものが今問われたわけでございますが、我々につきましてもできるだけそういったことに関しましてもう一度きちっと整理をして、我々のできることをきちっとやっていくというようにして、監督者としての、管理者としての仕事をきちっとやっていかなければいけないというのは今特に痛感いたしました。ただ、今やっていること自体が、我々もすべて間違っただことというふうには考えておりませんが、今のお話をいただきました上では、もう一度もっとさらなる精進をしなければいかんというふうに考えております。我々としては時間外はできるだけないような仕事の割り振りの、先ほどもお話しさせていただきましたが、チームでの対応をきちっとしていく。そのチームを率いるために私ども管理職もまたきちっとした仕事をさせていただくというような方向で、ことしもまたやらせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

町長 横江淳一君

山田邦夫議員から大変厳しいご意見をいただきました。民間の会社にお勤めで管理をやってみえたということは十分わかっております。公務員としてきちっと綱紀粛正も含めてであ

りますけれども、我々はマネジャーに対して厳しい指摘をしております。現実には、時間内で働くような管理職は要りません。おっしゃるとおりであります。100倍私も思っております。ですから、我々も含めて管理職も、特別職も、時間で動くような者は、私はいないと思っておりますし、そのような人事をするつもりはありません。

ただ、今現在、不必要な残業もさせているつもりはありませんが、そこはそこ、マネジャーとしてしっかり管理をしていただき、今後、議員の皆様方に、あいつはようやっているな、よし、おれもちょっと教えてもらおうかなというぐらい、言えるような職員をつくっていきたいな、こんな気持ちでやっておりますので、何とぞ応援のほうしてやってください。叱咤激励もいいんですが、ようやっているぐらいの優しい声かけもしてあげると、ちょっと職員も喜ぶんじゃないかな、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副議長 松本正美君

ほかに質疑がないようですから、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、74ページから97ページまでの質疑を受けます。

6番 林 英子君

6番 林英子です。

先日、議会の第12号関連資料というのが皆さんのお手元にあると思ひますけれども、先ほどお聞きしましたら皆さんにお配りしましたということでしたけれども、皆さんのお手元にいつていると思ひます。

これは79ページの町心身障害者扶助料のところでお聞きをしたいと思ひます。

この中で、まず初めお聞きしたいのは、実績報告書では1級が蟹江町では6名だというふうに書いてありますが、いただいた資料では5名しか出ておりませんが、これをいただく前にお1人亡くなったのでしょうかということです。

それから、このAさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさんという表があります。一番上の蟹江町の心身障害者扶助料、8,000円掛ける12で9万6,000円がいいんですが、次の障害者福祉手当、A種、それからあと特別児童扶養手当、みんなBさんもCさんもそれぞれ年齢に応じてついております。これは国から出ているお金じゃないですか。蟹江から出ているのは8,000円で12カ月9万6,000円だけです。町はあたかも障害者にこんなにお金を使っているよと言わんばかりに出されることに、私は本当に腹が立ちました。そうではありません。わずか9万6,000円、1年に、1カ月8,000円を出しているだけです。

この方は、家族の手助けがなければ生きていけない方たちです。だから1級なんです。その人たちを、IQ35、その方たちと一緒に生活していらっしゃる方は本当に大変なことと思ひます。皆さんどうでしょうか。ですから、この1カ月8,000円しか蟹江町は出していない扶助料を3,000円にする、私は本当にこんなむごいことを許していいのか、そういうふうに思ひます。

精神扶助料を、私は前から出すべきだとずっと訴えてきました。本当に出たことはよかったなというふうに思いますが、この8,000円を3,000円に削って1,100万円予算を減らすことが、本当に蟹江町にいる障害者のためになることだと思ってこのように予算を削られたのでしょうか。私は本当に大変なことだというふうに思います。これは絶対に蟹江町としても続けるべきだと思いますが、どのようなお考えかをまずお聞きしたいと思います。

皆さんもぜひ、9万6,000円は蟹江町で、あと60万9,000円、特別児童扶養手当なども、障害者の福祉手当なども25万8,480円、これは全部国から出ているものです。Aさんの障害者25万8,480円です。こういうお金が出ているのに蟹江町からなぜ出せないのかということをお聞きしたいと思いますし、先ほども言いましたように6人が5人になっておりますという内容についてお知らせしていただきたいということ。

次に、4番の心身障害者福祉タクシーですが、蟹江町は36枚です。もうこれは10年ほどになります、48枚にいつなるのと聞かれます。ぜひタクシー券を48枚にというふうに思いますが、このお考えをお聞きしたいと思います。

そして、20番の障害者共同生活介護・共同生活援助事業というのはどういうことをやっているのかをお聞きしたいというふうに思います。

次に、85ページですが、子供の医療費のところ、今、子供たちが中学生が病気になってもうちへ帰らない、お金がないから病院へ連れていってもらえないということで、学校の保健室のところ、1日寝て帰る、そういう方がふえていると聞いております。今こそ中学校までの医療費の無料化の実現を蟹江町でもすべきではないかというふうに思います。お母さんから言われますけれども、私は早くできるといい、そのように頑張りますという答えしかしておりませんが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、91ページ、子ども手当のところですが、今度いよいよ1万3,000円、来年は2万6,000円という希望を持っております。そして、この問題は国の方針どおり蟹江町もするのかといえますのは、子供、蟹江町では今何人この手当をもらう人がいるのかということです。

それから、外国の子供は何人ですかということです。

それから、国の方針どおりかどうかということをお聞きしますのは、親が日本人ならば子供さんが外国に行っている場合、手当を出すかどうかというふうに言っておりますけれども、蟹江町はどのような方針をとるのか。国の方針どおりするのかということをお聞きしたいというふうに思いますが、まず初め、この扶助料の問題からきちっと説明をしてください。

福祉・児童課長 鈴木利彦君

まず、心身障害者扶助料の件でございます。今回、一部改正をしまして、それぞれの額を多少下げまして、新たに精神障害者の方を加えました。今現在、1種の該当の方がこの間提出させていただいた人数ですと5人、実績は6人ということでしたが、1名の方はお亡くなりになっておられます。

このことについては、行政改革の集中改革プランにも載っておりまして、それによってまず4段階、3段階に変更して、なおかつ金額を今回のように改めさせていただきましたが、その下げた分というか、今現在、障害者自立支援法がありまして、その中でそれぞれ障害福祉サービスというものと地域生活支援事業のサービスがございます。その中で障害福祉サービスについては所得によって軽減措置が設けられておりますが、地域生活支援事業については1割負担がそのままでございます。ですので、ご家庭によっては兄弟、例えば兄弟で見た方について兄弟の方が片方、障害福祉サービスを受けられる方があったり、障害福祉サービスを受けられない、地域生活支援事業のほうしか受けられないケースがあった場合については、同じ兄弟でも片方が軽減がありまして負担が出ない。片方は1割負担が出るというような今現状になっております。なおかつ4月から障害福祉サービスについては非課税世帯等が自己負担ゼロになるような方向になっておりますので、財源という形にもありますが、単独でいくのはなかなか難しい部分がありますので、海部郡、海部圏域というのが今できてございます。海部東部のほうについてもあま市という市が確かにできますので、その海部圏域の中でその地域生活支援事業の1割負担の部分、何とか海部圏域内で皆さんと話をしながら軽減措置を考えていきたいと思っております。

それから、次に障害者共同生活介護・共同生活援助事業費というものはグループホームということと考えております。

それから、心身障害者福祉タクシーの助成の件でございますが、今のところふやす考えはございません。現状維持でいきたいと思っております。

子ども手当についてですが、一応来年度予算については子供5,800人を予定をしております。うち、外国人の方でございますが、外国人の方については今のところちょっと資料ございませんので、申しわけございません。

あと、日本に見えて子供が外国に見えるというようなケース、国のほうは出すようなことになっております。ですので、あくまで国の制度をそのまま継承しますので、蟹江町の場合も受給資格があると考えております。

以上でございます。

民生部次長・保険医療課長 齋藤 仁君

子ども医療について、中学生までの拡大についてのお答えをさせていただきます。

先ほど来、いろいろ子供関係の手当等含めてご質問いただいたり、答弁をさせていただいております。そういったようなお子様の成長、それに関係しているんな施策があるわけでございますので、その中で総合的に考えていきたい。それにはまだこれから先、子ども手当も含めていろいろんな施策がどのように動いていくのか、流動的なところもございまして、慎重に検討していきたい。

当初から、町長のマニフェストにもありますように子ども医療については十分慎重に検討

していくと、実現に向けて検討していくというふうになっておりますので、すぐにできるのかどうか含めまして、まだ今のところ検討しておるところでございますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上でございます。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

私も少し違った視点で、この79ページの町心身障害者扶助料について承りたいと思うものであります。

副議長 松本正美君

ページ数をお願いします。

7番 小原喜一郎君

今、79ページと言いました。

それで、課長、提案の際に、知的障害者に新たに支給するということにしましたのでということじゃなくて、新たに加えてじゃなくて、この人たちをふやすためにほかの人を犠牲にしましたということを書いてほしい、私は。

そこで私はちょっと聞いておきたいわけではありますが……

(発言する声あり)

精神障害でしたか。知的障害は前から出ていましたね。

それで、実は私この前、全員協議会で1つの例を申し上げたと思うんです。その方のところへ行ってお会いして、議会で取り上げさせていただきたいということで承諾を得て、きょうはあえて発言をさせていただきます。この方は仮にSさんと言わせてください。この方は、あなた方がこれは総務民生常任委員会で出された資料ですか、これ。これの総務民生常任委員会で出された資料の5種類の皆さんの中には入っていません。どういう方かといいますと、ご主人は74歳、奥さんは78歳、障害者まではいっていないが介護度2でございます。娘さんは48歳でIQ35以下、療育手帳A判定の方でございます。今まで月4,000円の扶助費をいただいております。こういう家庭であります。したがって、これの資料、全協で出されたこの資料、この資料の2番目の2種障害者というところに属するというふうに思うんですけれども。実はこういった家庭の皆さんが全体で、この資料の総計で見ますと1,251人おるようですね。1,251人の中で町が挙げられた、これは5人だということに思うんですけれども、1,251人の中にはたくさん、もっと、今私がこれから告発するようなご家庭の方が見えると思うんです。

この資料でも一番下のEさん、Eさんもなかなか大変だと思いますけれども、この方はまだ40万2,360円という手当があるのであれですけれども、今からちょっと申し上げたいと思います。

今、このSさんのご家庭は、どういう収入で暮らしているかといいますと、月に8万円の身体障害者年金でございます。年額96万円でございます。それから、町の障害者扶助料4万8,000円、合計100万8,000円で1年間暮らしていらっしゃいます。3人が。ですから、ご主人は細かに家計簿つけて、この方は住宅もありますので、車もありますので、車の維持管理も必要です。それから、固定資産税もあります。それから、もう一つは介護保険料もあります。だから大変ですね。

さて、この方が生活保護を受けるとすると幾ら出るかといいますと、衣食費が74歳と78歳ですので一番低いほうの老人の部類に入りまして、生活費、衣食費は2人合わせて5万3,040円ですね。それから、娘さんは衣食費は48歳ですので3万1,310円になります。合計で8万4,350円になります。このほかに生活保護の場合は光熱水費が出ます。光熱費ですか。これが3人家族だと4万3,700円になります。住宅がなければ住居費が3万6,000円出るようになるわけでありまして、合計幾らになるでしょうか。この方は住宅があるので、住宅を除いて計算しますと12万8,000円ぐらい、年間どのぐらいになるでしょうか。150万円ぐらいになりますね。

さて、生活保護世帯が150万ぐらいの支給を受けて暮らしておって大変だと言われておるわけでありまして。この方は年金と町の扶助費だけで暮らしていらっしゃいます。年金もつまりお子さんの障害年金であります。96万だけで。したがって、この方々は町の扶助費も生活費の本当に貴重な収入なんです。ここでこれが今までの4,000円が2,000円になるわけですね。小原さん、これだけでも税金、固定資産税くらいにはなりますよと。本当に助かっておったわけだけだけど、泣いて訴えられます、ご主人は。どうしたらいいんでしょうかと町に何遍か相談に行きましたと。家を売れと。成年後見人制度ということもあるがやと。こう言われるけれども、74歳と78歳の老人で、しかも障害児を抱えておる家庭ではアパートは貸してくれませんか。じゃ、車を売ればいじゃないですかということもあるけれども、2人一緒に病院に連れていくのにどうしても車が必要だと。月に2回は、多いときでは3回くらい行きますそうですけども、どうしても人様にご厄介になるわけにもいかなので要ると。だから今の状況、もうこれ以上になったら私たちは一家心中しなければなりませんと、こういうことでございます。

こんなむごいことをあなたは平然とおやりになるんですか。私は言いたいんです。こんなことをさらに引き続いて、町長、事業仕分けとってまた新たにやるような口ぶりでこういうようなことをおやりになるんでしょうか。私は許せません。だからこそ、追及型の質問にも変わってまいりました。これは町民の皆さんの本当にどん底の暮らしを、なおぐりぐりといじめるやり方です。どうでしょうか、答弁ください。

副議長 松本正美君

答弁ありますか。

7番 小原喜一郎君

加えて言っておきます。ご主人の年金は、この人は事業をやっていらっしやいました。事業をやっている途中で奥さんががんで倒れられて、今日までがんの手術を5回やっています。今は背中にできちゃって、背中は手術できないんだそうですね。たくさん細かな神経が入っておって。それで、どうしてもコバルトの照射で医者へ連れていかなきゃならんそうです。自分1人では歩けない状況で、だから介護度2になっているわけですけども、それで年金はそれまでかけてきたけれども、どうしても足りなくてもらえませんでしたと。もらえない状況ですと、こういうことなんですよ。

ですから、勢い、お子さんが本当に大事な子なんです。この子のおかげで私どもは何とか細々食いつないでいるんですと、こういう訴えでした。こういう状況なんです。

福祉・児童課長 鈴木利彦君

先ほどのお話だと年間で1万2,000円下がられるわけですよ、今回の……

(「2万4,000円」の声あり)

いや、4,000円の方は3,000円に変わりますので。

ただ、介護保険についても恐らく軽減というのがあるかもわかりませんが、医療については、一番多くかかる医療、娘さんについては恐らく障害者医療が出ていると思いますので、医療自体はかからないと思われます。

(発言する声あり)

確かに1万2,000円が大きいと言われる方も見えますし、その辺の判断は私どもなかなかつきにくいところはあります。

(「憲法25条に照らしてどうなんですか」の声あり)

その辺については、相談窓口等もございますので、そちらのほうをご利用していただきながら、というような相談事務のほうもすべて活用していただいておりますしかございません。

以上でございます。

7番 小原喜一郎君

つまりこうやって強行するから、何遍か窓口へ来てお願いしてもらおうかしらうがないということでしょう。強引に進めるということでしょう。そうじゃないですか。

それはまさに生活保護以下の、憲法25条以下のぎりぎりの皆さんをこうやっていじめるといことじゃないですか。こういう冷たいことを横江淳一町長にやってもらいたくない、私は。何でこんなことをするのかなと思うんですよ。ぜひやめていただきたいなと思います。これはもう本当にくどく町民の皆さんにも訴えます。

たまたま一例を挙げましたが、1,251人の中にはもっとおると思うんです。この方だって、5番目の方だって生活保護以下の暮らしになっていますよね。何でこんないじめることをや

るのかなと。だんだん行政改革が高じてこうなっているのかなと、私は思いますけれども、反論あったらぜひしてください。私はもう堂々と、町民の皆さんにこんなやり方だということこれから訴えてまいります。

町長 横江淳一君

大変残念でありますけれども、大きな声を出して恫喝としか思えません。もっと冷静に話をしていただければわかると思いますし、実際、私ちょっと聞きたいんですけども、個人情報に入るつもりはありません。例えば8万4,000円が8万3,000円になって本当に死ぬか生きるか、そんな状態なんですか。はっきり今おっしゃいますけれども、例えばこれをゼロにしたりとか、全く無視したりとか、そうならわかります。逆に精神障害の方は、これで救われるんですよ。そういう方のことは全くおっしゃらないですね、皆さん。

(発言する声あり)

私が今しゃべっております。ですから、実際本当にそういう方がお見えになるなら本当に相談に来てください。きちっとした内容をお示しをさせていただきたいです。実際これで食うや食わず、この施策によって大変困ったと、貧窮した、困窮した、もう生活保護を受けるしかないんだ、そんな家庭があるんでしたら本当にご相談ください。

ただし、これは個人情報です、本当の話が。それと、今本当に涙ながらに、よくわかります、これも。ですけれども、我々としては救いたい人もあるんです。限られた本当に貴重な皆さんの税金を今投入するわけですよ。助けたい人もあれば、当然若干ご無理を願う方があって、これが平等じゃないですか。何でもかんでも、これだからと1つのことに、すべてできるようでしたら、それは一番ありがたいですよ。そんな状況じゃないということだけご理解いただきたい。わかっておっしゃっているんでしょう。

7番 小原喜一郎君

この事例が、何でもかんでもという事例ですか。私は先ほどから言っていますように、何度か役場へも来ました。成年後見人制度もあるよ、家を売ってこういうふうにしたらどうかという指導もありましたと。私なりに、一生懸命に相談して努力をしてみました。しかし、残念けれども、私ら老人ではアパートを貸してくれるところもありませんと。こういうことを訴えておられました。生活保護、これも相談に行きました。しかし、これは名前まで挙げて言いましたよ、本当に冷たい態度でしたと。生活保護の相談に窓口は何遍か来たそうです。私はさっきから言っていますように、個人情報だと町長は脅かす。しかし、私はあえて一昨日訪問して許可を得ているいろいろ相談をして、これから生きていく道を一緒に研究しましょうねと、そうって呼びかけてきたんですけども、ちゃんと了承を得てきょうは取り上げさせていただいております。

その上で告発をしたいんです。憲法違反ですよ、これは。私に言わせれば、つまり日本の暮らしの最低水準というのは生活保護法に基づく基準だと一般的に言われておるわけでしょ

う。この生活の実態は、生活保護法以下ですよ。違いますか。これをあえて力んでまで強行するという事は、そういう政治姿勢だということではないですか。私は何も興奮して言っているわけじゃありませんよ。皆さんの切実な訴えがあるから代弁しているだけです。それだけじゃないですか。本当にこんな冷たいことをおやりになるんですか。告発しておきます。

次に、議長、3回目ですからね。ほかのことを言っておきます。

次のページ、81ページになりますけれども、介護保険管理特別会計繰出金2億1,412万9,000円、後期高齢者医療制度に対する繰出金が2億4,121万9,000円、合計で4億5,000万くらいになるわけなんですけれども、これはやがて使わなかった場合はもう一遍またもとへ戻ってくるような内容のものなのかどうか、ちょっと聞いておきたいと思っております。

それから、子ども手当について、林議員からの質問があったんですけれども、私は違う観点で、子ども手当の支給の実務、どういう方法で行うのかと。これは例えば単に振り込みだけでやるのか、窓口業務ということになってくると、一部の人たちに対する、窓口業務ということになってきますとこれだけ人件費が要ることになりますけれども、この事業をすることによって新たな人員は必要になるかどうかということも含めて聞かせていただきたいと思っております。

それから、93ページ、南保育園の保育所、南保育所を町長は200名定員にしたいとか、いろいろおっしゃっていましたが、最終的にあそこの定員をどのようにするのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

以上でございます。

高齢介護課長 佐藤一夫君

それでは、お答えをさせていただきます。

81ページの介護保険特別会計繰出事業の繰出金、それからその下、後期高齢者医療保険特別会計繰出金、これでございますが、事務費やそれから町が負担すべきもの分をまず一般会計から特別会計に繰り出すものでございまして、特別会計のほうで国や県の負担金等の精算の後で、余った部分があれば一般会計のほうに繰り入れという格好で、年度は変わりますが戻るものでございます。

福祉・児童課長 鈴木利彦君

まず、南保育所のほうは定員を200名と考えております。

次に、子ども手当の関係でございますが、まず、今現在児童手当をもらって見える方、この方については新たに申請は要りませんので、そのまま子ども手当のほうへ移行すると。

(発言する声あり)

支払いのほうは子ども手当のシステムで電算処理をさせていただきますので、すべて口座振替で6月が最初の支払い月になりますので、そのときを全力で6月の支給に間に合わせた

いと思っております。

以上でございます。

(発言する声あり)

人員については、今のところ今の体制でいけるのではないかとと思っております。

副議長 松本正美君

暫時休憩したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

3時10分から再開したいと思います。

(午後 2時51分)

副議長 松本正美君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

副議長 松本正美君

民生費、引き続き質疑を受けます。よろしくお願ひします。

10番 菊地 久君

休憩がありましたので、気分が高ぶったのがちょこっとおさまったと思ひますので、そろそろ私が質問をさせていただきますところは、続きの79ページであります。

町の心身障害者扶助費でございますけれども、まず1つの予算でございますが、この予算の数字は4,615万2,000円ということになってはいますね。そういう金額になってはいますね。今回の条例改正の提案で、このように条例改正のときには賛成で決定したわけでありませうけれども、その計算式でいきますと3,316万8,000円になりますね。そうすると予算の立て方がありますが、ここに書いてある数字というのは条例の提案が通らないという考え方で書かれたのかと思ひます。条例が通らないでその前の数字でやると、現行でやると4,458万6,000円なんですよね。該当人数が1,108人、今回の改正いたしますと1,251人該当者になるんですね。新たに提案のときに話がありましたけれども、精神障害者を入れていきたいとか、プラスすそ野を広げたいと143名ふえておるわけですね。それについていい、悪いというのは先ほどいろいろな議論、論争があつたんですが、今回のこの予算の数字というのはどういう数字というふうに理解をしていいのか。

福祉・児童課長 鈴木利彦君

予算というのは当然条例があつて、その条例がまだ改正はされておられません。ですので、もとの条例に基づいて予算のほうは出させていただきます。

10番 菊地 久君

それでよろしいのかどうか。こういう予算の立て方でよろしいのかどうか、まず確認をしますが、総務部次長さん、こういうことで従来全部やっておみえになつたという理解をしてよろしいか。いいんですか。

そうすると、この予算について条例改正案が出るわけ、今、審議中、提案と同時に出席されて、そして条例は可決決定をしまして。予算の数字はその時点で数字が変わるというふうに理解をします。今、国で予算はほとんど衆議院通り、参議院通りですけども、関連法案が通らなかったときの予算というのは、もちろんそれで執行するのか、せんのか、数字というのは見込まないのかどうなのかということになってくるわけよね。ほかに減額いろいろあります。条例をしていかないといかん、手当の関係のほうもそうです。大きくのってある、その数字は改正する前の数字です。だから、予算の審議に当たって、おおらかに我々はとらえて、この条例改正については条例改正、予算の数字は数字だと。執行は、例えば4月1日から執行をしなくて、来年の4月1日にしたらこの予算でいいわけ。金はあるんだから。予算原案賛成すればこの金はあるもんで、金はあるから心配せずにお金使えばいいわけという解釈が成り立つがいかがなものか。

いいわ、あんたたちに言ってもしょうがないのでいいけれども、それはそれとして、先ほどこいみじくも小原さんが何年も何十年も前を思い出させて、熱意を持って本当にすばらしく追及をされたわけでありましてけれども、思いや気持ちはみんな一緒なんですよね。特にこれは国からのいろいろな制度改正や何かで障害者の支援法だとか、障害者に対して温かい政治の手を差し伸べてきて、蟹江町は蟹江町で独自に、昭和54年のときに別途に町がこういう数字を出しましょうということで障害者の皆さんに手厚く別途の金なんです、蟹江町独自の金でしょう。違うんですか。別途の金だと。蟹江町は別途できたけれども、町長はもう障害者の支援だとかそういうのは町がやらんでも国が十二分に面倒見ておるから、もう一定の目標は達成できた。これがなくなると障害者の皆さん方はさほど生活にも影響しないよと。基本的にそういう流れが、町長だけではなしにこの行政改革の流れを見ると、流れを年々書いてある。そしてこの問題について常にやり玉、行革のほうで減らすやり玉に挙げてきたことは事実なんです。そのチャンスが、チャンスとしたのかどうか分かりませんが、今回日の目を見るという形で条例提案で来たという背景があるわけ。そういう背景が。

だから、提案のときに質問をしましたがけれども、余りきちんとそういう整理をして、提案ではなしにああたら、こうたらということでこういう数字もきちんと出していなかったし、こうやってやっていくとだんだん出てくるわけでありまして、本来ならば提案する側が真剣に考えたのかどうかということを私は物すごい疑問に感じておる。障害者の人の生活の実態、私、小原さんみたいにあんなに詳しくは知らん、正直言って。あの人は専門家みたいでよくご存じ。私は大ざっぱな人間ですので大ざっぱしか知りませんが、1,000円や2,000円、1カ月になくたって死ぬようなことじゃないでしょうと思う人もおるでしょう。8,000円が3,000円で、一番高かった人の生活が、あしたから一家家族が首つって死ぬことはないでしょうとおっしゃってしまえば終わりの話なんです。そんなことじゃなくて、思いは歴史があるものですから、歴史という重みを大事にさせていただいて、なぜ蟹江町がこういう形の制度

をとって、条例をつくって、ランクどおり、今まで何年、何十年と来たのか、それでやっとなのか、いいか悪いかわかる。行政改革のいろいろな中でメスが入っている。

だから役場の中で職員も、飯田さんが中心にやったかもしれないけれども、あなたの主張、あなたの思いでこんなものかと思って書いたかもしれない。わからない、そんなことは。町長はそんな思いはなかった。あなたの思いでやったかもしれない。みんなを説得して上げたかもしれない。加賀部長が部長になったもので一つ手柄を上げなければいかんといって1,000万浮くもの、1,000万ぐらい上げないことにはまた怒られるといかんでといって1,000万切るためにやったかもしれない。わからん、我々から見て。どっちがいいか悪いかわからんよ。そちら側の立場から見ると、町長からいうと、ようやったと、加賀さん、あなたを褒めるかもしれない。我々から見ると、それはおかしいと思う。

小原さんと町長とは余りやり合ってもらってもいけませんし、町長もそんな気持ちでもないことも先回言ったようにわかりますけれども、そういう気持ちの差がどこにあるのかなど。気持ちの差がないなら町長は言ってもらわないとあかんわけです。本来ならば、立場変われば、あなたもこっち来れば言っておるかもしれない。立場変われば言うと思う。向こう行っておるのでああいうことを言っただろうと思いますけれども、だから、大事なことは、気持ちは、政治を携わる我々としては、常に弱者と言われる人たちを見捨てたり、いじめたりする気持ちは1人もおらんということ、議会でもいないし、理事者側にもいないという基本線だけははっきりとしていただいて、手法やいろんなことはあるというのはわかりませんが、ぜひその気持ちだけはきちんと表明をしていただきたいと思います。

そのことについて、加賀部長、あなた一遍もしゃべっておらん、あなたに一遍、この提案の部長なもので、あなたはどういう思いで今の問題、質問をすると、あなたが専門で町長はかっか怒ってあんなことばかりやっているといかんで、やっぱり担当は部長だ。加賀部長としては今までの我々の話を聞いて、民生部長としてはこの提案に対してどうなのかなど。あなたの考え、思いを最後に聞かせてください。それ以上、あなたには質問せんでいい。そういうことでひとつお願いします。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

すみません。先ほど首も何もできませんで、ここでご答弁を。

先ほどの条例の関係でございます。条例と、それからこの予算の関係でございますが、実は条例を上程する場合について、予算の伴うものについては同時期あるいはその前に予算の成立をという、これは自治法からの命題がございまして、それで同じように出させていただきます。ですから、もし上げる場合ですと、それに伴う予算を上げた形で出させていただきます。今回は下げる場合ですが、これはいつもお話のあるように議決権がございまして、議決で先ほどおっしゃられたとおり条例が否決された場合については予算が対応できなくなってしまうということで、これは予算をそのままにして、減額の場合については温存で

きるような形で出ささせていただくというようなことで、今までもずっとやらせて、整合性をとってまいりましたので、今回こういった形で、予算はまず減額予算はせずに上げさせていただいたというものでございますので、お願いをいたします。

ただ、要綱とか、町長のほうでのそういった予算だけでの対応するような補助金とか、そういったものについては実は権限等がこちらのほうというか、考え方は持って進められますので、これは自治法のそういう制約はございませんので、そのところは整理させていただいて今運用させていただいておりますので、よろしくをお願いをいたします。

民生部長 加賀松利君

いつも舌足らずで申しわけございません。私も古い人間かもしれませんが、揺りかごから墓場までということで、墓場のほうに近いんですけれども、やっぱり重点的に福祉とこのを進めていきたいと思っております。今、議員が言われたように町としては、やはり精神障害者の方に何とか幅を広く対応したいということと、やはりこの制度をきちっと維持可能な制度としてもっていきたいということが基本でございます。よろしくお願ひいたします。

副議長 松本正美君

他に質疑がないようですから、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、98ページから113ページまでの質疑を受けます。

8番 中村英子君

8番 中村です。

2点お願いをいたします。

1点目ですけれども、105ページの母子保健事業に関することであります。最近、非常にむごたらしい児童の虐待という問題が報道をされております。本当に4歳、5歳、また小学校の低学年という幼い子供たちが、両親によってむごたらしい虐待を受けて死に至るといったようなことが連続に報道されているわけですが、虐待に関する件数がどうなっているかといいますと、大体1年間に見えるところ、見えないところありますので、正しい数字というのはわからないわけですが、10万件くらいが相談だとか、それから指導の対象になったりとか、そういうような状況にあるようなんですね。こういう報道に接しますと、本当にどうしてこの子を助けることができなかつたんだろうかというような思いが、遠い市町村のことであっても、母親という立場で考えると、しみじみと悲しみとか苦しみというものが伝わってくるわけですが、以前に私も虐待防止という観点から質問させていただいたことがあります、当町でもいろいろな健診事業とか行っておりますし、また新しく18番にあります赤ちゃんの訪問の事業だとか、生まれた子に対するさまざまな行政的な施策というのをされているわけですが、この中でそういうものから漏れてしまって、行政の支援だとかいろんなことが受けられないというような子供たちも、もしかしたら蟹江町でもあ

るかもしれないというふうに私は思うんですけども、まず健診の受診率ですけども、当町ではどうなっているのかということをお聞きしたいと思いますし、また生まれてくる子供たちに対して、訪問というようなことで全部をカバーするような体制になっているのかどうかということなんです。赤ちゃんの訪問もそうですけれども、そういう体制というのできているのかどうか。そういうものから漏れてしまうものもあるのかどうか。虐待というような視点から、行政的にどういう対応ができていないのか、またできていないのかということをお伺いしたいと思います。

それから、次の質問は次ページの107ページですけども、ここの項目が適切かどうか分かりませんが、公害対策というところがありますので、それに関連してお聞きしますが、私も過去議会のこの場で何回も取り上げさせていただいておりますが、騒音問題が、ある会社の特定施設の騒音問題ということで長く尾を引いて解決できない状態にあるということで、町長も担当者も認識していると思います。これに関しましても昨年、町長から解決に向けてやっていくというようなことで、苦情を言われている方も、じゃ、お願いしますということだったと思います。その後、何ら進展もないように伺っておりますけれども、22年度としてこの問題に対して、これが予算に出てくる問題かどうかということは別にしましても、解決の糸口とか、方法とか、何らかの対策というものをやっていかないと示しつかないんではないかなというふうに考えておりますので、それについて見解がありましたらお願いしたいと思います。お願いします。

健康推進課長 能島頼子君

児童虐待についての質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、健診の受診率ですけども、蟹江町では4カ月健診、1歳半健診、3歳児健診、今年度から5歳児健診が始まりましたけれども、健診の受診率につきまして、今こちらの平成20年度の資料でいきますと、4カ月児健診が98.5%、それから1歳半が96%、3歳が93.3%となっています。5歳児健診につきましては、まだ実施途中ですけども、ちょっと低くなりまして85%ぐらいだと思います。

それから、こちらの健診で漏れた方、来ていらっしやらない方につきましては、数%なんですけれども、翌月にも通知を出しまして、それでいらっしやらない方に関しましては、一応未受診者訪問という形でこちらのほうで全数把握するように努めております。

それから、生まれてから3カ月児、4カ月児の健診までに赤ちゃん訪問事業としまして、105ページの予算にも上がっておりますけれども、赤ちゃん訪問報償金という形で看護師を雇い上げまして、また今いる保健師と合わせまして、出生者全員に対して各家庭に訪問するという事業を行っています。その赤ちゃん訪問に関しましては、昨年度91.5%の実施率となっています。実施できなかった方たちは転出されていたり、入院であったりという形で、ほぼ100%の形で対象者の把握を努めております。

以上です。

環境課長 上田 実君

それでは、私のほうからご答弁をさせていただきます。

107ページの公害対策管理費の関係でございます。予算としては13の委託料で180万円ほど予算としては計上してございます。議員からは以前から騒音に対していろんなご質問もしていただいておりますが、そちらのほうの進捗並びにそういった関係につきましては、現在も調査、指導しておるのが現状です。ただ、民民で裁判になっておるようでございます。町といたしましては、騒音の測定だとか、そういった資料に基づいて今後も適切な指導をしていこうというふうに考えております。

以上です。

8番 中村英子君

児童の虐待関係ですけれども、今お聞きしましたように数%の未受診があると。それに対しては全部の訪問ができていくという認識でよろしいですか。全員に対してそれは漏れなくやれているというようなお答えがあったと思いますけれども、そういう認識で蟹江町の場合、お1人のお子さんにも漏れなくきちんととした対応ができていくと。蟹江町としても親の経済的な事情とかいろんなことがありますので、全く虐待というものがゼロだと言い切れる自信もないわけですけれども、市町村はそれを発見して、それを適正に改善していくという義務もつけられておりますので、その点で漏れなくそのことはできているというような答弁ですので、そういう認識でよろしいでしょうか。

そしてまた、赤ちゃんの訪問に対しましても、今、91.5%だけれども、転出とか入院だとか、いろいろそういう事情のあるものを除いて、家庭にいるものに対してはやれているというようなことですけれども、もしこれがやれているとしましたら、果たして今やっている回数で事足りるのか。その中でやっぱり見続けていかなければいけなかったり、あるいは児童相談所と相談しなければいけないというようなケース、そういうようなものが果たしてあるのか、ないのか、その辺についてもう少し詳しいことをご答弁いただきたいと思います。

蟹江町の中で報道されているような本当に痛ましい子供さんの虐待による死というようなものがあってはなりませんので、そういう立場から実態についてもう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

それから、公害についてですけれども、調査や指導はしているということですが、それは過去においても10年以上やってきておりますので、何ら変わったことではありません。これについての問題解決を図る必要があると思うんですね。予算の計上を見ても騒音の調査ということに対しても費用は計上されておらないようですけれども、民民が係争しておるとか、係争していないとかという次元ではありませんで、行政としての対応が今問われておりますから、行政としての対応、また町長も当事者を前にして解決を図るということ

おっしゃっておりますので、もう少し突っ込んだ解決に向けての具体策を示していただかなければならないと思いますので、それについてお伺いしたいと思います。

健康推進課長 能島頼子君

赤ちゃん訪問に関しまして、91.5%で全部確認できているかというご質問に対してですが、訪問に行っても長期不在で全く連絡がとれない方も少しあるんですけれども、里帰りでなかなか訪問に行ってもできない場合、里帰りしている先で相手側の市町村の了解があって、ご本人さんの了解があれば、相手側の市町村で訪問していただいて、連絡票で取り合って確認をさせていただいているということもあります。それから、一部ではありますけれども、訪問をさせていただくことを拒否されるという方もありますけれども、そういった方に関しましては、4カ月健診の前に3カ月相談という形でBCGを、予防接種と併設でやっているんですけれども、その場所で必ずBCGの勧奨をしておりますして、BCGの勧奨で来ていただくのが98.5%で、実際には来ていらっしやらない方が5人ぐらいという形で、まずほとんど、100%ではないですけれども、100%近い数字で確認できているというふうに考えております。

それから、継続で、もし何かあった場合とか、いろいろ問題がある場合というのがどういうふうに継続しているのかということなんですけれども、各4カ月健診、1歳半健診、3歳児健診、5歳児健診も含めてなんですけど、子育てアンケートという形で虐待予防の観点から県が作成したアンケート用紙があるんですけれども、それに基づきまして虐待の可能性があると保護者さん、子供さんに関しましては一応経過観察という形で、こちらのほうはフォローの対象としております。そういった方には事後相談であったり、訪問の対象であったりという形で、継続したフォローの体制をとっております。

以上です。

環境課長 上田 実君

説明が不足で大変申しわけございません。公害の調査の委託料の内訳でございますが、こちらのほうに調査費ということで騒音と悪臭の関係で50万円ほどの予算を計上してございます。以前からお1人というか、少ない苦情ではありますけれども、町といたしましても一生懸命対応しておるつもりでおります。ただ、騒音につきましては、いろんな音がありますので、前からお話ししておるように本当にこの音だという特定をする必要も十分ございますので、限られた予算でもございます。町としてはできる限りのことをする、しておりますので、今後もそういったデータをとるのが必要だろうというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

8番 中村英子君

子供の訪問についてですけれども、今、健診の折と、それから赤ちゃんの訪問という形の機会だと思うんですね。問題があった場合は経過観察したりということで見守っていただく

ということですが、果たしてこの回数だけで事が足りるのかなという疑問もあるんですね。毎日何年間も生活しておりますと、家庭の中も変化をいたしますし、その発見について、これだけの機会、回数でよろしいのかどうかということも疑問に思うわけですが、その点担当者としてどのような認識をしてみえるのか。それについてお伺いをしたいと思います。

多くの家庭、ほとんど99%の家庭というのは健全にお子様を育てていらっしゃると思うんですが、今この厳しい社会状況の中にあつて、親の経済的負担が非常に厳しい状況にある方たちもいらっしゃるわけで、ともするとそういう家庭の中での虐待というものが発生しやすいということは言われているわけですので、この回数だけで果たしてカバーができるのかなと、そういう疑問もあります。もう少しこれはふやしたり、それからネットワークとか、いろんなところが協力し合うというようなことも必要ではないのかなというふうに私は考えておりますけれども、もう少しこれは施策を実施していく上で中身のある濃密なものにしなければいけないと思うんですけれども、その点についてのお考えを伺いたしたいと思います。

それから、騒音に関してですけれども、なかなか担当課長の言っていることは何年聞いても理解に苦しんでおりました、物事は結果としてどうなんだということが問われるのが行政であります。ですから、今言われたご答弁というのはもう過去何年も聞いておりますけれども、もしこの問題について解決できるならできる、できないならできないという姿勢、行政としてはっきりするということが一番行政として苦手かもしれませんね。あいまいが好きというのが行政かもわかりませんが、それではいけない部分というのがありますので、もう少しこれは町長にご答弁をいただきたいと思います、この問題に関しては、町長のほうからもう少し前向きに前進できるようなご答弁をしていただきたいと思います。

健康推進課長 能島頼子君

回数につきましては、事業としましては、あと毎月、乳幼児相談というのがありまして、月2回あります。それから、連携のことにつきましては、毎月1回、福祉・児童課のほうで行っている児童虐待ネットワーク会議というのがありまして、その場に保健センターと、それから教育と児童相談センターと四者が一堂に会しまして、見守っていったほうがいいという乳幼児のお子さんや児童や生徒さんたちに対してのケース検討会議が毎月開かれておりまして、そこで情報の共有を図っています。

平成21年度の虐待の相談の実績なんですけれども、全体で9件の虐待の相談の実績がありました。そして、受付したのが9件でして、相談として実際に出てきているのが合計で13件ということになっています。

以上です。

(発言する声あり)

相談日とか確認をするという、全体を把握していくということでは、赤ちゃん訪問に関しては全員の方が、ほとんど網羅されているというふう感じておりますし、健診につき

まして98%近い健診率と、その後のフォローということでほとんどが把握されているというふうに感じておりますので、何とか今の健診の中で、全体のところは把握されているというふうに感じております。

ただ、その後の相談の場所というふうになりますと、月1回の相談の場に来ていただければいいんですけども、来ていただけない場合とかというのがありますので、そういった人たちに关しましては保育所とか、それから教育の学校の現場とか、あと児童課とか、そういったところからの情報の共有も図りまして、相談があった場合には一緒に訪問に行ったりとか、それから保健師だけに行ったりとかということは今もしておりますので、何とか全数の把握に努めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

町長 横江淳一君

中村議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

公害対策の管理費の中でございますが、蟹江町には解決をしなければならないいろんな公害対策に関するいろんな問題がございます。その中で、まず2つ大きなものが今あるというふうに私自身は思っております。1つは、排水対策の中の悪臭ということであります。そのことにつきましても水質の保全も含めて今鋭意努力をさせていただき、行政は結果を出さなければ当然これは行政の真なる仕事とは言えません。ただ、大変時間がかかることでもあることも事実であります。そんな中で、排水対策につきましても、具体的に箇所をきちっとお決めをし、地域の皆さんと協力して何とか第一歩が踏み出せたかな、今こういう状況であります。

もう一つは騒音の問題であります。特に今、中村議員が一般質問でもされましたこの件につきましても、過去もう十数年にわたりまして数人の議員さんにもご相談をされた経緯があります。私も何度も申し上げているとおり議員のときに相談をされた本人であります。実際、経緯も経過も内容も熟知いたしております。

そんな中で、確かに結果はきちっと出ささせていただくべく努力をさせていただきますというふうに当事者の方に申し上げました。これは今現在もその気持ちは一緒であります。ただ、今ここへ来まして、先ほど担当者が係争中ということになりましたが、いわゆる相手の弁護士の方から、過去に勧告を町が出したことについて、その真意はどうだということでは質問状をたくさんいただいております。そのことについて、うちの顧問弁護士であります南谷先生とも相談をし、るる真摯に対応をしているのも事実でございます。そんな中で、騒音の測定をいつやればいいのかということも、きちっとこれは決めさせていただかなきゃならないというふうに思っております。係争中だから手が出ないということではございません。ただ、慎重にやらなければならないということと、もうしばらく時間がかかるんじゃないか。ただし、いたずらに結論を延ばしているわけではありません。いつの日か、きちっと結論を出す

日が来るというふうに思っておりますが、今まだ相手の弁護士さんと、それからうちの弁護士さんとの話し合い、それからうちの考え方も含めて調整中でありまして、もうしばらく時間がかかると思いますが、必ずや、牛歩でありますけれども、少しずつ前に進んでおります。何とぞご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

103ページの比較的上段のほうに個別健診、集団健診、歯周病検診があります。3,000万とか100万とかであります。町の健診というか、町民の健康維持、増進、管理の取り組みの仕方について健康推進課長にお伺いしたいんですが、町民3万6,500人の中で先ほど来の母子乳幼児は別途手がけてみえる。保育園や小学生や中学生も集団健診その他で別途手がけてみえると思いますね。そうすると、青年男女に至って、いろいろな団体、企業へ勤務する人はそこで集団健診や職場健診で網羅されるわけですが、あと外れるのは自営業の方でやり損ねる人、それから定年後の人、高齢者になっている人、これが3万6,500人の中でどのくらいのウエートか。ざっと考えても半分から3分の1、半分くらいかもわかりませんね。そうすると2万人くらいの健康維持、増進をするわけです。これは非常に皆さんの幸せのために保健センターは取り組まれているか、どういう構えでこの人たちの健康をきちっと掌握し、指導していこうとされるか。

例えばこの予算では、個別健康診断委託料、集団健診委託料となっておりますから、主としてお医者さんに集団健診をやってもらう、あるいはお医者さんで健診してもらうという種類のものですね。今時は血液検査や聴打診で大体の診断が出るわけですがけれども、その後の指導、これはお医者さん、コメントが来ますけれども、今のお医者さんは金もうけなものですからお客さんが減ってしまうわけですね、健康を維持増進してやると。ところが、町民の福祉でいくとできるだけ長く健康で暮らしてもらって、我々でみると医療費も削減したい。しかし、いずれ病気になって死ぬわけですが、長く健康でおってもらって生きたいということですが、そういう今、集団健診等で外れた成人男女、高齢者をどのように、全員管理しようとしてみえるのか。いや、とても10人の保健師さんではいきつかないということなのか。どういう考えで今やっていらっしゃるかお伺いしたい。

健康推進課長 能島頼子君

健診についてお答えします。

まず、103ページの個別健診委託料、集団健診委託料につきましては、この予算のほとんどががん検診の委託料です。集団健診委託料につきましては保健センターにバスが来てやる健診のことでありまして、個別健診のほうは山田邦夫議員が言われたようにお医者さんでやっていただくがん検診というふうになります。

ご質問の内容は健康診断ですので、心電図とか血液検査とかというところが中心になって

くるかと思うんですけれども、そちらの健診につきましては、平成20年度から法律が変わりまして、特定健康診査ということに制度が変わりましたので、そういった血液検査等の健診は、町として行うことは、保険者がやりますので国民健康保険の方が受けるということになります。保険者ですので、例えば私たちの場合は共済組合がやりますし、もし扶養家族がいらっしゃれば扶養家族の方も保険者がすることになりますので、町として健診をするということができなくなりました。ですので、町として健康診断をするということは特定健康診査の国民健康保険に入った方に対してのフォローということになります。

健康診断は受けるだけでは意味がないのでして、受けた後、その結果に基づいて本人がどう変わっていくかということが一番大事でして、それが特定保健指導という形で国の制度があるわけですけれども、その特定保健指導につきましては、町としては国民健康保険の方になるんですが、特定保健指導という形で保健センターで今やっております。また、特定保健指導の対象なんだけれども、住民として保険者がやる保健指導で参加していらっしゃるとは思うんですけれども、そういった方はそこまで行くのが大変だとかという方がもしいらっしゃれば、門戸は開けておりますので、住民の方が保健指導に参加したいという方があれば、保健センターの保健師と、あと栄養士が時々来ておりますので栄養士とのお話で、日常生活の行動変容という形でお話を聞いていただく、こちらのほうも助言をさせていただくということはやっております。

以上です。

3番 山田邦夫君

一生懸命にやっていたいただいていることはわかります。ところで、こういう予算を組んでおかれて、例えば前年度、21年度は受診率がちょっと下がって残っている、要するに使い切れないんじゃないかという推測です。多少の風聞もあります。何か制度が変わって、行きにくいとか使いにくいとかということで、健診の受診率がどのくらいにことしはなりそうかということが1つ。

それで、例えば小さな農村、山村へ行くと、2,000人や3,000人のところだと、住民の福祉という慣例、全員健康保持増進策を個別管理するくらいのところはあるわけです。町長の形、村長の形によっては。しかし、ここは3万6,000人いますので、ほかの団体で入れてもらっても1万5,000から2万管理しなきゃいけない。そうすると保健婦さんの数や構え、予算のあれでいくと先ほど制度が変わって国保の対象者だけとなりましたが、やっぱり町民の全体の福祉、幸福という意味での健康診断というのはできなくなってきているのではないかという心配をしておるわけです。お金の使い方というのは本当に人を幸せにすることとていくと、先ほども言いましたが、いずれは病気になるんですけれども、できるだけ遅く、それから発見されたら疾病予防と疾病の早期治療ということで、的確に早く手を打つことが大事なわけです。手おくれの人が非常に多いわけです、世間には。

そういう意味で、保健センターの課長さんは手が行き届かなくて悩まれると思いますけれども、受診率がまず下がっているのではないかという心配についてはどうお考えでございますか。下がっていませんか。

健康推進課長 能島頼子君

特定健康診査の受診率というふうにお答えさせていただくということによろしい……

(発言する声あり)

103ページの個別健診、集団健診の委託料のこちらのがん検診についてお答えをさせていただきます。

確かに、特定健診にかわりまして同時受診ができなくなりましたので、できなくなったというわけではないんですけれども、所管がちょっと変わったということで受けにくいということもあったかと思うんですけれども、そういった関係もありまして、受診率はがん検診も下がっております。

それで、何とか、集団健診はともかく個別健診につきましては、特定健康診査と同じ時期に従来と同じ方法で実施をしておりますので、何とか受診率の向上に努めていけるように周知の方法もことし、国民健康保険の通知の中に入れていただくように計画をしたり、何とか住民に受けていただくような方法を考えております。ただ、がん検診も特定健康診査もそうなんですけれども、受けていらっしゃる方は変わらないんです。未受診の方がずっと未受診であるので、そちらの全然受けたことがない方に対して、どのように受診行動に向けていくかということも今健康推進課みんなで考えているところなんですけれども、個人通知を全員にしても受診率は28%程度ということもありますので、健診の魅力とか、メタボリックの大変さとか、そういったところのポピュレーションアプローチといって、健康じゃないんだけど健康である人たちに対しての啓発活動というものを中心に、健康日本21もありますので、かにえ生き生きプラン21を推進していくというところで、周知を徹底したいなというふう考えています。

以上です。

3番 山田邦夫君

大体感じはわかるんですが、非常に不徹底、半端なんです、健康管理が。スポーツの推進とか予防的な運動とか、いろいろ言いますけれども、個別管理ができないと人間の健康管理はできないんです。町は、あるいは個々の財政やその他でこういうレベルのことしかやれないんですが、人を本当に大事にするという行政であるとする、保健婦さんの数やその他にも影響しますけれども、全員つかんでやるくらいの管理をして、町民の健康を守っていく。守っていくというのは、いつまでも病気にならないという意味とは違うんです。個別管理をするくらいの夢ビジョン、政策でおらないと、削られていってしまうんです。こういう予算は削られていってしまうんです。

そういう意味で、町の方針、まさに総合計画で僕は非常にじっくりいかなかったという、その分野の討論をしておりましたので思いました。きちっとしたビジョン、夢、政策がない。蟹江町の特色をもう少し入れ込まないと、だから絶対やれとは言いませんよ。しかし、夢のない人に仕事はできないわけです。それから、職員としても人をふやせばいいということではないけれども、保健センターにそういう仕事をできるところまではやりたいなという夢がないと、町民の健康は守れない。手抜きになっていってしまう。今も受診率は、通知は出してあるけれども、28%とおっしゃいました。みんな申し出主義で、来なければしょうがないという構えなんですね。しかし、ある日救急車が来て、その人は大騒動になるわけです。そうすると、少し気をつければ、管理されていれば防げたということは日々ですね。難しいこととはわかりますが、僕は理想主義者ですから、そう思います。意見だけ申し述べておきます。

12番 山田乙三君

12番 山田乙三です。

103ページ、これびったりするかどうか知りません。一番下のほうの環境衛生管理費に入るのかなというのと、それから107ページの一番上の公害対策管理費について、2点ほど伺いたいと思います。

まず1点は、ここの中に入るかな、ちょっと私も疑問ですけども、今、時期が時期ですけども、野良猫が非常に多くなったなと。しかも、野良猫が多くなっただけじゃなくて、野良猫にえさをあげる方がおられる。これは全国的に問題になっていまして、殺人事件に近い形で問題が起きておりますし、当町、あえて新本町線の中ほどの方ということで申し上げまして、もう屋根がわらをひっくり返す、野良猫がお産をして、ちょっと穴をあけてふさいで、ちょっと一時の補修をしたら、業者を使ってやったら、またその穴から出入りすればいいんだけれども、子供というのか、親の気持ちはわかりますけれども、またぶち破られて、非常に二重、三重の修理費がかかった。山田さん、何とかならんたろうかねと、こういうことの苦情で、環境課が部署ですけども、恐らく再三再四対応策についての相談があたりだと思いますし、また役場の職員の方もその都度、親切丁寧に対処し、子猫も恐らくちょっと避けたりということをやられた。非常に喜んでおられた経緯がございます。

ですから、私も、ただぼーっと状況を見ておるだけじゃなくて、ネットで調べたら、まず対策としては、それは野良猫にえさを与えないことが事実ですけども、猫は猫を飼う、あるいは自分の宅地の中に消毒液をまいて、においをつけて猫が入らないようにする、あるいは犬を飼う、こんなような対策が書いてありましたし、またそういう野良猫にえさを与えている人については注意したりすると、ややもすると傷害事件に発展しかねない。そういう事例が二、三書いてございました。また、昨今では、大阪では警察官立ち会いのもとにえさを与えておられる人に注意喚起すると、こういうことまで新聞等で見ましたけれども、非常に社会問題になっておるわけで、犬と違って捕獲することが容易じゃない、禁止されていると。

こういうことなので、その辺を、例えば環境課の方一生懸命やっておられて、周辺に立て看板だとかビラを再三再四やるとか、広報には載せていただきましたので、対策として。まだまだ改善策が、これといった改善策がありませんで、ネット等で調べられて、例えば消毒液であればこういうものがあって宅地の周りにまいてくださいよ。ちょっと臭気がして効果があるものですから、その辺も真剣にのってあげないと、もう修繕費がばかにならないと、こういうことですね。

それから、107ページの公害対策管理費ということですが、先ほども質問があったかなと思いますが、騒音については多分、私が聞きかじったところによると名工大だと思いますけれども、そういう方を通じて測定をしておられるかなと。名工大だろうが、名大であろうが、東大であろうが、当然環境測定士としてしっかりと国家試験を持ってみえなければただの先生ですから、はっきり言って。こういう方に行政の方が現在今頼んでやる測定を依頼をされているかどうか。時間を決めたり、どうだこうだという。ただ、感覚的に、よし、おれ、はかり方知っておるで、はかってやるわと、こんなことではよもやないと私は思っていますけれども、しっかりと測定の資格を持った方、環境測定士というしっかりした、ちょっと難易度は高いんですけども、資格がございます。

また、13の委託料の中に水質だとか土壌等の調査委託料、180万とありますけれども、環境課がこういう現象が起きた場合、すぐこういう委託をするということも大事だと思いますけれども、例えば一方、今、クローバーテレビで盛んにやっていますけれども、尾張の小学生の中心とするエコきっず調査隊ですかね、透視度あるいはBOD、COD、その他一般にpH測定等、環境課で買ってくれとは言いませんけれども、津島保健所へ行けばありますし、職員のだれかが出向いて定期的にpHをはかってどういう推移なのか、あるいはDO、これは溶存酸素なんですけれども、こういった測定も保健所などほど定かじゃありませんけれども、行けば無料なんですよ、はっきり言って。ですから、前、私言いましたけれども、体育館のホルマリン云々についても、保健所に測定器がございます。そういった点も十分利用されてやると。

前から私はそういうものを資格を取れと、なかなか取っていただく機運にない。高学歴の方が結構多いんですから、私は結構簡単とは言いませんけれども、なぜそういうことを取っていただくような方策をとれないかなと。こういった公害対策で民事等々、弁護士という話もございました。そういう中で、備えあればといいますが、まずは環境課の中でだれかに取っていただくような方策、水質であれば、今pHをはかってpHの推移だとか、それから水質ですと透視度といまして、これは簡易的に眺めて、きれいになったなど。BOD、COD、そういったものも測定器もあるところは、県へ行けばちょっと教えるからやってくれと、県の環境課は当然持っていると思います。ただ、何でもかんでも問題があると、そうすると来たら、困ったな。すぐやれば当然委託費として180万お金が発生するわけですね。ですけ

れども、そういう確固たる人、測定士でもきちっとそういうこと、今、免許持っておられる方に頼んでおられるかどうか。その辺も含めて、猫の対策と公害対策管理費、騒音、振動、水質、大気といろいろありますけれども、なぜ取らないと、私はあえて言うわけです。私はちなみに水質持っていますけれども、そういうことでちょっと勉強せなあかんですけれど、なぜやられないのかなと。その辺ちょっとお答えください。

環境課長 上田 実君

それでは、2点ほどのご質問をいただきました。

まず、1点目の野良猫についてでございます。ご指摘の野良猫につきましては、法的にそういった法律がございません、まず。ただ、言えるのは狂犬病予防法というようなことで、犬に関しての法律はございますが、猫についての法律はございませんが、実は環境省のほうからも、きょうの新聞に載っておりましたが、犬の飼い方、猫の飼い方の指針というようなものも環境省のほうから出ております。そういったものを見ながら地域住民の方と対応していきたいと思いますが、まず猫のえさやりについてでございます。猫のえさやり、本当に住民の方、かわいそうだと思って猫に容易に、簡単にえさをやられるのが現状です。そういった苦情をいただいたときは、特に、もちろん環境課のほうに苦情としてはいただくわけですが、町も今議員のおっしゃられる新本町線の方につきましても、直接現場へまず赴いて、状況を把握をし、実態を調査し、実際に猫にえさをやってみえるようでしたら、その方に直接会って、いろんな苦情をこういうふうにいただいているんだというようなご説明をしながら、なるべくというよりもやめていただくように指導はしてございます。確かにそれを1回言ったからといってやめられるものでもございませんので、その辺は根気強く町も指導をしてまいりますし、私は地域住民の皆様も一緒になってやるが大変大切なのではないかなというふうにも思います。そういった苦情がありましたらぜひご一報いただければ、一生懸命対応していこうと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

もう1点目の公害の関係でございます。こちらについても騒音だとか振動は大変いろんなところでいろんな発生をしております。大変心配をかけておるところでございます。こちらにつきましても環境課といたしましては、苦情があれば即座に素早く行くのを基本としております。先ほどご質問のありました騒音について、業者だとか環境計量士はどうだというご質問につきましては、もちろん蟹江町が測定を本当に依頼をするときには業者、もちろん環境計量士の資格を持った業者に依頼をしてございます。

もう一つの職員でそういった研修だとか、職員の採用についてもそういった人についてはどうだというご質問につきましては、実は水質につきましても騒音につきましても、いろんな悪臭につきましてもそうなんです、基本的には愛知県が研修をしております。そちらの研修にはぜひ職員には行っていただくように指導もしてございます。

また、水質に関しましては、もちろん町にも簡易水質測定パックというものがございます。

ご指摘のように透視度だとか、p hだとか、B O D、C O Dをはかる測定器もございます。ただ、議員ご指摘のように職員は免許を持っておりませんが、そういった簡易的なことをすることも、実際やっておりますし、そういうことも可能でございますので、そういうときはぜひ、こちらのほうもそのように実施をしておりますし、いろんなことがありましたが、いずれにしてもご相談をしていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

12番 山田乙三君

ありがとうございます。一生懸命やっておみえになることは、被害に遭われた方から重々聞いておりますので、これは評価させていただきたいと思います。

ただ、猫についてはご存じのようにおしっこもふんも非常に臭気がきつい。それから、おまけに家屋を壊されて費用もかかる、こういうことで非常にお困りになっておられる部分も十分、立て看板なり、あの辺集中的にビラをまくとか、注意する場合は必ず警察立ち会いのもとにやらないと、本当にちょっと変わっているというのか、ちょっと普通の方よりこだわりのある方が結構えさをやっておられるように見受けられますので、十分注意をしていただけたらなと、こう思っています。

それから、公害の件については、いろいろとございますし、例の経営者、その問題についても感覚公害という非常に幅広い言葉があるんですよ。それとは言いませんよ。道路に面したところですし、測定も非常にいろんな音を拾って難しい面もありますけれども、そういう点で1点だけお聞きしますけれども、蟹江町でこういう公害の監視員というのか、私も過去に、議員になる前にやらせていただいたことがあるんですけども、これはだれかという、医師または公害の免許を持っている方が選任されるわけですが、県の委嘱ということで、毎月レポートを出してという嫌らしい仕事なんですけれども、そういう制度がありますし、だれがやっておられるかな。どなたさん、名前まではいいですけども、あるはずなんです。公害監視推進員というきちとしたこういうものを持って、おたく、何の権限で言われますかという、実はこうですよ、愛知県知事のどうだこうだということがあって、それがあんですよ、れっきとしたものが。恐らく形骸化というのか、それ以後、風化しているのかどうか知りませんが、その辺ちょっとお答え願いたいと思います。

環境課長 上田 実君

それでは、猫の件につきましては、やはり猫もいろんな方がえさをやられて、いろんなパターンがありますので、それぞれの状況に応じて今後も町は指導をしていこうと思っております。ただ、あくまで法律の許す範囲で実施していこうというふうに考えております。

もう1点ですけど、騒音についてですけど、監視員につきましては、実は愛知県から環境保全委員という方が蟹江町の場合3名委嘱をされております。現在は、3名の中でお1人は本町の方で、もう1人は学戸の方、もう1人は舟入の方という3名の方が実は委嘱をしてい

ただいております。ただ、この3名については免許があるかといわれると、特に免許はございません。3名の方、今後も広報とかそういうもので私どもも周知をしていきたいなというふうに感じましたので、人数としては3名です。ただし、平成22年から3名が2名ということで、ちょっと改正がありました。

以上です。

12番 山田乙三君

次の款か今のところかで、ついでみたいな形で申しわけないんですけども、最近、ヌートリアがちょこちょこ、前はぼつぼつでしたけれども、農作物も荒らして、非常にお困りなので、例えば農政商工のほうへ多分電話が入っておりますし、私もそのとき、わながあるということも聞きました。その辺の実態は環境課のほうも入っていると思いますけれども、どうですかね。ただ、わなはわなの免許が要りますので、それと私が聞き及んでおりますところは、捕獲したらその場でガスで殺すと。簡単な言葉で言うと。そういうことですので、今のところは業者で駆除をしていただいている実態ですが、頻繁にこれから出てくるように見えるんですね、雑食性でネズミの親分みたいなものですけども。これはもとは、戦争のときに毛皮にするために、外国から取り寄せて野放しにしたものが爆発的にふえてきておる実態で、食べ物がないから、雑食性ですので、イネだとか畑の野菜だとか、そういうことがわかりでしたらちょっとお知らせください。

環境課長 上田 実君

今、ヌートリアのお話が出ましたが、そういった苦情ですけど、ここ1年くらい、ヌートリアは私は苦情としては聞いてはおりませんが、最近ですが、アライグマをお聞きしました。アライグマにつきましてもヌートリアにつきましても、特定外来生物ということで簡単に捕獲はできませんが、これも被害の状況にもよります。農作物を荒らす場合もありますし、庭に入っているんな動物というか、飼っておる魚をとったりする場合があります。いろんなこれもパターンがあると思います。今、議員言われますように捕獲するにはそれなりの免許と、簡単に動かすわけにもいけないというものもございますので、その辺は愛知県や動物愛護協会などと相談しながら対応していきたいと思います。ご理解のほどお願いいたします。

副議長 松本正美君

山田乙三君、終わりですけども。

(発言する声あり)

農工のときに。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、1点だけ簡単に伺っておきたいわけではありますが。

その前に、先ほどお互いに、私は真剣にその人たちの暮らしを思うものですから、つい大きな声で申し上げたけれども、気分を害されたら申しわけなかったと思います。菊地議員の

とりなしがあったかに思うわけでありませけれども、決して感情的にどうこうだということではございませんので、ご了解をいただきたいなと思うわけでありませ。

さて、107ページでございますけれども、蟹江町斎苑管理運営協議会委員の報償金に関連して伺うわけでありませが、事業仕分け云々ということも言われているわけでありませけれども、私もかつては本町の火葬場につきましては、多くのお年寄りの皆さんが、私はあそこで焼いてもらいたいというようなご発言もあつて、統合必ずしもやってもらつてはいかんといい意見を持っておつたんですけれども、最近では、もう多くの方々が他界されて、実際に逆にあの施設が古くなってあかんと。しかし、改築もできないというようなことがあつて、皆さん、やむを得んじやないか、統合はと、こういうご意見があちこちで多く聞かれるようになりましたので、私も皆さんの言うこと、ごもっともということで、やっぱり統合するということはやむを得んかなと、このように思っているわけでありませけれども。

それで、だとすれば、この委員会、極力開いていただいて、その方向への機運を高めていただく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。1年間でどのくらいの会議をおやりになつて、どんな内容の話があつたか、ちょっと伺いたいと思うんです。

この委員会を、仮になかなかいい案が出てこないにしても、頻繁にやることによって一定のそういうムードというか、そういう皆さんの思いが生まれて、何とか統合したほうがいいんじゃないかという環境もつくられてくるやに思うんで、その辺について聞かせていただきたいと思ひませ。

環境課長 上田 実君

それでは、1点質問をいただきました。蟹江町斎苑等運営協議会の委員の関係でございますが、こちらのほうですが、実はこれは蟹江町には斎苑が2カ所ございまして、本町と舟入にございまして。それぞれの議員さんの中からも代表ということで、委員の構成としては議長と、それから各本町と舟入の代表者の委員の方に出していただき、なおかつ総務民生常任委員長さんの4名が議員の中から出ていただいておひませ。そのほかに町内会長さん、5単区ございまして、5人が出ていただき、全部で9名ほどで委員は成り立っております。

この協議会の開催につきましては、今年度は、実は1月に入つてから協議会を1回開催をいたしました。これにつきましては、本来、協議会の委員の目的といたしましては、町が今後斎苑をどうするか否かのときに、諮問機関として設置をされたものでして、以前はいろんなことが斎苑にはありました。例えば、本町でいきますと福田川の改修ということであり、やっぱり協議、報告していくことがそれぞれありましたので、1年に1回は必ずやっておりますが、ここのところ、そういった協議会はしておひませでしたが、実はことしに入つて1月にそういった協議会を開催いたしました。内容といたしましては、今議会にも提案させていただきます条例で改正をしたいというふうにも考えておひませるので、開催としては1月に開催をさせていただきます。ということで、年1回ぐらいが今までの開催をし

ておる状況でございます。

7番 小原喜一郎君

ですから、私もその実態を知ってあえて質問しておるわけでありましてけれども、つまりせっかく斎苑管理協議会を設けられて、これは費用弁償もあるんでしょう。単に予算を組んだ以上、一応やらんといかんということで年に1回、年度末近くにおやりになるということではなしに、せっかく議会の中でも多くの皆さんが斎苑の統合について真剣に、お互い真摯に考えて質問されておるわけでありまして、そういう統合に向けた町の取り組みの積極性あるいは真摯に答えるという立場を明確にする上では、もう少し協議会を開いて、積極的に統合問題について論議をし合うことをやっていただく必要があるんじゃないか。でないと、いつまでたってもこのままで統合の機運は生まれませんと思いますけれども、どのようにお考えですか、伺いたいと思います。

環境課長 上田 実君

先ほど言いますように、目的としては諮問であります、議員おっしゃられますようにこれは以前から議会でも斎苑は一本化にというような話もしていただいておりますので、今後そういった協議会につきまして、報告なり、協議をしていく回数をできる限りふやしたらいいなというふうにも考えておりますが、こちらのほうはまた一度勉強させていただきまして、そのように対応したいなというふうにも考えております。よろしくお願いたします。

7番 小原喜一郎君

最後に要望でございますけれども、やっぱり1つの目的や事業をやろうとすれば、住民の意識の変革を促す取り組みがないとこれはなかなか進まないですよ。例えば、この事業仕分けでこれも1つの統合して無駄な費用を節減していくということであれば、早くにこれは真摯に取り組んで、統合できる方向を進めていく必要があるのではないかとこのように思うんですけれども、今後やっぱりこのせっかくある協議会ですので、そういう方向に向けて積極的な取り組みをお願いしたいなと。統合に向けた雰囲気生まれるような方向で取り組んでいただきたいということを要望として申し上げたいと思います。

6番 林 英子君

111ページの37のスプレー缶の穴あけ業務委託料についてお聞きしたいと思います。

以前、私は、まだ二、三年前はスプレー缶の穴あけ、危ないのであけなくてもそのまま出せばいいよとおっしゃって、この間、環境課長に聞きましたら、それは危ないので、危ないけれども、できるだけ穴をあけて出してほしいというお話でした。それで、決算報告を見ますと63万円が今度は47万9,000円になっていますが、これをもっと徹底をさせて、しかもこれはどこへ委託をされているのかということをお聞きしたいということです。

もう一つは、ごみ袋の減量のためにマイバッグを蟹江町も一生懸命皆さんに話をして、2,000個というバッグをつくって皆さんにお渡しして、その結果、どのような変化が生まれ

たかということ、その2つをお聞きしたいと思います。

環境課長 上田 実君

それでは、お答えをいたします。

まず、1点目のスプレー缶につきましてですが、スプレー缶につきましては、蟹江町は以前、あけなくていいよ、もう資源ごみのところにそのまま入ったままでいいから出してくださいというのが実はありました。それで、町は21年4月、実は平成21年3月に広報を載せました。というのは、スプレー缶はやっぱり自分で使い切って穴をあけてください、個人の話です。これが当たり前だというふうに私は思いました。

それで、21年4月から、カレンダーのほうにはちょっと間に合わなかったんですけど、環境美化指導員の説明会が4月の早々でございます。そのときにはスプレー缶は個人はすべて使い切って穴をあけるように指導してください。ただし、環境美化指導員さんたちが資源ごみ置き場でそれをさわるとか当たっては、もしあいていないのがありましたら、特に委員さんがあけなくても結構ですと。というのは、委員さんがそれをあけると、例えば色のついたラッカーのスプレーとかという色物がございまして、ペンキなんか。そういうものをあけますと、体に飛んだり、あるいは周りの車だとかそういったものに飛んで、実はけががあります。そういったことを踏まえて、蟹江町はスプレー缶は穴をあけていいよというようなのが、実はそれ以前がそうでした。ですけれども、ことしの4月からは、スプレー缶は個人に対しては使い切って全部穴をあけてくださいと通してきておりますし、ちょっとこの前私も感じておったんですけれども、その周知が、なかなか周知されていないのも現実です。環境課といたしましても、資源ごみの日には、日曜日の資源ごみの日には、各ところすべて回って、それを話ししておるかというのは別といたしまして、そういったことも環境課としてはやっておりますので、まだまだ周知が私は足りないというふうに思っておりますので、今後周知をしていきたいと思っておりますし、既にことしの9月にパンフレットもつくりました。そこにも穴をあけてくださいということも書いてございまして、ことしのカレンダー、もう既に皆さんのところにはカレンダーが届いておりますが、そちらのほうにもそのような指示がしてございます。22年度の4月にもまた美化指導員さんの説明会を実施をいたしますので、これは周知をしていこうというふうに思っておりますので、ご理解をください。

もう1点ですけれども.....

(「委託先」の声あり)

委託先は業者に委託をしております。フジカンという業者ですけど、こちらのほうに委託をしております。

それから、マイバッグの件でございますが、実は昨年10月1日からですけど、蟹江町はレジ袋有料化ということで6事業所、7店舗、こちらのほうの協力を得まして、レジ袋の有料化をしております。そのときにマイバッグなんかも必要ですので、緊急雇用のお金をつく

りましてマイバッグをつくり、啓発資材として使用しました。その効果といたしましては、こちらのほう、まだ半年しかたっておりませんが、各協力業者から情報はいただいております。例えば、ピアゴさん、旧ユーストアさんですけど、レジ袋の普及率は、初めは当初実施したときは80%の人が辞退をしておりましたが、現在、2月の報告をいただいております。目標は90ぐらいに設定しております。そういった報告を、実は本年度3月末に報告をしていただくことにもなっておりますので、大体のところ、聞いておりますと、もちろん当初の目的の50%はクリアしているように聞いております。ただ、若干一部の企業では盗難だとかいろいろなことがあるねというようなことは言われますけど、根強く町は推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

10番 菊地 久君

107ページ、先ほど小原さんがお話がありました斎苑の管理の問題であります。今、何か聞いておりましたも全然、本町の火葬場があと何年使えるかとか、いろいろな心配をしておるわけです。この行政改革等々の中でもそういうことをうたわれておって、周辺対策費等々も24年ぐらいには廃止ができんかとか、次にはもう建てかえ無理だろうとかという事はずっと言われてきておるわけです。それで、我々が言っておりますのは、舟入と本町、本町を廃止したときに舟入の一本化はどうだ。そのことについて覚書があってという話がしょっちゅう出るんですが、その覚書を一遍全員に出して、その覚書のどこが問題なんだ。その覚書をみんなして話し合っ、その周辺の反対をしている、わずかといっは失礼でございますけれども、何十年も反対、反対で来られても、話をして誠意を持っていったら解決できる問題ではないか。火葬場へ入る道の問題、周辺も変わっています。緑の公園をどうだとか、いろんな意見の出ていることはよう知っています。それを今日まで何十年たっても一向に話が進んでおらんというところに、何か気がないじゃないかと私が前に怒りましたけれども、本当に解決する気があるのかと。2,000万もお金をかけておるわけでありまして、それを例えば220人を火葬にかけると1体10万円近い金をかけていますよと。よそで例えば全部オールやってもらったら4万か5万でしょう。そうしたら、蟹江町、火葬場なしで、全部他で燃やしてもらうことはできんか。これも1つの方法だね。本町だけでなくしたら本町だけの方を、例えば町外というとなかなかいかんだけれども、業者に話しすると業者は積極的ですわ。積極的にいろんなアクションを起こせるでしょうというの。

だから、どうしてもということなら、蟹江町はもう火葬場なしだというぐらいの腹をかためて話をするということがないと、一向にこれは進まずですわ。今聞いておると、舟入の人はちっとも言うこときかないで、舟入はみんな悪者ですわ。何やっておる、何十年も。ちっともそんなことできんかという話になっちゃうの。話せばわかるし、解決する。町がこれとこれを言われた要望について、これはできる、これはできんと。藤田町長のときに、あの人

も存外と甘いもんですから、その場限りで適当に覚書をやって、つくらなければいかんもの
ですからやっちゃったのが大きな原因ですけれども、それは住民感情はあるけれども、みんな
蟹江の町民なんです。私はそういう意味で、この問題については町が積極的に体を張
って願います、解決するならこういう方法があるということ一度きちんとしてくださ
いよ。幾ら言ってもあんたらやらない。そして、本当にいかんなら、書いて、全町民にわか
るようにしてください。なぜ蟹江町の町民でありながら、この区域からは本町、この区域か
ら舟入、なぜ。やっぱり原点に戻って言わないと、同じ町民で何だと。本町で生まれて、古
い人は本町のこのぼっこだろうが何だろうが、あそこで燃やしてもらいたいという気のある
人もおると思うよ。でも、蟹江町民で新しいところがあって、全然本町と違います。なぜと
いう疑問になぜ答えていかんのかと不思議でいかんの。

余り火葬場のことを言うと早く死ぬというので、今まで余り言わなかったけれども、70に
なったのでええかと思うで、私は真剣になって火葬場問題を取り上げておりますけれども、
これやっぱり何年か目標で真剣に解決するという決意が欲しいんですわ。ぐたぐた言っ
たてできっこない。だからやっぱりその辺で、今も同じようなことを言っておる。聞けばまた
同じようなことを言うから、こういう方法でアクションを起こして、今、委員会とおっし
やったもので、委員会で問題提起をして、報告をする。我々にも報告する。議会側でわか
ってもらえること、それから全町民になぜかという答えを言わなければいかんです。全町民にな
ぜかという答えはこうですと。わからせんわ、今までだと。オブラートに包んだようなこと
はいかん、もうそんなことは。明らかにして、業者にも委託しておる、業者との関係もある
かもしれん。いろいろあると思うよ、過去がいろいろあったで。でも、やっぱりこれは片づ
けんことにはみっともないです。本当にみっともない。歴代の町長が本当にたるんでおると
いってもしようがない。今回は今の町長のときに片づけてもらいたい。怒るだけじゃいかん
もんで片づけてもらいたいと思う。その辺の、本当に一遍考えてください。予算見ておっ
てもいつも同じようなことで、それはひとついいんですなと。あんたに言っても言うことは一
緒。やっぱりこれは町長にこれはお尋ねしておきます。ひとつお願いします。

町長 横江淳一君

冷静に答弁させていただきたいと思います。

この斎苑問題につきましては、本当に町長就任以来から実は問題になっておりまして、私
も舟入の担当者の方と幾度も実はお話をさせていただきました。菊地さんにも何度もお話し
しましたが、実をいいますと、名古屋市の斎苑問題、それから愛西市のほうでも同じような
斎苑問題が起こっておりまして、実際半ば解決をし、先般、斎場の建設費の入札が行われた
ということが新聞に書いてございました。

我々といたしましては、菊地さん、それからほかの議員さんに本当に心配いただいている
わけでありまして、最終的には、同じ町民でありながら同じ受益が受けられないということ

は、これは税の平等性にかんがみましても、これは不適切であります。そういうことを含めて、担当者同士の話し合いを今現在続けております。甘いとおっしゃいますが、今どういう状況なんだということも、やっぱりこれはきちっとお示しをさせていただかなければいかんもう時期だと思っています。

ですから、これは議会が終わりましたら、再度環境課を集めまして、今現在どういう状況になっているのか。そして、覚書とは一体何ぞやということを議員の皆様方にもお示しをして、仮に特別委員会が何か、菊地さん、つくっていただけるんでしたら、また菊地さんにつくっていただきたいなという、これはそれが一番いいのではないのかなと。本当に一生懸命になっていただいておりますので、できればお願いをしたいなと。我々といたしましても、最終的に現地の方が、一部の方だと思いますけれども、受け入れがどうしても不可能だということになれば、2つの火葬場とも閉鎖をするつもりでおります。それでないと進みません。

ですから、一応この議会が終わりましたら、担当と一遍話をいたしまして、情報をきちっと出させていただき、議員の方にもお示しをして、菊地さん、特別委員会なんかつくっていただくとありがたいのかな、私からの要望であります、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

副議長 松本正美君

他に質疑がないようですから、4款衛生費を終わります。

ここで企画情報課長、税務課長、福祉・児童課長、環境課長、健康推進課長の退席と都市計画課長、下水道課長、生涯学習課長、給食センター所長、消防署長、消防本部総務課長の入場を許可いたします。

課長の入れかえをしますので、暫時休憩といたします。

(午後 4時42分)

副議長 松本正美君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時43分)

副議長 松本正美君

続いて、5款農林水産業費、114ページから121ページまでの質疑を受けます。

8番 中村英子君

8番 中村です。

117ページですけれども、農業振興管理費の中に工事請負費ということで地域特産物の育成整備工事というふうなものが、予算的には少なくとも105万円でございますけれども、この場所なり、規模なり、何をするのか、具体的なことをお示しいただきたいと思っております。

産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

場所は今西上1丁目8-1で、面積は481平米、ちょうど北中のJRの本線から南東の水

路沿いのところに町の未利用地がありまして、そこに地産地消のイチジクを植えて、今後やっていきたいというふうに考えています。町の未利用地がありまして、そこを整備したいと考えています。

以上です。

8番 中村英子君

そうしますと、町が直にイチジクの木を植えて、そこにシロイチジクか何か知りませんが、何でも、イチジクをとるといふか、イチジクの生産するという計画なんですか。何本くらいの木かわかりませんが、町が直接それをやるということなんですか。委託も何もせずに町の職員が直接やるという意味ですかね。ちょっともう少し詳しく言ってください。

産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

舌足らずですみませんでした。農業改良推進会の中にイチジク部会がありまして、イチジク部会の有志の人たちに皆さんでやってもらう計画です。

それで、シロイチジクの本数も10本、背が非常に高くなりますので、半径3メートルで直径が6メートルくらいの穴を掘ってやらないと1本が大きくなれないということで、3年くらい皆さんに管理してもらってやる計画でございます。

以上です。

12番 山田乙三君

12番 山田です。

ヌートリアの件、ちょっと産業建設部長、新しく着いたところでひとつよろしく。

産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

117ページの委託料で有害鳥獣の業務委託25万6,000円がありますけど、ヌートリアの件につきましては、特定外来種に指定されていまして、そういう苦情があれば町が環境課で捕獲許可を得ましてから専門業者に依頼して実施します。それで、その場で致死処理をしないとイケないということも動物保護管理に関する法律で決められていますので、そこで殺傷処理をすると。ちなみに20年度は2件ありましたけれども、21年度は今のところありません。

以上です。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、117ページ、町民菜園についてちょっと承りたいわけでありまして、現在、町民菜園の利用状況、毎回募集するたびに全部埋まるのかどうか、あるいは希望者が多過ぎて困っているのか、足らんのか、ちょっとその状況を聞かせていただきたいと思っております。

それを聞いた上で質問あれば続けたいと思っておりますので。

産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

まだ今月初めに抽せん会を行いました。それで、八幡のほうは抽せんになりまして、全

部で21区画でして、30人以上の申し込みがありまして抽せんになりました。それから、道の西の、ちょうど新蟹江小学校の北側、そこは41区画ありまして、そこは抽せんになっていません。二、三個余っているというふうに聞いています。

以上です。

7番 小原喜一郎君

これも要望なんですからでございますけれども、この町民菜園に対する希望者が多い状況があれば、片一方が抽せんになったそうで、抽せんに漏れた人がその片方のほうへ回るということもあり得るかと思うわけでありましてけれども、いずれにしろ希望者が多ければもっと菜園をふやして、つまり、もしこの道の駅やまちの駅、増強した中での朝市というか、青物の市場ですか、あちこちで農業の皆さんが自主的におやりになっているこの土日の農協と蟹江町、この間ですね、それから富吉と、これに加えて一番街のまちの駅でもおやりになっていらっしゃるわけで、さらに町が推進するまちの駅に持っていくことになってくると、もっと積極的に野菜類をつくっていただいて、どんどん朝市に出していただけるような方向が生まれると、一層活性化するのではないかなと、こういうふう思うわけでありましてけれども、その意味でいいますと、町民菜園もっと強化できないかと、こういうふうに思いますが、この点は、町長、いかがでしょうか。

町長 横江淳一君

本当に地産地消で、できれば皆さん、休耕田が何かでやっていただければありがたいと思いますし、実際、まちの駅でどのような形でやるかはまだちょっときっちと計画が立っているわけじゃありません。ただ、僕が再三再四、皆様方にご説明しております農協での品評会をやりますと、蟹江町の土壌というのは非常に良好な土壌でありまして、すばらしい農産物ができるわけですね。これを何とか、蟹江町のみならず皆さんに食べていただきたい。ただし、耕作面積が大変狭いものですから、非常に限られた方しか食べることができないという、そういうこともあります。

ですから、今現在、例えば蟹江町に土地があるわけじゃありませんが、休耕田等々でそういうお話があるんでしたら、需要と供給のバランスがありますので、それは今度新たに土木農政課という新しい課、今回お認めいただければそこでスタートをして、地産地消のデビューということもございますので、考えていきたいなというふうには実は思っています。

ただ、今思っていますと、蟹江町の家庭菜園は利便性のあるところでないに来ていただけない。私のほうへ電話があるのは、八幡のあの地域、いわゆる市街化区域の中で車で行けるところにそういう菜園をつくってもらいたい。あんまり遠いところへは行きたくないというのが本当の町民の真なる考え方だというふうには思っていますので、どこでその農園をつくるかということが多分一番問題じゃないかなと。でも、考え方としては何とか広めていきたいなということは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7番 小原喜一郎君

要望しておきたいと思うわけでありませうけれども、私は広報や何かで未利用地や、あるいは今、休耕田なんていうのは余り言わないようになってきているようですけれども、そういう土地や、そういうもし使っていない土地を提供していただけることについて、呼びかけがあれば、町が広報などで呼びかければ、結構そういう人があらわれるんじゃないかなというふうに思いますので、例えばあらわれて、交通の利便性のところがもし出てくるようであれば、なお結構だというふうに思いますので、できればその方向でぜひ取り組んでいただきたいのと、要望しておきます。

副議長 松本正美君

菊地久君、時間かかりますでしょうか。

10番 菊地 久君

あと5分でいい。

10番 菊地です。

びっくりしたのでもう一度聞きます。117ページの中村議員の関係でありますけれども、地域特産物の育成整備工事でしたね、さっきの質問。そうだったね、100万。何されるんですかといったら、イチジクを5本植えるの。

(「10本」の声あり)

10本植えるということは、その植えたイチジクは、イチジクなるわね。何年で幾つとれるか知らんけれども、大体その評価というのはどういう評価をされておるの。それをまず教えてちょうだい。10本のイチジクから、イチジク1本から何ぼずつできて、時価にすると何ぼぐらいになるか。

産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

イチジクの苗木をことし10本買い受けまして、それを移植するんですけど、専門の方から購入しまして、それを新しい、先ほど言いました今西上の1丁目のところへ植えるんですけど、ことし植えて、1本に対してシロイチジクがどれだけなるというのは、ちょっと自分、わかりませんので、その様子を逐次見たいと考えています。

10番 菊地 久君

蟹江町ではイチジクを3軒ですか、農家やってみえるのは。前に聞いたらそう言ったと思いますが、その専門家で頑張っているのは温泉の近くの戸谷さんが、えらい張り切っておると言っていました。その戸谷さんのところが例えば何か土地の関係でやれんと、イチジクやめちゃう、切っちゃうというような話があって、じゃ、そうだったらどこか土地へ移転してやったらどうかという筋書きではないですな。何で今、例えばイチジク1本の木で、今もう出荷していますから、市場へ。1本の木で何本とれて、幾らぐらいかなという試算をせないかんよ。そうしないとこの蟹江の土地、町の土地でしょう。ただじゃないでしょうという

の。ただの土地じゃない、蟹江の土地は財産だよ。その土地に木を植えると。木を買ってくると、おまけに。土地を造成をして100万かけると。それをあんだ、ようこれだけのことを予算で気がつかないといかんけれども、しゃあしゃあとっておるでしょ。あんだたち、税金何だと思っておるんだ。金がないと、あっちをぶち切り、こっちぶち切って金を浮かしておいて、これこそまさしく町民を愚弄しておるぞ、こんなもの。言っちゃ悪いけども。言ってみる、100万円の工事費、1本幾らだ、木が。持ってきた木は、1年で何本のイチジクができて、何本売れて、費用対効果をちょっと言ってくれ、一遍。こんなふざけた提案するな。

産業建設部長 河瀬広幸君

ちょっと説明不足で申しわけございませんでした。

これは場所の提供ということで、町も特産品の開発、イチジクに力を入れたいところでございます。それがまず大前提の中でありまして、未利用地の利用ということでその場所にある程度費用をかけて造成する。その後につきましては、例えば商工会のイチジク部会だとか、農業花卉部会のイチジク部会等にいろいろお世話をしていただいて、町の特産品であるイチジクを、シロイチジクをそこで栽培し、将来に向けて役立てていきたいと、このようなコンセプトがございますので、場所づくりの提供ということを考えておりますので、決してそれを、町が生産をやるわけではございません。その中で、場所を提供して、商工会等のイチジク部会さんの皆さんとか、そういうイチジクの開発のためにやっていただくテストケースとして使っていくということを考えております。

10番 菊地 久君

さっぱりあんたらが言っておることはわからん。町の土地だろうが。木を持ってくる。この100万円の造成費は工事費です。木を買うとか言っておったでしょう。1本何ぼで買うの。工事費計算したときに10本のイチジクで何本出るよ。遊びか。町が買うんでしょ、木を。育てるのは部会で、花卉部会というのは海部でできておる。蟹江町の花卉部会、正式にあって、何人おるの。補助金出して花卉部会ができておるの。そういう団体があるの。そして、イチジク団体なのか、それ何件あるの、じゃ。イチジク団体なの。

もっと、いやしくも100万円の工事費、おまけに町の土地、そこへやるわけでしょう。そうじゃないの。大事な町の町有財産なの。イチジク10本、1本で例えば年間10万円ずつ稼いでくれれば100万だわ。これはええかなと思うよ。計算をして一遍出してちょうだい。きょうはいい、きょうは時間ないで、副議長がもう終わるといって、申しわけない。副議長、今のこの110万の内訳、きちんとあしたそろえて、趣旨、目的書いて出してもらいたいと思うが、どう思いますか。お願いしたいんですわ。いい。

副議長 松本正美君

はい。

10番 菊地 久君

じゃ、きょうのところは終わる。

副議長 松本正美君

西川産業建設部次長、資料出ますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって延会することを決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

大変にご苦労さまでした。

(午後 5時00分)